

検証結果最終報告書

令和 3 年 10 月 1 日

総 務 省

情報通信行政検証委員会

【目次】

| | |
|---|----|
| はじめに | 1 |
| 第1部 情報通信行政検証委員会の検証活動 | 2 |
| 1 当委員会の検証対象 | 2 |
| 2 委員会の体制等 | 3 |
| 3 委員会の具体的な活動状況 | 3 |
| 4 本報告書の構成と骨子 | 4 |
| 第2部 東北新社が外資規制に違反する状態で行われた衛星基幹放送事業者の認定及びその地位の承継の認可、囲碁・将棋チャンネルの認定、衛星放送の未来像に関するワーキンググループにおける議論について | 7 |
| 第1 東北新社が外資規制に違反する状態で行われた衛星基幹放送事業者の認定及びその地位の承継の認可について | 7 |
| 第2 囲碁・将棋チャンネルの認定について | 9 |
| 1 囲碁・将棋チャンネルの認定に関連する政策の動向等 | 9 |
| 2 平成30年(2018年)5月の囲碁・将棋チャンネルの認定の経緯と会食概要 | 10 |
| 3 放送法の関連規定等 | 13 |
| 4 認定事実を踏まえた当委員会の評価 | 14 |
| 第3 衛星放送の未来像に関するワーキンググループにおける議論について | 16 |
| 1 衛星放送の未来像に関するワーキンググループにおける議論に関連する政策の動向 | 16 |
| 2 衛星放送の未来像に関するワーキンググループの開催や議論の経緯と会食概要 | 18 |
| 3 放送法の関連規定等 | 24 |
| 4 認定事実を踏まえた当委員会の評価 | 25 |
| 第4 東北新社との会食について | 27 |
| 1 会食について注視すべき事実 | 27 |
| 2 会食についての評価 | 28 |
| 第3部 NTTドコモの携帯電話料金の低廉化及びNTTグループの組織体制について | 31 |
| 第1 総務省とNTTグループとの関係について | 31 |
| 1 総務省とNTT持株及びNTT東西との関係 | 31 |
| 2 総務省とNTTドコモ及びNTTコミュニケーションズとの関係 | 32 |
| 第2 NTTドコモの携帯電話料金の低廉化について | 34 |
| 1 NTTドコモの携帯電話料金の低廉化に関連する政策の動向 | 34 |
| 2 NTTドコモの携帯電話料金の低廉化の経緯と会食概要 | 36 |
| 3 NTTドコモの携帯電話料金の低廉化に関連する規定等 | 39 |
| 4 認定事実を踏まえた当委員会の評価 | 39 |
| 第3 NTTグループの組織体制について | 42 |
| 1 NTTグループの組織体制に関連する政策の動向 | 42 |
| 2 中間持株会社の設立及びNTTドコモの完全子会社化の経緯と会食概要 | 43 |

| | | |
|------|-------------------------------------|----|
| 3 | 中間持株会社の設立及びN T T ドコモの完全子会社化に関連する規定等 | 50 |
| 4 | 認定事実を踏まえた当委員会の評価 | 50 |
| 第4 | N T Tグループとの会食について | 54 |
| 1 | 会食について注視すべき事実 | 54 |
| 2 | 会食についての評価 | 55 |
| 第4部 | 情報通信行政に対する国民の信頼の回復 | 57 |
| 第1 | 基本的考え方 | 57 |
| 第2 | 情報通信行政に対する国民の信頼回復のための指針 | 59 |
| 1 | 職員自らの説明責任の自覚 | 59 |
| 2 | 重要な政策決定等の組織としての適切な記録と透明化 | 60 |
| 3 | 組織のミッションの明確化と風通しのよい組織風土作り | 61 |
| 4 | マネジメント体制の構築と仕事の属人化の排除 | 62 |
| 5 | 前例踏襲意識の打破 | 63 |
| 第3 | 方策の立案と確実な実施 | 64 |
| おわりに | | 65 |
| 略語一覧 | | 66 |
| 参考資料 | | 68 |

はじめに

令和3年(2021年)1月以降、総務省職員と東北新社グループ及びNTTグループの幹部との間で行われた国家公務員倫理法に抵触する会食等が発覚し、それらにより行政がゆがめられたのではないかとの疑念を持たれる状況となった。

情報通信行政検証委員会は、こうした疑念について客観的かつ公正に検証することを目的に、令和3年(2021年)3月16日に設置され、まずは平成29年(2017年)1月に行われた株式会社東北新社に係る衛星基幹放送事業者の認定及び同年10月に行われた株式会社東北新社メディアサービスによる衛星基幹放送事業者の地位の承継の認可を中心に検証を行い、令和3年(2021年)6月4日に第一次報告書を公表した。

当委員会では、それに引き続いてさらに、これまでに明らかになった東北新社グループとの会食の時期と重なる時期に行われた同グループに係る衛星放送行政や、NTTグループとの会食の時期と重なる時期に行われた同グループに係る移動体通信行政等について、会食によって行政がゆがめられたのではないかとの疑念について幅広く検証を行うとともに、それらの結果を踏まえて、情報通信行政に対する国民の信頼の回復についても検討を行った。

本報告書は、当委員会におけるこれらの検証・検討の結果を取りまとめたものである。

第1部 情報通信行政検証委員会の検証活動

1 当委員会の検証対象

当委員会では、総務省職員と東北新社グループ又はNTTグループとの間の会食等により行政がゆがめられたのではないかとの疑念について検証するため、

① 東北新社グループについては、把握されている会食等が平成27年(2015年)11月以降のものであったことから、同年夏以降に行われた衛星放送行政で東北新社グループに関連するものについて精査を行い、その当時の法令や政策の動向に沿っていなかった、あるいは、政策の転換があった可能性があると考えられるものとして、

- ・ 放送法(昭和25年法律第132号)に定める外資規制に違反する状態であったにもかかわらず、平成29年(2017年)1月に行われた株式会社東北新社(以下、単に「東北新社」という。)に係る衛星基幹放送事業者¹の認定及び同年10月に行われたその事業者の地位の株式会社東北新社メディアサービスへの承継の認可の件²
- ・ 番組のHD化を推進していた時期にSD番組として認定された平成30年(2018年)5月の囲碁・将棋チャンネルの件
- ・ 右旋は2K放送という既存方針に対して、第2期報告書案でBS右旋空き帯域の4K割当て等を提言した衛星放送の未来像に関するワーキンググループ(以下「未来像WG」という。)の件

を対象とすることとした。

② また、NTTグループについては、把握されている会食等が、平成28年(2016年)7月以降のものであったことから、同年春以降に行われた移動体通信行政等で、NTTグループに関連するものについて精査を行い、同グループの個別の活動について行政指導等が行われた、あるいは、政策の転換があった可能性があると考えられるものとして、

- ・ 携帯電話料金の規制改革を進める中での料金の低廉化の件
- ・ NTT分割後のNTTグループの再編となる平成30年(2018年)11月のNTT株式会社(中間持株会社)の設立及び令和2年(2020年)12月の株式会社NTTドコモ(以下、単に「NTTドコモ」という。)の完全子会社化(完全子会社化と携帯電話料金の低廉化との関係を含む。)の件

を対象とすることとした。

また、これらの検証結果を踏まえ、情報通信行政に対する国民の信頼の回復について、検討を行うこととした。

¹ 放送法第2条第2号及び第13号参照

² 当委員会の「検証結果報告書(第一次)」(令和3年(2021年)6月4日)で検証結果を報告済み

2 委員会の体制等

(1) 当委員会は、以下のとおり、全て民間の外部有識者で構成されている。〈参考1〉

委員会 委員 5人

| | |
|---------------------|-----------------------|
| 鹿喰 善明 | 明治大学総合数理学部専任教授 |
| 原田 久 | 立教大学法学部教授 |
| 横田 響子 | 株式会社コラボ代表取締役 |
| 吉野 弦太 (座長) | 弁護士 (のぞみ総合法律事務所パートナー) |
| 若林 亜理砂 ³ | 駒澤大学大学院法曹養成研究科教授 |

(2) 資料の収集、保全、分析を機動的に行うため、当委員会の下に事務局職員を配置することとしたが、その手続や分析の適正を確保するため、事務局職員は全て以下の弁護士 (以下「補助弁護士」という。) で構成した。

補助弁護士 4人

| | |
|-------|-------------------------------|
| 浦田 理有 | 中央銀座法律事務所 |
| 加藤 剛志 | 加藤剛志法律事務所 |
| 川見 未華 | 樫の木総合法律事務所 |
| 馬場 亨二 | 馬場亨二法律事務所 (総務省大臣官房秘書課監察室長を委嘱) |

(3) 当委員会が直接、又は補助弁護士を介して資料の徴求や基礎的事項の整理等を指示する総務省職員も総務省大臣官房職員 (以下「補助職員」という。) 18人に限定した⁴。なお、補助職員は全員、情報通信行政を担当する部局への在籍経験を有さない者を選定した。

(4) 上記のような体制の下、収集した資料は、当委員会の委員、補助弁護士及び補助職員のみが閲覧できる環境で管理するものとした。また、当委員会の委員、補助弁護士及び補助職員は、検証活動の過程で知り得た秘密について、委員会終了等によりその身分を失った後も含め、正当な理由なく外部に公開し、又は漏らさないものとした。〈参考2〉

3 委員会の具体的な活動状況

(1) 当委員会は、行政プロセスは本来的に透明性や公平性が確保されるべきものであるから、その説明責任は総務省にあり、行政文書に当たると否とを問わず決裁過程の文書・メール等は

³ 令和3年(2021年)6月4日から、検証活動に参加

⁴ 人事異動の関係で、一部の期間のみ携わった者を含む。

関係部門等から幅広く提出してもらい、客観的資料に基づいて、行政プロセスの透明性・公平性が確保されていたかを厳しく検証すべきとの基本方針に立って、令和3年（2021年）3月の発足以来、5回（計9時間）の委員会、18回（計38時間）の委員打合せを行った⁵。

補助弁護士は、これらの委員会、委員打合せに出席するとともに、補助弁護士による検証補助作業を7回（計11時間）実施した⁶。〈参考3〉

(2) 検証作業に当たっては、総務省関係部局に対し、資料提出依頼や照会を随時行った。これにより、総務省関係部局からは、文書で約20冊・1.2万枚、電子ファイルで約22.3万ファイル（約170ギガバイト）の資料の提出を受けた。また、東北新社グループやNTTグループにとどまらず、他の関係事業者や関係団体等に対しても、資料提出依頼や照会を随時行い、電子ファイルで約290ファイル（約160メガバイト）の資料の提出を受けた。

また、当委員会が直接聴取する形で、総務省職員及び関係事業者に対して、15日間でのべ30人、計40時間のヒアリングを行うとともに、8人、6事業者・団体に対してのべ21回の書面調査を行ったほか、総務省外に情報提供窓口を設置し、情報提供を呼びかけた。〈参考3、参考4、参考5〉

さらに、情報通信行政に対する国民の信頼の回復に関する検討に資するため、総務省内で若手職員を中心に編成された情報通信行政若手改革提案チーム⁷との間で、意見交換も行った。

(3) このほか、総務省大臣官房秘書課が令和3年（2021年）2月、同年3月、同年6月に公表した、国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）第23条第3項の規定に基づく任命権者による調査の結果に関連する資料を活用するとともに、同課が同年8月に情報通信部門に勤務する職員に対して実施した「組織風土や仕事の進め方に関するアンケート」（以下「秘書課アンケート」という。）の結果⁸も活用した。〈参考6〉

4 本報告書の構成と骨子

(1) 本報告書については、4部構成とし、第1部には当委員会の検証活動の概要を、第2部には

⁵ メールによるものを除く。

⁶ メールによるものを除く。

⁷ 情報通信行政若手改革提案チームは、総務省職員自らが、所属や所管業務の枠を超えて情報通信行政の課題に向き合い、今後のあるべき情報通信行政の方向性及びより良い情報通信行政の実現のために必要となる改革について議論・提案することを目的として、令和3年（2021年）7月に設置されたもの。メンバーは総務省職員からの公募を通じて構成され、課室長級、課長補佐級、係長級、係員級の職員計45名が参加

⁸ 総務省大臣官房秘書課が、情報通信行政の改善に資するため、総務省本省の情報通信部門に勤務する職員に対し、組織風土や仕事の進め方に関する意識を把握することを目的に、「組織風土や仕事の進め方に関するアンケート」として、令和3年（2021年）8月11日から同月23日までの間、総務省イントラネット経由で実施したもの（回収数280件）

東北新社グループ関係の論点に関する事実認定と当委員会の評価を、第3部にはNTTグループ関係の論点に関する事実認定と当委員会の評価を、第4部には情報通信行政に対する国民の信頼の回復についての提案を盛り込んでいる。

なお、巻末には、本報告書で活用した主な資料を掲載している。

(2) 本報告書の骨子は、以下のとおりである。

① 総務省は、平成29年(2017年)1月、東北新社が外資規制に違反しているにもかかわらず、BS左旋4K放送を認定したが、これは、審査方法等に問題があったために外資規制違反を見逃したものであり、審査書類の様式等の改善が急務であるが、意図的に行政をゆがめたとは言えない。その後、総務省は、同年8月頃、東北新社の外資規制違反を認識していたにもかかわらず、当該BS左旋4K放送を取り消さないで、むしろ同社子会社による事業承継を迫認した可能性が高く、この点では、行政をゆがめたとの指摘は免れない。

囲碁・将棋チャンネルの6スロットSD化の認定については、法令や従前からの政策動向に照らしても、また、スロット数が唯一少なかった同番組を他のSD番組並みとしたもので、不自然な点は見当たらない。未来像WGの第2期報告書における政策転換についても、BS右旋における想定外の空き帯域の発生等の事情に照らすと、不自然とは言えない。

これらの総務省の対応に、東北新社との会食が影響したことは確認できないが、それらの会食の多くは、同社が総務省との間で相談しやすい関係を作るための人脈作りと考えるべきものであり、それに抵抗感なく参加し、国民や他の事業者の信頼を蔑ろにした総務省の職員の問題は、単なる法令遵守意識にとどまらない国家公務員としての職業倫理意識(コンプライアンス意識)の欠如として深刻に受け止めるべきである。

② NTTドコモの携帯電話料金の低廉化については、ガイドラインの立案、運用、NTTドコモからの相談の対応等で、総務省が同社に配慮等を行うといった不自然な運用は見当たらない。

中間持株会社であるNTT株式会社の設立に関するNTTグループからの相談に対する総務省の対応についても、法の趣旨やNTTグループの再編成の趣旨に反する等の問題や不自然な対応等は認められない。

NTTドコモの完全子会社化については、これを妨げるようなNTT法等による直接的な規律がないとする総務省の判断は、法の規定そのものを見る限りでは妥当である。同法等の趣旨あるいは公正競争確保の観点から適切かについては議論の余地があるものの、完全子会社化後速やかに、NTTグループに対する、公正競争を確保するための新たな行為規制等を「公正競争確保の在り方に関する検討会議」で検討するなどしており、総務省の対応に問題があったとは言えない。ただ、総務省の判断の妥当性は、同グループに対する新たな行為規制が機能することが前提となることから、総務省には、今後、新たな規制の機能状況の実効ある検証を求める。また、NTTドコモの完全子会社化の議論が確認できる以前から、NT

Tドコモは携帯電話料金の低廉化を実施しており、完全子会社化の議論と携帯電話料金の低廉化が関係しているという事実も確認できない。

これらの総務省の対応に、NTTグループとの会食が影響したことは確認できないが、これらの会食の多くは、同グループが、総務省の人事異動を機に顔合せを行い、以後の業務を円滑に進めるためのものと考えられるべきであり、国民や他の事業者の目を忘れて、こういった誘いに軽々に乗った総務省の職員の問題は、単なる法令の知識や意識の欠如で済ませるべき話ではない。

- ③ 今回の事案は、単なる法令遵守意識の問題や法令知識の問題に矮小化したり、特定の意識の低い者による問題であるとして終わらせたりしてはならない。また、総務省は、情報通信行政において政策と規制を一体的に推進していくことが不可欠であると考えているならば、一層、国民の信頼確保に意を尽くす必要がある。

このため、当委員会は、今回の事案に対する総務省の対応が表面的なものとなることを防ぎ、今後の信頼回復のために実効あるものとなるよう、職員自らの説明責任の自覚、重要な政策決定等の組織としての適切な記録と透明化、組織のミッションの明確化と風通しのよい組織風土作り、マネジメント体制の構築と仕事の属人化の排除及び前例踏襲意識の打破の五つの指針を示す。

総務省には、これらを基に、一丸となって、どうすれば、信頼回復を図っていくことができるか、そしてどうすればそのための方策を浸透させていくことができるか、自ら模索し、実行していくとともに、その実施状況について、外部の第三者の目を活用しつつ、国民目線で評価を行い、その結果を国民に丁寧に示していくことを求める。

第2部 東北新社が外資規制に違反する状態で行われた衛星基幹放送事業者の認定及びその地位の承継の認可、囲碁・将棋チャンネルの認定、衛星放送の未来像に関するワーキンググループにおける議論について〈参考7、参考8〉

第1 東北新社が外資規制に違反する状態で行われた衛星基幹放送事業者の認定及びその地位の承継の認可について

本件については、当委員会の第一次報告書で既に検証結果を報告しているが、その内容の概要は、以下のとおりである。

- ・ 平成29年（2017年）1月の衛星基幹放送事業者の認定において、総務省が、東北新社の外資規制違反を指摘しないままBS左旋帯域における4K放送事業に係る認定を行ったことは事実である。しかし、これは、その際、東北新社自身が外資規制違反の状態にあることに気付いておらず、また、総務省も、標準的な審査の運用方法に則って、申請書の記載のみで確認したことにより、違反を認識し得なかったためであり、総務省における審査の改善が急務ではあるが、職員の意図的な行為によって行政がゆがめられたとは認められない。
- ・ 一方、総務省は、平成29年（2017年）8月頃、東北新社から、同社が放送法の外資規制違反の状態にあることの報告を受け、これを認識した可能性が高いにもかかわらず、放送法に基づき上記4K放送事業の認定について取消しに向けた対応を行わず、むしろ同社の子会社による当該事業の承継について追認した可能性が高い。この点で、当該行為は、行政をゆがめたとの指摘は免れない。
- ・ これは、当時、総務省が4K・8K放送の普及を推進しているにもかかわらず、BS左旋帯域において4K放送事業の認定を受けて事業を行う事業者が少ない中、BS左旋帯域において4K放送を担う同社の外資規制違反に対して、放送法の規定上は直ちに認定を取り消すこととなる結果に躊躇し⁹、事業承継を追認することが政策推進のためになるとの自己正当化の下、放送法に沿った対応をしなかったことによるものであると推測され、このような状況は、深刻に受け止める必要がある。
- ・ これらの時期における総務省と東北新社との間の会食等に関する資料は、必ずしも十分なものではなかったが、これらの会食等があったことによって行政がゆがめられたと認めるに足りる事情は確認できなかった。しかし、それにより、このような時期に行われたこれらの会食等が正当化される余地は全くなく、国民の行政に対する信頼を著しく損なうもので

⁹ 放送法の規定上は、取消しに先立って、是正措置を講ずる余地はない。

あったことは明らかである。

第2 囲碁・将棋チャンネルの認定について

1 囲碁・将棋チャンネルの認定に関連する政策の動向等¹⁰

(1) 東経110度CS右旋放送については、平成25年(2013年)6月11日の「放送サービスの高度化に関する検討会 検討結果取りまとめ」において、周波数の活用方法の再整理に取り組むことが必要である旨が指摘された。

(2) その後、「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合」の平成26年(2014年)9月の第一次中間報告において、東経110度CS右旋放送にはSD番組が半数以上残存しており、視聴者のニーズに応える観点から、それらのHD化を早期に進めることが必要である旨が指摘された。また、平成27年(2015年)7月の第二次中間報告においても、引き続き、HD化に向けた関係者による一層迅速な取組が必要である旨が指摘された。

(3) 総務省では、これらを受けて検討を進め、平成29年(2017年)6月、

- ・ 東経110度CS右旋放送のHD化を推進するため、公募認定を実施
- ・ 東経110度CS右旋放送の既存のHD番組のスロット数の縮減を図り、その分を既存のSD番組の12スロットHD番組化に活用¹¹¹²
- ・ 可能な限りHD化を推進する観点から、既存のSD番組のHD化を優先して認定の方針を省内で取りまとめた¹³。

また、その際、既存のSD番組のHD化を行っても、効率化によって捻出された空きスロットが残る場合は、新規のHD番組の認定を行い、なお残る場合には、既存の(6スロット未満の)SD番組の6スロットSD番組化を行い¹⁴、更に残る場合には、新規のSD番組や

¹⁰ 本節は、特に断りのない限り、公表資料を基に記述している。

¹¹ 東経110度CS右旋帯域は逼迫していたため、既存番組の撤退や既存番組に用いる帯域(スロット数)の縮減・返上が行われない限り、新規の番組の認定や既存の番組に用いる帯域(スロット数)の増加を行うことができない状況であった。

¹² 従前のHD放送は16スロット(帯域。16スロットは、1トランスポンダ(人工衛星に搭載された電波中継機)で使用できるスロット(48スロット)の3分の1)を必要としていたのが、技術の進展により、12スロットで放送が可能とされた。

¹³ 平成29年(2017年)6月20日に省幹部に説明した。

¹⁴ 6スロット未満のSD番組の6スロット化は、SD画質のままであるため、解像度(水平・垂直の画素数)やフレームレート(動画で1秒間に表示する静止画像数)には変化はないが、ビットレート(1秒間に送信するデータ量)が増加し、映像を伝送する際の圧縮に伴う画質劣化を抑えることができるので、画質の向上方策の一つとして位置付けられてきた。ただ、スロット数が増える以上、衛星基幹放送事業者が衛星を運営するプラットフォーム事業者に支払うインフラ利用料金は増加する。

12 スロットを超えるHD番組を認定することとされた。

- (4) この方針を受けた東経 110 度C S右旋放送のHD化等を行うための認定に係る放送法関係審査基準（平成 23 年総務省訓令第 30 号）の改正については、平成 29 年（2017 年）6 月 22 日から同年 7 月 21 日までの間、意見公募手続（パブリック・コメント）が実施され、同年 8 月 4 日に施行された。

また、当該認定の申請は、同年 9 月 22 日から同年 10 月 23 日が受付期間とされ、翌年 5 月 11 日に、既存SD番組の 12 スロットHD化及び新規 12 スロットHD番組に係る 11 社（15 番組）、6 スロット未満の既存SD番組の 6 スロットSD化に係る 1 社（1 番組＝囲碁・将棋チャンネル）の認定が行われた。

2 平成 30 年（2018 年）5 月の囲碁・将棋チャンネルの認定の経緯と会食概要¹⁵

- (1) 囲碁・将棋チャンネルは、株式会社囲碁将棋チャンネル¹⁶が供給する番組である。同社は、東経 110 度C S右旋放送においては、平成 24 年（2012 年）2 月 23 日に衛星基幹放送業務の認定を受け、同年 10 月 1 日からSD画質で同番組の放送を開始した。同番組は、当該認定の際は、16 スロットHD番組の認定を第一希望とし、6 スロットSD番組を第二希望として申請を行っていたが、審査の結果¹⁷、3.2 スロットSD番組として認定されたものである¹⁸。〈参考 9〉

- (2) 平成 28 年（2016 年）8 月頃、総務省は、既存のHD番組のスロット数の縮減を図り、その分を既存のSD番組の 12 スロットHD番組化に活用することによる、東経 110 度C S右旋放送の画質の向上の検討の一環として（1 (2) 参照）、当時の総務省の資料において、既存事業者のSD番組のHD化の要望等を整理している。当該資料上の記録では、株式会社囲碁将棋チャンネルはSD画質のままよいという意向であった。〈参考 10〉

¹⁵ 本節は、公表資料のほか、関係者からのヒアリングや関係各所等からの資料収集等で得られた情報を基に記述している。

¹⁶ 東北新社が 88.6%を出資する連結子会社

¹⁷ 平成 24 年（2012 年）2 月の認定は、東経 110 度C S右旋放送のHD化促進を意図するものではあるが、既存SD放送のHD化等のHD番組の認定を行ってもまだスロット数が残る場合には、6 スロット未満の既存SD番組の 6 スロットSD化、更には、新規のSD番組の認定を行うこととされていた。このため、当該審査の際の審査基準に沿って、①12 スロット以上を返上する社の既存SD番組の 16 スロットHD化の認定（3 番組）、②その他の 16 スロットHD番組の認定（7 番組）、③6 スロット未満のSD番組の 6 スロットSD化の認定（2 番組）を行ったところ、9.2 スロット残ったことから、④新規のSD番組の認定において、上位 1 番組が 6 スロットSD番組として認定され、次順位の囲碁・将棋チャンネルが 3.2 スロットSD番組として認定された。

¹⁸ 申請者が同意をしている場合には、申請事項と異なる指定が可能（放送法関係審査基準第 8 条）

(3) こうした各事業者の要望等も踏まえ、以後、総務省は、東経 110 度C S右旋放送のHD化等を行うための認定の基準案や東経 110 度C S右旋放送の再編案を検討している。

検討に当たって作成された平成 29 年（2017 年）2 月頃当時の総務省の資料では、HD化を希望する既存SD番組のHD化を全て行っても、既存HD番組のスロット数の縮減の意向を示した事業者から返上されると想定されるスロット数が 0.8 スロット残ると見込まれたため、囲碁・将棋チャンネルを 3.2 スロットSD番組から 4 スロットSD番組とする旨が盛り込まれている¹⁹。〈参考 11〉

また、同年 4 月頃当時の総務省の資料では、既存HD番組のスロット数の縮減に同意する新たな事業者（2 事業者）や、HD化の希望を変更する事業者が出たため、各番組の再編後のスロット数等の想定の見直し等が行われ、囲碁・将棋チャンネルについては、HD化を希望する既存SD番組のHD化を全て行っても、3.2 スロットSD番組から 6 スロットSD番組とすることが可能となったことから、株式会社囲碁将棋チャンネルに 6 スロットSD番組とすることの可否を打診する必要がある旨の記述が盛り込まれている。〈参考 12〉

同様に、東経 110 度C S右旋放送のHD化等を行うための認定の基準の検討に係る同年 5 月末当時の総務省の資料では、認定のそれぞれの段階（1 (3)参照）ごとに、当該段階で認められると想定される番組の名称が記載されているが、その中で、6 スロット未満の既存SD番組の 6 スロットSD番組化の認定の段階に、囲碁・将棋チャンネルが記載されている。〈参考 13〉

(4) 同じ頃²⁰、総務省は、東経 110 度C S右旋放送の高画質化の推進については、一般社団法人衛星放送協会（以下、単に「衛星放送協会」という。）²¹から 12 スロットHD化の推進を要望する書簡を受けて、正式な検討や手続きを開始する旨の方針を固めた。要望書の具体的な文面についての同協会との数次の調整の後、平成 29 年（2017 年）6 月 2 日に同協会からの正式な要望書の提出を受け、事業者の公募・認定の方針を省として正式に決定し、同月 22 日からそのための審査基準の意見公募手続を開始した（1 (4)参照）。〈参考 14〉

(5) 具体的な認定申請が行われた後、総務省は、申請を行った各事業者との間で、衛星基幹放送の業務認定申請書等の記載内容等について確認を行っている。株式会社囲碁将棋チャン

¹⁹ 当該時点で、6 スロット未満の既存SD番組は、囲碁・将棋チャンネルを含めて 2 番組あったが、うち 1 番組はHD化を希望しており（また、総務省の再編案の段階から、HD化するものとして取り扱われており）、SD番組のままでよいとするものは、囲碁・将棋チャンネルのみであった。

²⁰ 平成 29 年（2017 年）3 月頃から

²¹ 同協会では、少なくとも平成 27 年度（2015 年度）には、既存のHD番組のスロット数の縮減による東経 110 度C S右旋放送の全体としての高画質化の必要性について議論が行われ、110 度C S画質評価会を開催して既存の 16 スロットHD番組を 12 スロットHD番組とした場合の画質が検証されるなどの技術的な検討も行われていたことが確認できる。

ネルとの間でも、平成29年(2017年)10月20日の認定申請を受けて、30項目以上の照会等のやり取りを行っている。

(6) 総務省は、認定に当たっては、周波数の効率化により、各事業者から計186スロット(HD番組の認定(HD化)や6スロットSD番組の認定(6スロットSD化)が行われることを条件に廃止する既存のSD番組に係るものを含む。)が返上されたことを踏まえ、14社(21番組)の申請の審査を行い、

① 絶対審査において、HD化に係る1社(1番組)を不適合(外資規制違反)とし、

② 比較審査において、

- ・ 既存SD番組の12スロットHD化の申請があった10社(13番組)は、全て認定(計156スロット)
- ・ 指定可能な周波数の残り30スロット(186-156スロット)により、新規12スロットHD番組の申請があった3社(3番組)のうち、2社(2番組)を認定(計24スロット)
- ・ 指定可能な周波数の残り6スロット(30-24スロット)により、6スロット未満の既存SD番組の6スロットSD化の申請のあった1社(1番組=囲碁・将棋チャンネル)を認定(計6スロット)
- ・ 以上で指定可能な周波数が残らなかったことから(6-6=0スロット)、新規SD番組に係る申請のあった1社(1番組)は拒否²²

することとした(1(4)参照)。<参考15>

(7) 総務省による調査及び東北新社から提出された資料を踏まえると、囲碁・将棋チャンネルの認定やそれに係る事前の検討(東経110度CS右旋放送のHD化等を行うための認定に関する検討を含む。)に近接した平成28年(2016年)7月から平成30年(2018年)5月11日までの間に、総務省と東北新社との間で開催された会食は17件で、総務省職員の内18人の参加が確認された。

このうち、囲碁・将棋チャンネルの認定の決裁に関与する職員が参加したのは、9件・の内10人で、個々の職員が参加した回数は各々1~2回であるが、そのいずれについても、職員による代金支払いの状況は認められず、国家公務員倫理法に違反することが確認されている。<参考8>

これらの会食に参加した職員は、会食が懇親や異動後の顔合せ等を目的として開催されたものであり、会食中は一般的な意見交換や自己紹介等が行われただけである、などと主張しており、会食において、囲碁・将棋チャンネルの認定が話題になった事実は確認できなかった。

²² そのほか、第二希望として申請された新規SD2番組があったが、これらは、第一希望であった新規HD番組としての認定が得られたことから取り下げられた。

た²³。

会食に参加した職員や部下が会食に参加した職員からは、国家公務員倫理法等の内容を十分理解していなかった、利害関係にはない事業者との会食についての意識が希薄であった、総務省内部で行われている国家公務員倫理に係る研修を軽視していた、部下が事業者と会食を行うことはプライベートなことで個人の判断であると考えていたといった説明もあった。

3 放送法の関連規定等

- (1) 衛星基幹放送の業務を行おうとする者は、放送法第93条第1項各号に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。
- (2) 総務大臣がそのような申請に対する処分を行う場合には、審査基準を定めなければならないことから（行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項）、放送法関係審査基準が定められている。また、審査基準を定めようとする場合には、意見公募手続を行わなければならない（行政手続法第39条第1項）。
- (3) 衛星基幹放送事業者の認定に係る決裁は、総務副大臣が最終決裁者であり、担当課である衛星・地域放送課が起案し、情報流通行政局長まで決裁を得た後、大臣官房長、総務審議官、事務次官、総務大臣政務官、総務副大臣の順に進達し、決裁が終了した後、総務大臣を文書施行名義人として、認定に係る文書を施行することとされている（総務省行政文書取扱規則（平成23年4月1日総務省訓令第17号））。
- (4) 衛星基幹放送事業者が既に認定を受けて放送している番組について、
 - ① 少ない伝送容量等で送信が可能なデジタル符号化装置、走査方式及び一の映像の走査線数等の導入によりその指定された伝送容量等を減少するとき（例えば、16スロットHD番組を12スロットHD番組に変更するとき、6スロット以上SD番組を6スロットSD番組に変更するとき、12スロット以上SD番組を12スロットHD番組に変更するとき）
 - ② ①の場合に、当該認定基幹放送事業者が、減少する伝送容量等の範囲内で、同事業者の他の衛星基幹放送の業務の放送の音質、画質等の向上のため指定された伝送容量等を増加するとき（同一トランスポンダ上の同一事業者の番組間で、それらのスロット数の合計数

²³ 東北新社においても、会食において認定等の申請手続に関する不当な働きかけがなされたかについて調査が行われ、「囲碁将棋チャンネル社については、比較審査基準に基づき審査を行う経過の中で、指定することができる周波数が残り6スロットとなり（HD番組には12スロットが必要）、既存SD番組の高画質化に係る申請を優先する比較審査基準に基づき、認定された経緯が認められる。このような経緯において、東北新社グループが認定に関して不当な働きかけを行ったことをうかがわせる事情は認められない。」（東北新社特別調査委員会調査報告書P42）とされている。

の範囲内で、スロットを融通するとき)
は、業務の認定申請及び認定によるのではなく、指定事項変更の申請及び指定によることとされている（放送法第94条第1項及び第97条第3項、放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第76条第5項、放送法施行規則第76条第5項第4号に定める告示（平成11年郵政省告示第776号））。

4 認定事実を踏まえた当委員会の評価

- (1) 東経110度CS右旋放送のHD化等を行うための認定の基準に、6スロット未満の既存SD番組の6スロットSD化が含まれていたことについては、
- ① HD番組の認定を行っても、なお残る場合には、既存の6スロット未満のSD番組の6スロットSD化を認定するというものであり、あくまで基本はHD化等が優先されるものであること（1(3)参照）
 - ② 平成24年（2012年）2月の東経110度CS右旋放送のHD化等を行うための認定の際の審査基準にも同様の基準が含まれていたこと（脚注17参照）
から、不自然な点は見当たらない。
- (2) 全体で186スロット（HD番組の認定（HD化）や6スロットSD番組の認定（6スロットSD化）が行われることを条件に廃止する既存のSD番組に係るものを含む。）の返上が行われたことについては、
- ① 東経110度CS右旋放送全体のスロット数は、576スロットであること（48スロット×12トランスポンダ=576）
 - ② このうち、既存のHD番組・SD番組の継続を行うもの、新たな認定を経ることなくHD化を行えるものに用いられるスロット数は計390スロットであり、しかも、これらはいずれも（新たな認定を経たものと同様）12スロットHD番組又は6スロットSD番組となっていること²⁴（3(4)参照）
から、認定に係るスロット数が186スロット（576-390）となったことに、不自然な点は見当たらない。
- (3) 囲碁・将棋チャンネルについて、3.2スロットのままとせず、6スロットSD化を認定

²⁴ ①既に12スロット以上を使ってHD番組を放送しており、単に伝送容量を引き下げるだけのものに用いられるのは、21番組×12スロット=252スロット、②既に6スロット以上を使ってSD番組を放送しており、単に伝送容量を引き下げるだけのものに用いられるのは、11番組×6スロット=66スロット、③既に12スロット以上を使ってSD番組の放送を行っており、それをHD化するものに用いられるのは3番組×12スロット=36スロット、④同一トランスポンダ上の同一事業者の中でスロット数の融通を行ってSD番組のHD化をするものに用いられるのは、3番組×12スロット=36スロットであり、計390スロットとなる。

したことについては、

- ① 計 186 スロットが認定に係るスロット数となる場合、全てを 12 スロット HD 番組の認定に用いることはできず、少なくとも 1 番組は 6 スロット SD 番組を認めることとなること
- ② 平成 30 年（2018 年）の段階で、東経 110 度 C S 右旋放送における 6 スロット未満の SD 番組は 2 番組あるが、そのうち 1 番組は HD 化を希望していた（その後、実際の認定において HD 化が認められている。）ことから、6 スロット SD 化の認定申請があった番組は、囲碁・将棋チャンネルのみであったこと（脚注 19 参照）
- ③ 申請内容によっては、囲碁・将棋チャンネルの 6 スロット SD 化の認定を拒否することもあり得たが、絶対審査において不適とされる項目はなく、比較審査を行う相手もいなかったこと、(3.2 スロット SD 番組の認定を取り消すことができる訳ではない以上、)仮に何らかの理由によって認定を拒否したとしても、他事業者の申請において当該スロットを用いるニーズが示されておらず（他方、囲碁・将棋チャンネルの申請では、画質の向上を行う旨の利用ニーズが示されていた。）、2.8 スロット分が空きスロットとなるだけであり、電波を有効利用しないという事態が生じること²⁵

から、同番組について 6 スロット SD 化を認定したことについても、不自然な点は見当たらない。

なお、総務省が株式会社囲碁将棋チャンネルに対して、既存の 3.2 スロットから 6 スロットに増加することを打診したか否かについては総務省にも同社にも記録が残っていないが、スロット数が増えることに伴い衛星基幹放送事業者が支払うインフラ利用料金は増加するため、仮に当該打診が行われていたとしても総務省側から東北新社側に便宜を図ったものとは言えない。

- (4) そのほか、法令等に照らして、審査基準の作成や認定についての手続上の問題は見当たらない（3 (1)～(3) 参照）。

- (5) 囲碁・将棋チャンネルの認定に係る会食等の影響については、

- ① 総務省職員と東北新社関係者との会食の場において、囲碁・将棋チャンネルについて話題になったこと、相談がなされたことを示すものは見当たらなかったこと
- ② 囲碁・将棋チャンネルの 6 スロット SD 化の認定のために必要な 2.8 スロット分の配分について同番組と競合する他の番組もなく、そもそも東北新社グループとして、総務省に特段の働きかけを行わなければならない状況ではなかったことから、影響があったとは認められない。

²⁵ 当委員会が行った当時の担当職員へのヒアリングでは、電波の有効利用の観点から、過不足なくうまく収まるようにしたいと考えていた旨の発言があった。なお、空きスロットを作ることは、東経 110 度 C S 放送に係る衛星を運営しているプラットフォーム事業者の収入減をもたらすものでもある。

第3 衛星放送の未来像に関するワーキンググループにおける議論について

1 衛星放送の未来像に関するワーキンググループにおける議論に関連する政策の動向²⁶

(1) B S右旋については、平成27年(2015年)7月30日の「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合」の第二次中間報告で、

- ・ 平成28年(2016年)に、B S右旋帯域において、4K・8K試験放送を開始すること
- ・ 平成30年(2018年)には、B S右旋帯域において、試験放送に使用した1トランスポンダを含め、同年時点に割当て可能なトランスポンダによって4K実用放送を実施する(B S右旋帯域の再編により、試験放送分も含めて2トランスポンダの確保を目指す)こと

とされた。また、B S左旋の早期普及に向けて、トランスポンダ利用料などの負担軽減に係る配慮などが期待される旨が盛り込まれた。

(2) さらに、平成28年(2016年)4月12日に改正された「基幹放送普及計画」(昭和63年郵政省告示第660号)においては、HD放送又はSD放送は右旋、4K・8K放送は左旋の電波の周波数を使用して放送することが基本とされ、B S右旋帯域で行う4K実用放送は、立ち上がり期に4K・8K放送の普及促進を図るための措置という位置付けとされた²⁷。

(3) これらを受けて総務省では、B S右旋帯域で行う4K実用放送について、平成28年(2016年)9月15日から同年10月17日にかけて公募²⁸を行ったところ、6社から4K6番組の申請があり、うち5番組は、既存の番組について8スロットを縮減・返上する特定申請であったことから、翌年1月24日、審査基準に基づいてこれらを優先的に認定した^{29,30}。

(4) その後、平成29年(2017年)11月29日の「規制改革推進に関する第2次答申」におい

²⁶ 本節は、特に断りのない限り、公表資料を基に記述している。

²⁷ 当時の総務省担当幹部からは、改正された「基幹放送普及計画」において、HD放送又はSD放送は右旋、4K・8K放送は左旋が基本とされたのは、当時B S右旋帯域が既に逼迫状態にあったのが背景にあるとの説明があった。

²⁸ B S左旋帯域についても公募を実施

²⁹ 日本放送協会(以下「NHK」という。)からの返上を含めて6社から計48スロット(1トランスポンダ分)が返上され、4K・8K試験放送の1トランスポンダを含めて計2トランスポンダ(6番組分)が確保されたため、5社(5番組)が認定された(もう1番組は、NHK)。

³⁰ 特定申請ではなかった1番組は、第二希望のB S左旋帯域の4K番組として認定された。なお、左記のほか、B S左旋帯域については、3社(3番組)から4K番組、NHK(1番組)から8K番組の申請があり、いずれも認定された。

て、放送用の帯域の更なる有効利用が求められ、同年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」に、放送事業の未来像を見据えて放送用に割り当てられている周波数の有効活用などにつき検討を行う旨が盛り込まれた。

これらを踏まえて総務省では、平成30年（2018年）1月30日、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下に「放送サービスの未来像を見据えた周波数有効活用に関する検討分科会」を開催し、同年2月8日、その下に、我が国の衛星放送を取り巻く現状と課題を整理するとともに、放送の高度化に伴う衛星放送の将来的な在り方等について検討する未来像WGを開催した（以下、第1回未来像WGから第5回未来像WGまでを「第1期未来像WG」という。）。

- (5) 第1期未来像WGでは、平成30年（2018年）5月18日に報告書案の議論が行われた。その後、報告書案は、議論を踏まえた修正が行われた上で、「放送サービスの未来像を見据えた周波数有効活用に関する検討分科会」に報告され、さらに、同年9月28日に公表された「放送を巡る諸課題に関する検討会」の第二次取りまとめに反映された。報告書では、
- ・ 「基幹放送普及計画」に掲げられている「2K³¹放送は右旋、4K・8K放送は左旋を基本」という方針を当面維持することが望ましい、
 - ・ 右旋帯域については、帯域の有効活用を検証する仕組みを法制度上明確に定めることが適当であり、利用可能な帯域が生じた場合、公募により速やかに新たな利用方を決定することが望ましい、
 - ・ BS右旋の空き帯域の利用については、まずは既存のSD番組のHD番組への移行を希望する者を優先し、さらに2K放送の新規参入によるコンテンツの多様化を優先することが適当である、
- 等とされた。なお、報告書には、BS左旋、BS右旋ともに、衛星基幹放送事業者の負担軽減については盛り込まれていない。〈参考16〉

- (6) 報告書を踏まえて総務省が、BS右旋帯域への新規参入を含む公募認定のための審査基準を、平成30年（2018年）12月22日から平成31年（2019年）1月25日までの意見公募手続を経た上で策定し、同年3月13日から同年5月13日まで公募を行ったところ、BS右旋帯域では、既存のSD番組のHD化やBS右旋帯域への新規参入を含め、HD放送で9社（9番組）、SD放送で1社（1番組）³²の申請があった。

総務省は、これを受けて審査を行い、同年11月29日、BS右旋帯域について、既存SD番組のHD化1社（1番組）、HD番組の新規参入の3社（3番組）の認定を行った。

- (7) また、報告書を踏まえ、衛星基幹放送の業務の認定及び認定更新の際の要件に、総務省令

³¹ 未来像WG報告書における「2K」という用語は、HD放送（フルHD放送を含む。）とSD放送を合わせたものとして定義付けがされている。

³² HD放送を申請した9社のうち1社が第二希望として申請

で定める周波数の基準に適合することを追加する放送法の一部改正法が、令和元年（2019年）6月5日に公布された。これを受けて、例えばBS放送であれば、SD放送は6スロット、HD放送は12スロット、フルHD放送は20スロット等とする周波数使用基準（総務省令）案が、同年12月14日から令和2年（2020年）1月17日までの意見公募手続等を経て、同年3月31日に施行された。

(8) しかし、その後、平成30年（2018年）に第1期未来像WGが報告書を取りまとめたから2年が経過し、衛星放送を取り巻く状況が変化³³していたことから、改めて衛星放送の現状や課題を整理し、必要な対応策について検討するため、令和2年（2020年）4月24日に未来像WGが再開された（以下、再開された第7回未来像WGから第12回未来像WGを「第2期未来像WG」という。）。

(9) 第2期未来像WGでは、令和2年（2020年）12月15日に、

- ・（「2K放送は右旋、4K・8K放送は左旋を基本という方針を当面維持することが望ましい」とされた第1期未来像WG報告書の方針を転換し、）今後、BS右旋帯域において一定帯域が確保できた場合には、当該帯域は4K放送に割り当てるべき（(5)参照）
- ・（BS右旋、BS左旋を問わず、）インフラの利用料金の負担軽減のため、インフラ事業者³⁴が利用料金の低減に向けた取組を積極的に進めるとともに、衛星放送協会が衛星基幹放送事業者との意見交換の場を設けて議論を行って関係者間の合意形成を図り、その結果を踏まえ、総務省においても必要な対応を行うこと

等を内容とする報告書案が取りまとめられ、これについて同年12月19日から令和3年（2021年）1月22日まで、意見公募手続が行われた（意見公募手続の結果は未公表）。〈参考17〉

2 衛星放送の未来像に関するワーキンググループの開催や議論の経緯と会食概要³⁵

(1) 平成29年（2017年）10月頃、総務省は、衛星放送の帯域の有効活用及びBS右旋帯域への新規参入を促進する観点から、衛星基幹放送事業者について、5年ごとの「更新」の際に、帯域の活用状況を審査し、一旦割り当てた周波数のスロット数の変更を行い得るようにするための法改正の検討を開始し、その立法事実を明確化するため、同年11月下旬から、新規参入の意向等について、プラットフォームやインターネット事業者等に対するヒアリングを行った。

³³ 平成30年（2018年）12月の新4K・8K衛星放送の開始、インターネット動画配信サービスの伸展及び周波数有効利用のための制度改正等

³⁴ 人工衛星や地球局設備等の無線局設備の提供を行う基幹放送局提供事業者

³⁵ 本節は、公表資料のほか、関係者からのヒアリングや関係各所等からの資料収集等で得られた情報を基に記述している。

(2) ヒアリングの結果は、それらの事業者等の新規参入のニーズが必ずしも高いというわけではなかったが、総務省は、「新しい経済政策パッケージ」に基づく新たな検討の場である未来像WGで（1（4）参照）、帯域の有効活用やBS右旋帯域への新規参入の在り方についても検討を行うこととした。

この検討については、同時期³⁶に、BS右旋帯域で16スロットHD番組を放送する複数の衛星基幹放送事業者が、経費節減等の経営上の判断から、それらを12スロットHD番組とし、一部スロットを返上することを検討しているとの情報を総務省が把握したことも後押しとなった³⁷。

(3) 第1期未来像WGでは、第1回未来像WG（平成30年（2018年）2月8日）において開催要綱が示され、そこで主な検討課題として、衛星放送の帯域の有効活用の在り方や衛星放送への新規参入の在り方が盛り込まれた。また、第3回未来像WG（同年4月2日）においても、七つの論点のうち三つが帯域の有効利用、二つの論点が新規参入を含む空き帯域の利用³⁸に関する論点とされ、それらの議論を経て、第5回未来像WG（同年5月18日）で、

- ・ 認定、更新の際に帯域の有効活用を検証する仕組みを法制度上明確に定めること
- ・ 右旋帯域では、（既存SD番組のHD化と）2K放送の新規参入によるコンテンツの多様化を優先し、2K放送から4K・8K放送への移行については、適切なタイミングで、関係者間で検討を開始すること

等を内容とする報告書案の議論が行われた（1（4）参照）。

(4) 当該報告書案には、衛星基幹放送事業者の負担軽減については盛り込まれておらず、それまでの会議における議論も確認できないが、当該報告書の内容を含めて平成30年（2018年）9月28日に取りまとめられた「放送を巡る諸課題に関する検討会」の第二次取りまとめ（案）（1（5）参照）の意見公募手続³⁹においては、衛星放送協会から、衛星基幹放送事業者にとって衛星利用料が大きなコスト要因を占めており、魅力的なコンテンツ充実の原資確保の観

³⁶ 平成29年（2017年）11月下旬。この頃、総務省は、事業者から間接的に聞いた情報から、スロットの返上の意向は、6社24スロット程度あると認識していたとみられる。また、平成30年（2018年）4月頃、総務省は、衛星基幹放送事業者から直接聞き取った情報により、スロットの返上の意向は、3社12スロット程度あると認識していた。

³⁷ 当時、BS右旋帯域は逼迫していたため、既存番組の撤退や既存番組に用いる帯域（スロット数）の縮減・返上が行われない限り、新規の番組の認定や既存の番組に用いる帯域（スロット数）の増加を行うことができない状況であった。

³⁸ 既存番組の画質向上と新規番組によるコンテンツ多様化のいずれを優先すべきか。コンテンツの多様化を行う場合に2Kと4K・8Kのいずれを優先すべきか。

³⁹ 平成30年（2018年）7月19日から同年8月20日まで行われた。

点から、インフラコストの負担軽減に向けた検討と実現を要望する旨の意見⁴⁰があった。

なお、当該意見公募手続では、既存の衛星基幹放送事業者から、BS右旋帯域への2K番組の新規参入について反対する声や、空き帯域を4K放送で活用すべきとの声は見られなかった。

- (5) 平成30年(2018年)11月6日、衛星放送協会から総務省宛てに、衛星放送協会会員8社から、BS右旋帯域の計42スロットについて自主的に返上することを内容とする「BS放送右旋帯域の返上希望」が提出された。

返上されるスロットには、(2)で把握されていたもののうち、実際に返上されることとなった5社20スロットのほか、平成30年(2018年)8月22日に、総務省が東北新社に対して検討依頼を行ったことを受けて、同社の子会社である株式会社スター・チャンネルが返上することとした5スロット⁴¹及び2社17スロット⁴²が含まれていることが確認できる。

- (6) これを受けて総務省は、BS右旋帯域への新規参入を含む公募認定のための審査基準として、BS右旋帯域については、申請をHD放送又はSD放送に限定するとともに、その審査に当たっては、既存SD番組のHD化に係る申請、12スロットHD番組の新規申請、その他の申請の順に優先されること等を内容とする審査基準案を作成し⁴³、平成30年(2018年)12月22日から平成31年(2019年)1月25日まで、意見公募手続が行われた。

これに対しては、BS右旋帯域について2Kではなく4Kの参入を求める意見等が、既存の衛星基幹放送事業者から3件見られたが⁴⁴、総務省は、審査基準を変更することなく、同年3月13日から認定の公募を行い、同年11月29日、BS右旋帯域について既存SD番組のHD化1社(1番組)、HD番組の新規参入の3社(3番組)の認定を行った⁴⁵(1(6)参

⁴⁰ 衛星放送協会は、年度ごとの事業計画書及び事業報告書(確認できる最も古いもので平成20年度(2008年度)のもの)において協会の活動の重点目標として、配信コストの低減、衛星インフラ利用料金の負担軽減を掲げている。なお、平成30年度(2018年度)の事業報告書においては、衛星インフラ利用料金の負担軽減に関する調査・検討とともに、衛星事業者、伝送事業者との意見交換を実施したとしている。

⁴¹ 東北新社からは、BS放送の発展のために協力すべきという当時の社長の考えや、返上しても画質に大きな影響がないレベルであったことから、返上しても問題はないだろうという判断であったとの説明があった。

なお、週刊文春2021年2月25日号の記事のやり取りをみると、同社は、必ずしも返上に前向きではなかったとも考えられるが、これについても同社から、やり取り中の意見はあくまでも(役員)α氏の私見であり、同社としての見解ではないとの説明があった。

⁴² 当時の総務省担当管理職からは、スロットの返上依頼については、12スロット以上のHD番組を放送する東北新社以外の衛星基幹放送事業者に対しても、同じように行ったとの説明があった。

⁴³ BS左旋帯域及びCS左旋帯域は、4K・8K放送の申請に限定された。

⁴⁴ 株式会社テレビ朝日ホールディングス、株式会社BS-TBS、株式会社東京放送ホールディングス

⁴⁵ 既存SD番組のHD化1社(1番組)が、ブロードキャスト・サテライト・ディズニー株式会社の「ディズニー・チャンネル」。新規参入の3社(3番組)が、株式会社カワイイアン・ティービーの「よしもとチャンネル(仮

照)。

なお、(1)のヒアリングの対象となったプラットフォーム、インターネット事業者等からは、申請が行われなかった。

また、公募は、B S左旋帯域及びC S左旋帯域における4 K・8 K放送についても行われたが、それらの帯域については、いずれも申請がなかった。

(7) この認定の直前である令和元年(2019年)11月14日、B S右旋帯域で放送されている2番組が、経営上の判断から、令和2年(2020年)3月末をもって業務廃止することが表明された⁴⁶。

また、1(7)のとおり、この時期⁴⁷に、放送法の改正に伴い、衛星基幹放送の業務の認定及び認定更新の際の要件となる周波数基準(総務省令)案についての意見公募手続が行われているが、これに対しては、(6)の意見公募手続の際とは異なり、B S右旋帯域で今後発生する空き帯域には、4 Kへの割当てを優先すべきとの積極的な意見が9件見られ⁴⁸、さらに、右旋は2 K、左旋は4 Kを基本とする「基幹放送普及計画」の考え方の再考を要望する意見や⁴⁹B S右旋帯域には終了する番組もあり、逼迫した状況ではなくなったことから、平成30年(2018年)9月の放送を巡る諸課題に関する検討会第二次取りまとめの検証を含め、B S放送の将来の全体像について、検討を行う場を要望する旨の意見も提出された⁵⁰。

(8) このような状況を踏まえ、令和元年(2019年)12月当時の総務省の資料では、B S右旋帯域における空き帯域の発生といった平成30年(2018年)9月の「放送を巡る諸課題に関する検討会」の第二次取りまとめ以降の状況の変化を踏まえ、新たな検討の場⁵²を設けて、B S右旋帯域における4 K化を含めた検討を行うこととされているが、当時の資料ではまだ、その対外的な打ち出し時期については、「要検討」とされていた。その後の検討の結果、新たな場ではなく、未来像WGを再開して検討を行うこととなったが、これについては、当時の総務省幹部から、新たな場で想定された構成員が第1期未来像WGの構成員と重複し

称)」、株式会社ジャパネットメディアクリエーションの「B S Japanet Next」及びB S松竹東急株式会社の「B S松竹東急(仮称)」

⁴⁶ 株式会社ビーエスFOXが撤退、ブロードキャスト・サテライト・ディズニー株式会社がDlifeを閉局

⁴⁷ 令和元年(2019年)12月14日から令和2年(2020年)1月17日まで

⁴⁸ 株式会社WOWOW、株式会社東北新社メディアサービス、株式会社ビーエス朝日、株式会社フジ・メディア・ホールディングス、一般社団法人日本民間放送連盟、株式会社ビーエスフジ、衛星放送協会、株式会社B S-T B S、株式会社東京放送ホールディングス

⁴⁹ 株式会社B S-T B S

⁵⁰ 株式会社放送衛星システム

⁵¹ それらに対する総務省の回答は、いずれも、今後の参考として承る等の取扱いであった。

⁵² 当初は、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下に、新たに「衛星放送の周波数有効活用に関する検討分科会(仮称)」を設けることが検討されていた。

ていたため、会議の立上げ等の事務の効率化の観点から、既存の枠組みである未来像WGを活用することとなったとの説明があった。

なお、令和元年（2019年）夏に、情報流通行政局長、大臣官房審議官（情報流通行政担当）、衛星・地域放送課長等が異動していることから、これらの議論は、第1期未来像WGやその後の新規参入を含む公募までを行った体制とは異なる新体制で行われた。

(9) 令和2年（2020年）4月24日に、未来像WGが再開され、第7回未来像WGが開催された。事務局からは、BS右旋帯域について、今後、帯域再編や周波数使用基準の適用による帯域返上が見込まれるとの説明があり、BS右旋の空き帯域の活用方策の検討要請はあったが、BS右旋帯域4K化や衛星基幹放送事業者の負担軽減についての言及はなかった。また、衛星放送協会からは、

- ・ BS右旋帯域の有効利用として、BS右旋の既存の衛星基幹放送事業者から4K化の希望があること、また、BS/CS左旋展開事業者から右旋への移行希望があること
- ・ 衛星基幹放送事業者の負担軽減については、現状のBS・CS左旋4K事業者の事業運営は難しく、5年間のトランスポンダ利用料金の無料措置が継続しても現状の打破が必要であること

といった説明が行われた（1(8)参照）。

(10) BS右旋帯域においては、その後、既存の衛星基幹放送事業者の撤退による24スロット（(7)参照）、周波数使用基準の適用により返上が見込まれる6スロット⁵³に加えて、令和2年（2020年）8月4日に公表されたNHKの次期中期経営計画案で、現行の右旋3波を2波（4K・2K）に整理・削減する意向が示されたことから、NHKの減波時に、少なくとも48スロット（1トランスポンダ分）の空き帯域の発生が見込まれることとなった。

このため、総務省では更に検討を進め、同年9月28日に、省内幹部職員に対し、同年中に取りまとめ予定の第2期未来像WG報告書において、BS右旋帯域では、（既存SD番組のHD化と）2K放送の新規参入によるコンテンツの多様化を優先するとしていた第1期未来像WG報告書における考え方と異なり、今後一定帯域を確保できた場合には、当該帯域は4K放送に割り当てるとの方針転換を打ち出すことについて報告し、了承を得た。

(11) 総務省は、令和2年（2020年）9月30日の第10回未来像WGにおける事務局資料では、BS右旋における空き帯域について、2Kと4K放送のいずれに割り当てべきかといった記述にとどめていた。同WGでは、団体・事業者からのヒアリングが行われ、衛星放送協会からは、第7回と同様の既存の衛星基幹放送事業者の4K化の希望やBS/CS左旋展開事業者の右旋への移行希望に加え、右旋、左旋を問わず、衛星放送の固定費負担が大きい旨の指摘があった（(4)及び脚注40参照）。

⁵³ 令和3年（2021年）夏まで

衛星放送の固定費負担については、未来像WG構成員から、株式会社放送衛星システム（以下、単に「放送衛星システム」という。）、スカパーJ S A T株式会社（以下、単に「スカパーJ S A T」という。）、衛星放送協会が連携して検討することが重要との意見のほか、衛星放送協会から、今後、放送衛星システム、スカパーJ S A Tと継続的な協議をお願いしたいとの発言があり、放送衛星システムから、固定費の負担が衛星基幹放送事業者に大きくのしかかるということは理解しており、低廉化に向けた作業は進めていく必要があるとの発言が、スカパーJ S A Tから、衛星の調達・運用コストといったハード事業の構造見直しも、当然検討すべき課題であるとの発言があった。

なお、第2期未来像WGでは、(1)のヒアリングを行った事業者や、1(6)の認定で拒否された新規参入希望事業者の意見の把握を行っていないが、これについては、当時の担当管理職から、

- ・ これらの事業者から、(7)の令和元年(2019年)11月に生じた2番組の撤退表明の後に、撤退により発生する空き帯域についての問合せがなかったこと
- ・ (7)の令和元年(2019年)12月に行った周波数使用基準の意見公募手続において意見提出がなかったこと

等の理由から、行う必要があるとは考えていなかったとの説明があった。

(12)その後、第11回未来像WG（令和2年（2020年）11月6日）における論点整理等を踏まえ、同年12月15日の第12回未来像WGで報告書案について議論が行われた。報告書案では、

- ・ 今後、B S右旋帯域において一定帯域が確保できた場合には、当該帯域は4 K放送に割り当てることとし、「基幹放送普及計画」の改正等必要な制度整備を行うこと
- ・ インフラ事業者は利用料金の低減に向けた取組を積極的に進めること、衛星放送協会が衛星基幹放送事業者との意見交換の場を設けて議論を行って関係者間の合意形成を図り、その結果を踏まえて、総務省においても必要な対応を行うこと

等とされ、同年12月19日から令和3年（2021年）1月22日まで意見公募手続が行われたが、B S右旋空き帯域の4 K放送への割当て、インフラの利用料金の負担軽減のいずれについても、衛星基幹放送事業者及びインフラ事業者からの反対意見は確認できなかった（意見公募手続の結果は未公表）（1(9)参照）。

(13)また、総務省による調査及び東北新社から提出された資料を踏まえると、平成30年（2018年）9月の「放送を巡る諸課題に関する検討会」の第二次取りまとめ以降、未来像WGの再開やその後の第2期未来像WGにおける議論の期間に近接した平成30年（2018年）10月から令和3年（2021年）1月までの間に、総務省と東北新社との間で開催された会食は27件で、総務省職員のべ32人の参加が確認された。

このうち、未来像WGの発足、再開や未来像WGの事務局業務に関与する職員が参加したのは、12件・のべ14人で、個々の職員が参加した回数は、基本的に1～2回であるが、職

員による代金支払いは1件を除いて認められず、その1件についても十分な額が支払われていなかったため、いずれも国家公務員倫理法に違反することが確認されている。〈参考8〉

これらの会食に参加した職員は、いずれも、異動後の顔合せ等を目的として開催されたものであり、会食中は、一般的な意見交換や自己紹介等が行われただけであるなどと主張しており、会食において、BS右旋帯域の4K化やインフラ利用料金の負担軽減が話題になった事実は確認できなかった⁵⁴。会食に参加した職員からは、国家公務員倫理法等の内容を十分理解していなかった、利害関係にはない事業者との会食についての意識が希薄であった、総務省内部で行われている国家公務員倫理に係る研修を軽視していたといった説明もあった。

3 放送法の関連規定等

- (1) 衛星基幹放送の業務を行おうとする者は、放送法第93条第1項各号に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。
- (2) そのような申請に対する処分を行う場合には、審査基準を定めなければならないことから（行政手続法第5条第1項）、放送法関係審査基準が定められている。また、審査基準を定めようとする場合には、意見公募手続を行わなければならない（行政手続法第39条第1項）。
- (3) 衛星基幹放送事業者の認定に係る決裁は、総務副大臣が最終決裁者であり、担当課である衛星・地域放送課が起案し、情報流通行政局長まで決裁を得た後、大臣官房長、総務審議官、事務次官、総務大臣政務官、総務副大臣の順に進達し、決裁が終了した後、総務大臣を文書施行名義人として、認定に係る文書を施行することとされている（総務省行政文書取扱規則）。
- (4) 衛星基幹放送業務の認定及び認定の更新の審査要件は、それぞれ放送法第93条第1項各号及び第96条第2項に規定されており、令和元年（2019年）6月5日に公布された改正では、それぞれについて、総務省令で定める衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準に適合することが審査要件となるよう改正された（1(7)参照）。また、具体的な要件は、衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準（令和2年総務省令第9号）に定められている。

⁵⁴ 東北新社においても、第2期未来像WG報告書案にインフラ利用料金の負担軽減の趣旨が盛り込まれたことと、東北新社の役職員が総務省職員と会食を行ったこととの関係を指摘する報道を受け、未来像WGの検討に関して、東北新社から総務省職員に対する不当な働きかけが行われたかについて検討を行ったところ、「東北新社が不当な働きかけを行った結果として、第2回報告書案に利用料金の低減の方向性が示されたことをうかがわせる事情は存在しない」（東北新社特別調査委員会調査報告書P61）とされている。

(5) 総務大臣は、放送法第 91 条第 1 項に基づき、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、「基幹放送普及計画」を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとされており、これに基づき、「基幹放送普及計画」が定められている。

(6) インフラ利用料金に関しては、放送法第 118 条第 1 項において、基幹放送局提供事業者は、基幹放送局設備を認定基幹放送事業者の基幹放送の業務の用に供する役務の料金その他の総務省令で定める提供条件を定め、総務大臣に届け出ることとされており、総務省令では、放送局設備供給役務の料金及びその支払方法を定めることとされている（放送法施行規則第 92 条第 1 項第 1 号）。

また、総務大臣は、届出を受けた提供条件が、認定基幹放送事業者に不当な義務を課すなど基幹放送の業務の運営を阻害していると認めるときは、当該提供条件を変更すべきことを命ずることができる（放送法第 120 条）。

4 認定事実を踏まえた当委員会の評価

(1) B S 右旋の空き帯域の活用方策が、わずか 2 年で大きく変わったことについては、

① 第 1 期未来像 WG の際には、総務省として、平成 30 年（2018 年）5 月の第 5 回未来像 WG までに把握していた空き帯域の発生は、10～20 スロット程度にとどまっていたこと（2 (2) 及び脚注 36 参照）

② 平成 30 年（2018 年）9 月の意見公募手続までは、衛星基幹放送事業者からも 4 K を求める声がなく、平成 31 年（2019 年）1 月の意見公募手続でも、衛星基幹放送事業者からは、4 K を求める声は少数にとどまっていたこと（2 (4)、(6) 参照）

を踏まえると、令和元年（2019 年）11 月に判明した令和 2 年（2020 年）4 月以降の大きな空き帯域の発生、しかも、(スロット数の縮減にとどまらず、) 撤退による空き帯域の発生が、総務省にとっても、衛星基幹放送事業者にとっても、想定外の事情であったと認められる（2 (7)、(10) 参照）。

このため、当該空き帯域の発生に直面した総務省が危機感を持ち、B S 右旋は事業者にとって魅力的であり、逼迫し続けるという従来の見通しを改め、4 K 番組で空き帯域を活用し、視聴者・事業者双方にとって B S 右旋の魅力を高めるという方向に、政策を大きく転換したとしても、不自然ではない。

(2) 法令等に照らして、B S 右旋帯域への新規参入を含む認定に関する審査基準の作成や認定についての手続上の問題は見当たらない（3 (1)～(5) 参照）。

東北新社に対して平成 30 年（2018 年）8 月に行った返上の検討依頼についても、同社と同じように 12 スロット以上の HD 番組を放送する他社に対しても、同じように行ったものであり、返上があったことを受けて東北新社に対して何らかの便宜を供与したことも確認できず、問題は見当たらない（2 (5) 参照）。

(3) インフラの利用料金の負担軽減という論点が、第2期未来像WG報告書案に新たに盛り込まれたことについては、

- ① 平成31年(2019年)3月からの認定公募では、BS、CSとも左旋帯域への申請がなかったこと(2(6)参照)
- ② 令和元年(2019年)11月に判明した令和2年(2020年)4月以降のBS右旋の空き帯域の発生は、衛星基幹放送事業者が経営上の理由から撤退することによって生じるものであったこと(2(7)参照)

から、総務省が、第2期未来像WGの時期に、衛星基幹放送事業者の経営状況を深刻に受け止め、BS右旋、BS左旋を問わず、インフラ利用料金の負担軽減が必要であると判断したとしても、不自然ではない。

また、インフラ利用料金の低廉化については、インフラ事業者自身も、その低廉化の必要性を認めており、総務省としてバランスを欠いた判断だとは認められない(2(11)参照)。

(4) 第2期未来像WGでは、プラットフォームやインターネット事業者等、新規参入等の認定で拒否された者や申請に至らなかった者の声を把握していないことについては、

- ① これらの事業者から、2番組の撤退表明の後に、撤退により発生する空き帯域についての問合せがなかったこと(2(11)参照)
 - ② 周波数使用基準の意見公募手続において意見提出がなかったこと(2(11)参照)
- 等を踏まえると、既存の衛星基幹放送事業者に偏った運営であったとは認められない。

(5) BS右旋帯域の4K化やインフラ利用料金の負担軽減に係る会食等の影響については、

- ① 総務省職員と東北新社関係者との会食の場において、BS右旋帯域の4K化やインフラ利用料金の負担軽減について話題になったこと、相談がなされたことを示すものは見当たらなかったこと
- ② 2K番組が撤退する中、総務省が、BS右旋帯域の空き帯域を活用し、視聴者・事業者に対する魅力を高めるために4K化を認めることとするのは自然な流れであり、また、視聴者・事業者全体の利益に叶うもので、東北新社のみが利益を得るようなものではなかったため、4K化について、東北新社として、総務省に特段の働きかけを行わなければならない状況ではなかったこと
- ③ インフラ利用料金の負担軽減については、衛星基幹放送事業者全体の利益に叶うもので、東北新社のみが利益を得るようなものではなく、また、その影響を強く受け、衛星基幹放送事業者と利害が対立し得るインフラ事業者も、その低廉化の必要性を認めているため、東北新社が衛星基幹放送事業者の立場から特段の働きかけを行わなければならない状況ではなかったこと

から、影響があったとは認められない。

第4 東北新社との会食について

「検証結果報告書（第一次）」及び第1のとおり、東北新社の外資規制違反への対応においては、総務省職員と東北新社との間の会食が行政をゆがめたと認めるに足りる事情が確認できず、また、第2及び第3のとおり、囲碁・将棋チャンネルの認定や未来像WGにおける議論においても、それらの会食が影響したことは確認できなかったが、そうであれば、どのような目的でそれらが行われ、なぜ、何度も行われたのかという疑問が残るところであり、これだけでは問題が解明できたとは言い難い。

個々の会食に関する記録は十分に残っていないが、総務省における国民からの信頼回復の取組に資するためにも、残された資料から、東北新社との会食とは何であったのか、ここで改めて、推論も含めつつ、委員会としての見解を示すこととしたい。

1 会食について注視すべき事実

(1) 東北新社側の会食への出席者を見ると、当時の東北新社シニアマネジメントの（役員）α氏が52件中46件の会食に参加しており、うち、（役員）α氏が単独で参加しているものは、22件となっている。

東北新社側の参加者のうち、（役員）α氏が役職段階が最も高い、あるいは、（役員）α氏が単独で参加している会食計40件について、総務省側の参加者で最も段階が高い役職を見ると、次官級1件、局長級6件、部長・審議官級10件、課長級22件、室長級1件となっている。この会食40件を見ると、継続的に参加している職員の昇任に応じて、また、参加者が広がるにつれて、参加者の役職段階で最も高い役職が年々高くなり、回数も増加する傾向にある。

(2) また、（役員）α氏との会食の開催時期について見ると、認定業務の審査期間中や未来像WGの開催期間中か否か、あるいは、その前後の期間等を問わず、コンスタントに実施されており、「検証結果報告書（第一次）」のとおり、総務省と東北新社との間で外資規制違反に係る相談がなされたとされる後にも会食が開催されたことが確認できる。

(3) （役員）α氏との会食に参加した総務省側の参加者の実人数は、12人であるが、このうち3人が衛星放送関係の認定業務の担当となる前から（役員）α氏との会食が始まっており、3人は先輩や前任からの誘いや紹介等で会食が始まっている。

また、4人は、認定業務の担当からの異動後も、（役員）α氏と会食を行っている。

(4) 総務省の職員で、会食に参加した者や、部下が会食に参加した者からは、国家公務員倫理法等の内容を十分理解していなかった、利害関係にはない事業者との会食についての意識

が希薄であった、総務省内部で行われている国家公務員倫理に係る研修を軽視していた、部下が事業者と会食を行うことはプライベートなことで個人の判断であると考えていたといった説明もあった。

- (5) 会食1回当たりの総務省側の参加人数は、1人が約9割（52件中46件）であり、最大でも2人であった。

また、会食の費用について、総務省側の参加者による支払いが全くないものが約9割（52件中45件）であった⁵⁵。

2 会食についての評価

- (1) 会食の大部分は、東北新社メディア事業部内で渉外分野のマネジメント業務等を担当し、社内でも総務省担当として受け止められていた⁵⁷東北新社シニアマネジメントの（役員）α氏が中心となっている。（役員）α氏自身は、当委員会のヒアリングにおいて、着任後の挨拶は別として、認定申請に係る申請期間中は総務省職員と会わないほうがよいというのが通例と主張するが、基本的には、そのような時期も含め、コンスタントに会食が開催されていることが確認できる。

- (2) また、会食においては、総務省の職員が衛星放送関係の認定業務を担当する以前から参加し、担当から異動した後も参加していたこと、参加する総務省側の職員の役職が様々であったこと、人事異動を名目に開催されるものでも、それ以前から面識がある者とのものであったことが確認できる。これらも考え合わせると、これらの会食は、業務上のカウンターパートとの顔合せのために開催されたもの、業務上の要望等をするために開催されたもの、あるいは、長年の慣行として行われてきたものというよりはむしろ、（役員）α氏が、その渉外業務を将来にわたって円滑に進めるため、中長期的な観点も踏まえつつ、特定の総務省職員に着目して人脈を形成し、あるいはそれを維持するために、アドホックに開催したものであったと考えられる。

⁵⁵ 総務省が行った倫理調査においては、一部支払いをしたと主張している者もいたが、支払いについて資料に基づいた十分な証明ができず、その主張が採用されなかったという経緯がある。

⁵⁶ 総務省職員が一部支払っていた7件のうち、2件は、応分の負担からすれば1万円以上不足していた。

⁵⁷ 東北新社特別調査委員会調査報告書において、（役員）α氏は、「総務省職員との間で昼間・夜間を問わず接点を増やしていく中で、総務省職員から人事情報等を得て、東北新社にいち早く伝える役割も期待されるようになった。」、その結果、メディア事業部において、（役員）α氏が「総務省担当との認識が幅広く共有されるようになった」。（役員）α氏は、「2016（平成28）年4月以降、東北新社メディア事業部内で渉外分野のマネジメント業務を担当していたところ、その業務内容を定めた規程等は存在しないものの、総務省職員を含む業界との懇親を図り、広く情報収集を行う役割が期待される役職であるとの認識はメディア事業部内においておおむね共有されており」、（役員）α氏も「同様の認識を有していた。」（同報告書P17、P18）とされている。

そして、(役員) α氏は、平成29年(2017年)8月頃、外資規制違反について総務省の衛星・地域放送課長Aに相談をしたと主張するが、こうした人脈作りは、こういった問題が生じた時に、少なくとも、直接、相談ができるような関係を作るために行ってきたもの、困ったときの備えとしての相談相手の確保のために行ってきたものであると考えるべきである。

(3) 一方、総務省職員を見ると、認定業務に関連する担当に就く以前から会食の関係が始まった者のほか、先輩や前任者から誘いや紹介等があった者も一定数見られる。ヒアリング等において総務省職員からは、事業者と会食をするような職場の風土ではなかった旨の回答もあったが、誘いや紹介を受けた総務省職員は、当初は、誘いを断る理由もないとして参加し、以後、そういった当初の関係を引きずったまま、抵抗感なく、安易に会食に参加するという感覚になっていたものと考えられる。

また、事業者との会食について仕事に生かすという意識はなく、お互いにメリットがないのではないかと説明する職員もいたが、多くの総務省職員にとっては、1、2年で人事異動がある中、この会食は、衛星放送業界に長く身を置く(役員) α氏から、業界の経緯・実情や今後の動向についての情報を得る場であるといった自己正当化がしやすいものであったと考えられる⁵⁸。さらに、このような(役員) α氏との会食が重ねられたことが、東北新社の(役員) α氏以外の者からの会食の誘いも受け入れやすくした可能性も排除できない。

(4) また、ヒアリングにおける総務省職員の回答からは、国家公務員倫理法令に関する理解・認識や法令遵守意識、組織としての服務規律の管理が欠けていたことが認められ、これに加えて、一人で参加した会合が多く、東北新社が負担しても職場では知られないといった会食の状況が、総務省職員による国家公務員倫理法令違反の会食を助長したものと考えられる。

(5) どのような事情があったとしても、関係事業者との会食である以上、参加をする際には、国民や他の事業者からの見られ方、すなわち「公平らしさ」、「公正らしさ」の保持に疑念を抱かせないかを念頭に、十分な配慮があってしかるべきである。しかし、上記のとおり総務省職員は、認定や認可の審査期間中や未来像WGの開催期間中、あるいは、それらの前後にも会食に参加するなど、そのような時期に会食に参加することが公務の公平性、公正性にどのような疑念を生じさせるか、さらにそれが総務省やその政策の信頼性にどのように影響するかといった点についての想像力に全く欠けており、単なる法令の知識やその遵守意識の欠如で片付けるべきではない。特に、多くの総務省側の参加者が、会食の費用の支払いをしていなかったことは、国家公務員としての職業倫理意識(コンプライアンス意識)が大きく損なわれているばかりか、公務のあるべき姿を見失っていることを示していると言わなければならない。

⁵⁸ 東北新社特別調査委員会調査報告書において、「総務省職員は数年で異動することもあってか、・・・長年の経験を踏まえた逸話等を話すと興味深く聞いてもらえるということであった。」(同報告書P17)とされている。

会食に参加した者は、会食では仕事についての話はなかったと主張しており、実際に、会食での会話は記憶に残らないほど儀礼的なものであったかもしれない。しかし、そのような時期の会食であれば、認定や認可、未来像WGの件に話題が及んだり、それらについて社交的なお礼が行われたりすることが十分あり得るものであり、会食で何かがあったのではないかと国民や他の事業者が疑念を抱くのがむしろ自然である。そして、その最たるものが、総務省と東北新社との間で外資規制違反に係る相談がなされたとされる後の会食や野球チケットの受領であり、国家公務員としての職業倫理意識（コンプライアンス意識）の欠如の問題として深刻に受け止めるべきである。

総務省は、職員の意識を改めるだけでなく、そのことを国民や事業者に伝え、理解と信用を得なければならない。

第1 総務省とNTTグループとの関係について

NTTグループについては、東北新社グループとは異なり、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。）に基づく特殊会社⁵⁹としての地位（日本電信電話株式会社（以下「NTT持株」という。）並びに東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下、両社をまとめて「NTT東西」という。))や、他の事業者とは異なった、グループとしての巨大・独占性という性質に着目した特別の規制等があることから、まず、そのような地位や規制等について整理した上で、個別の検証に入ることとする。

1 総務省とNTT持株及びNTT東西との関係

(1) NTT持株及びNTT東西は、NTT法に基づく特殊会社であり、NTT持株は、同法上、NTT東西が発行する株式の総数を保有し、それらの適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること、電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うこととされ、NTT東西は、地域電気通信事業を営営することを目的とされている（第1条）。

また、同法においては、NTT持株及びNTT東西の業務遂行一般や組織運営について、以下のような総務省の関与が定められている。

- ① 定款の変更、合併、分割及び解散の決議並びに会社の剰余金の処分の決議は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない（第11条第1項）。
- ② 毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画を定めるとき及び変更しようとするときに、総務大臣の認可を受けなければならない（第12条）。
- ③ 毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を総務大臣に提出しなければならない（第13条）。
- ④ 総務大臣は、NTT法の施行上必要があると認めるときは、監査役を指名して、特定の事項を監査させ、当該監査の結果を報告させることができる（第15条第1項）。
- ⑤ 総務大臣は、NTT法の定めるところに従い監督し、NTT法の施行上特に必要があると認めるときは、業務に関し監督上必要な命令をすることができる（第16条）。
- ⑥ 総務大臣は、NTT法の施行上必要な限度において、業務に関する報告を徴することができる（第17条）。

(2) また、特にNTT東西については、NTT法により、重要な電気通信設備を譲渡し、又は

⁵⁹ 特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（いわゆる特殊法人）のうち、株式会社形態で設立されたもの

担保に供しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならないこととされるとともに（NTT法第14条）、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）において、以下のような総務省の関与が定められている。

- ① 接続関連情報の目的外利用・提供、特定の電気通信事業者に対する不当な優遇・冷遇、製造業者・コンテンツ事業者等に対する不当な規律・干渉を禁止し、総務大臣は、これらに違反する行為があると認めるときは、その行為の停止又は変更の命令をすることができる（第30条第4項及び第5項）。
 - ② 他の電気通信事業者が第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置又は保守等や業務の委託を行うときに、総務大臣によって特定関係事業者指定されているエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下、単に「NTTコミュニケーションズ」という。）に比べて他の電気通信事業者に不利な取扱いをすることを原則禁止し、NTT東西又はその業務の委託を受けた子会社がこれに反する行為を行った場合、総務大臣はその行為の停止・変更や必要な措置を命令することができる（第31条第1項、第2項、第4項及び平成14年総務省告示第8号）。
- (3) さらに、NTT東西については、電気通信事業法において、NTTコミュニケーションズの役員との兼任の禁止（第31条第1項及び平成14年総務省告示第8号）、業務の委託を受けた子会社が反競争的行為を行うことがないよう、監督の義務付け（第31条第3項）、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報の適正管理等（第31条第6項及び第7項）も定められている。

2 総務省とNTTドコモ及びNTTコミュニケーションズとの関係

(1) NTTドコモ及びNTTコミュニケーションズは、特殊会社ではない一般の民間会社であり、NTT法の規定は適用されない。このため、総務省は、両社の業務遂行一般や組織運営について、関与する立場にはない。

また、NTT法上は、NTT持株と両社との関係についての定めはなく、NTT持株が両社の株を保有していることは、単なる附帯業務（第2条第1項第4号）としての位置付けになる。

(2) 両社の業務遂行一般や組織運営については、NTTグループの巨大・独占性という性質を踏まえ、その分割、再編に際して、以下のような公正有効競争条件が定められた。

① NTTドコモについては、平成4年（1992年）4月28日に、当時の郵政省及びNTT（日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成9年法律第98号）によって改正される前の日本電信電話株式会社法（昭和59年法律第85号。以下「旧NTT法」という。）に基づく特殊会社である日本電信電話株式会社（平成11年（1999年）に持株会社に移行する前の日本電信電話株式会社。以下、単に「NTT」という。）それぞれが報道発

表した「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離について」により、NTTの出資比率を低下させることや新会社はNTTと共同資材調達を行わないこと、NTTからの社員の移行は「転籍」により行い、出向形態による人事交流は行わないことなどが定められた。〈参考 19〉

- ② NTTコミュニケーションズについては、平成8年（1996年）12月6日の「NTTの再編成についての方針」により、公正有効競争を確保するための条件を、長距離通信会社と地域通信会社との間に確保するとされ、また、平成9年（1997年）のNTT法一部改正法の附則第3条第1項に基づく、同年12月4日の「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」により、NTT東西との役員兼任や在籍出向は行わないこと、独立した営業部門を設置することなどが定められた。〈参考 20〉
- (3) また、NTTドコモ及びNTTコミュニケーションズについては、NTTグループの巨大・独占性という性質を踏まえ、電気通信事業法において、以下のような総務省の関与が定められている。
- ① NTTドコモについては、接続関連情報の目的外利用・提供、NTT東西、NTTコミュニケーションズ等のNTTグループ各社に対して、不当な優遇を行うことを禁止し、総務大臣は、これらに違反する行為があると認めるときは、その行為の停止又は変更の命令をすることができる（第30条第3項及び第5項）。
 - ② NTTコミュニケーションズについては、1の(2)②のとおり、総務大臣によってNTT東西の特定関係事業者指定されている（第31条第1項及び平成14年総務省告示第8号）ため、総務大臣は、NTT東西又はその業務の委託を受けた子会社がNTTコミュニケーションズに比べて他の電気通信事業者に不利な取扱いをしていると認めるときは、NTT東西に対して、その行為の停止又は変更の命令をすることができる（第31条第2項及び第4項）。
- (4) なお、NTTドコモについては、このほか、携帯電話料金に関して、電気通信事業法に基づく端末の購入等を条件とする通信料金の割引の禁止や期間拘束契約の中途解約時の違約金等の上限等の規制が課され、また、電気通信事業法に基づき総務省が定めた各種の指針やガイドラインに基づいて、行政指導等が行われてきているが、これらの取扱いは、他のMNOと変わるものではない。〈参考 21〉

第2 NTTドコモの携帯電話料金の低廉化について

1 NTTドコモの携帯電話料金の低廉化に関連する政策の動向⁶⁰

(1) 携帯電話料金の低廉化については、総務省は、平成27年(2015年)9月11日の経済財政諮問会議における安倍内閣総理大臣発言⁶¹を踏まえて有識者で検討⁶²を行い、同年12月18日に「スマートフォンの料金負担の軽減及び端末販売の適正化に関する取組方針」(以下「スマートフォン料金軽減取組方針」という。)を取りまとめ、翌年3月25日には、「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」(以下「スマートフォン購入補助適正化ガイドライン」という。)を策定した。これらは、ライトユーザや割引等を受けない長期利用者等の多様なニーズに対応した料金プランの導入により料金負担の軽減を図ることや、端末購入を条件とした割引等の適正化等に取り組むことを求めるものであった。

(2) また、平成29年(2017年)1月10日、総務省は、それまでの取組について有識者によるフォローアップ⁶³を行った結果を踏まえ、「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」(以下「モバイルサービス指針」という。)を策定してSIMロック解除の円滑な実施に関するガイドライン⁶⁴とスマートフォン購入補助適正化ガイドライン((1)参照)を改正・統合した。

総務省は、翌年8月28日には、有識者による検討⁶⁵を踏まえて同指針を改正し、SIMロック解除の円滑な実施に関するガイドラインを移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドラインに改め、電気通信事業者による不当な端末の流通・販売制限や販売価格・値引き額の指示の禁止を盛り込むとともに、電気通信事業者が中古端末のSIMロック解除に応じることの義務付けを盛り込んだ。

(3) 平成30年(2018年)8月21日の菅官房長官の発言⁶⁶の後、規制改革推進会議で携帯電話

⁶⁰ 本節は、特に断りのない限り、公表資料を基に記述している。

⁶¹ 「携帯料金等の家計負担の軽減は大きな課題であります。高市総務大臣には、その方策等についてしっかり検討を進めてもらいたい」

⁶² 「携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース」(平成27年(2015年)10月19日(第1回)～同年12月16日(第5回))

⁶³ 「モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合」(平成28年(2016年)10月13日(第1回)～同年11月7日(第3回))

⁶⁴ 平成22年(2010年)6月策定の「SIMロック解除に関するガイドライン」の改定

⁶⁵ 「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」(平成29年(2017年)12月25日(第1回)～平成30年(2018年)4月20日(第6回))

⁶⁶ 「携帯電話、この料金があまりにも不透明で、そして他の国と比較すると高すぎるのではと、こうした懸念が

事業者の競争促進の議論が始まり⁶⁷、また、同月 23 日には、情報通信審議会で「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」の議論が始まった。〈参考 22〉

包括的検証の一環として、総務省では、有識者による検討⁶⁸を開始し、その議論を踏まえた電気通信事業法の改正が翌年 5 月に成立し、同年 10 月 1 日に、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の改正と併せて施行された。これらによって、通信料金と端末料金を分離するため、端末の購入等を条件とする通信料金の割引を禁止すること、通信契約とセット購入時の端末代金の値引き等の上限を 2 万円に制限すること、期間拘束契約の期間の上限を 2 年として違約金の上限を 1,000 円とすること、期間拘束のない契約の提供を義務付けることなどの規律が導入された。

また、同年 11 月 22 日に、総務省は、同じ有識者による検討も踏まえつつ、移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン（(2)参照）を、モバイルサービス指針から独立・改正し、購入時に信用確認が取れた場合に SIM ロックを即時解除すること等の義務付けを盛り込んだ。

(4) その後、令和 2 年（2020 年）6 月 30 日の菅官房長官発言⁶⁹、同年 9 月 2 日の菅官房長官の自民党総裁選立候補会見、同月 16 日の菅内閣発足時の総理就任会見でも、同月 18 日の就任直後の武田総務大臣の会見⁷⁰でも、携帯電話料金の値下げについて言及があった。〈参考 22〉

また、総務省は、同年 10 月 27 日、改正電気通信事業法等（(3)参照）における制度整備等の効果やモバイル市場に与える影響についての有識者による評価・検証⁷¹等を踏まえ、分かりやすく納得感のある料金・サービスの実現、事業者間の公正な競争の促進、事業者間の乗換えの円滑化などを内容とする「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション

あります。（中略）今よりも私自身は 4 割程度下げる余地はあるとこのように思っています。」（北海道札幌市で開催された政経懇話会）（総務省資料）

⁶⁷ 規制改革推進会議では、平成 30 年（2018 年）10 月 12 日に、「携帯電話事業者の競争促進を通じた成長の果実の国民への還元の仕組みについて緊急に検討する」ことが重点事項の一つに位置付けられ、同年 11 月 19 日の第 4 次答申では、通信料金と端末料金の完全な分離、期間拘束契約と自動更新などのスイッチングコストの引き下げなどが取り組むべき事項とされた。

⁶⁸ 「モバイル市場の競争環境に関する研究会」（平成 30 年（2018 年）10 月 10 日（第 1 回）～平成 31 年（2019 年）1 月 17 日（第 6 回）「緊急提言」（法案に反映）～同年 4 月 19 日（第 11 回）「中間報告書（4 月 23 日公表）」（省令に反映）～令和 2 年（2020 年）2 月 18 日（第 24 回）「最終報告書（2 月 21 日公表）」）

⁶⁹ 「東京の料金水準は諸外国と比べて依然として高い水準にあり、大手 3 社の利益率も 20% と高止まりしていることから、大幅な引き下げの余地があると考えます。」（総務省資料）

⁷⁰ 携帯電話料金について「できる限り公正な競争の下で通話料金を下げたい」旨の発言（総務省資料）

⁷¹ 「電気通信市場検証会議」の下の「競争ルールの検証に関する WG」（令和 2 年（2020 年）4 月 21 日（第 1 回）～同年 10 月 23 日（第 10 回））。なお、同 WG は、モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン公表後も開催（直近は令和 3 年（2021 年）9 月 15 日）。

ン・プラン」を公表した。

2 NTTドコモの携帯電話料金の低廉化の経緯と会食概要⁷²

(1) NTTドコモは、ユーザの多様なニーズ及び携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォースの提言内容を踏まえ、平成28年(2016年)3月のライトユーザ向けの「シェアパック5」の導入、同年6月の長期利用者向けの「ずっとドコモ割」の拡充等を行った。

一方、総務省は、同年10月7日、同社に対し、同社発行のクレジットカード加入者(dカードGOLD会員)向けに端末の購入代金を割引くためのクーポン(ケータイ購入ご優待券)を特典とする手法が不適正な端末購入補助に当たるとして、スマートフォン購入補助適正化ガイドラインに基づく嚴重注意・報告徴求を行った⁷³(1(1)参照)。

(2) NTTドコモは、モバイルサービス指針を踏まえ、平成29年(2017年)5月にSIMロック解除に応じない期間の見直しを、同年6月に中古端末下取り価格の適正化を行ったほか(1(1)、(2)参照)、同月に端末購入補助を受けない利用者向けの「docomowith」を、翌年5月に長期利用者向けの「ずっとドコモ割プラス」を新設した。

一方、総務省は、「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」(脚注65参照)の議論を踏まえ、平成30年(2018年)6月、NTTドコモに対し、同社がMVNOに提供する顧客情報を管理するデータベースについて、MVNOに負担金額に関する説明を書面で行うことやセキュリティ確保の要件となる基準を提示することなどについて指導を行ったほか、SIMカードの提供に係る標準的な期間や手続等について確認調査を行った⁷⁴。

(3) NTTドコモは、平成30年(2018年)10月31日、同社の2018年度第2四半期決算説明会において、携帯電話料金を2～4割程度値下げして最大4,000億円規模の顧客還元を行う新料金プランを、2019年度第1四半期(4～6月)に発表・提供開始する予定であると説明し、同年11月14日に開催された「モバイル市場の競争環境に関する研究会」(脚注68参照)においても報告した。

これらに先立ち、平成30年(2018年)10月19日に、NTT持株(役員)甲氏とNTTドコモ(役員)丁氏が、総務省の総合通信基盤局長Bを訪問し、本件について情報提供を行った。

また、モバイル市場の競争環境に関する研究会における議論については、平成30年(2018

⁷² 本節は、公表資料のほか、関係者からのヒアリングや関係各所等からの資料収集等で得られた情報を基に記述している。

⁷³ NTTドコモとソフトバンク株式会社には平成28年(2016年)4月5日付けで文書で是正要請を、KDDI株式会社には同月13日付けで口頭注意を行ったが、再度行われたため、同年10月7日にNTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社の3社に対して、総務大臣名で嚴重注意が行われた。

⁷⁴ KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社にも、同様の指導が行われた。

年) 10月26日にも、総務省総合通信基盤局料金サービス課とNTTドコモとの事務的な打合せが行われ、同社が、他MNOの子会社であるMVNOが同社のネットワークを借りていることの問題を指摘しているが、この問題については、同研究会の緊急提言、中間報告書、最終報告書において見直し等を行うこととはされなかった。

なお、中間報告書への意見公募手続では、NTTドコモから、MVNOがMNOの回線を借りる際の費用(データ接続料)の算定方法について、実績原価方式(過去の実績に基づいて金額を算定する方法)から将来原価方式(合理的な予測に基づき各社が将来の金額を算定する方法)への見直しは「不要」である旨の意見が出されていた。しかし、最終報告書においては、「2020年度に適用される接続料から将来原価方式により算定するものとする」と、見直しを行うこととされた⁷⁵。

(4) NTTドコモは、平成31年(2019年)4月15日、令和元年(2019年)6月1日にサービスを開始する新料金プランとして、データ通信が多いユーザ向けの「ギガホ」、データ通信が少ないユーザ向けの「ギガライト」を発表した((3)参照)。同プランは、端末購入を条件として通信料金を割引く従来のプランと異なり、端末購入にかかわらず、通信料金を割安にするものであった。また、このプランの提供開始と合わせ、端末代金の割賦残債を最大1/3免除する下取りプログラムの提供も開始された。

発表に先立ち、平成31年(2019年)4月10日に、NTTドコモ(役員)丁氏、他2名が、総務省の総合通信基盤局長B、総務課長E、料金サービス課長Hを訪問し、新しい料金プランの具体的内容についての情報提供を行うとともに、その内容が同年5月改正の電気通信事業法の求める通信料金と端末代金の完全な分離に適合したものとなっていることの確認等を行った⁷⁶。なお、当該プランについて、総務省がNTTドコモに対し、改正電気通信事業法の趣旨に照らして修正を求める等の指導を行った形跡は見当たらなかった。

また、同社は、令和元年(2019年)10月1日、改正電気通信事業法等に沿って、2年定期契約等の解約時における解約金を9,500円から1,000円に引き下げた(1(3)参照)。

なお、これらのプランの検討や情報提供を行っている時期に、NTTグループや総務省において、NTTドコモの完全子会社化の議論が行われていた形跡は見当たらなかった(第3の2(NTTドコモの完全子会社化)(1)参照)。

⁷⁵ KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社からも同様の意見が出されていた。

⁷⁶ 令和元年(2019年)9月9日にソフトバンク株式会社が、同月12日にKDDI株式会社が、新料金プランの導入を発表(いずれも、同年10月1日サービス開始)した。MVNOの一部においても、改正電気通信事業法施行に合わせ、違約金引下げなどの対応が行われた。また、これらの事業者のいくつかは、総務省への事前の情報提供を行っていることが、総務省の資料で確認できる。なお、上記の新料金プランの内容について、同年9月20日の「モバイル市場の競争環境に関する研究会」(脚注68参照)で議論が行われた。その際、SIMロック解除の見直しについてのNTTドコモ、ソフトバンク株式会社、KDDI株式会社の検討状況も議論され、「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」の独立・改正につながった(1(3)参照)。

(5) 総務省は、令和2年(2020年)5月29日、NTTドコモ及びその販売代理店70社に対し、上述の改正電気通信事業法に違反する不適切な端末代金の割引等が行われたとして、同法の規定の遵守の徹底や再発防止策の着実な実施等の指導を行った。

(6) NTTドコモは、令和2年(2020年)12月3日、オンライン手続プランとして、月額2,980円(税抜き)の格安料金プラン「ahamo」を発表し、翌年3月にサービス開始することを発表した。

また、これに先立ち、令和2年(2020年)12月2日に、NTTドコモ(役員)戊氏、他1名が、総務省の総合通信基盤局長C、電気通信事業部長D、料金サービス課長Gを訪問し、NTTドコモの新料金プランの概要(月額2,980円(税抜き)で20ギガバイトまでの通信が利用可能。5分以内の通話が無料)と新料金プランへの移行手続き(専用のwebサイトでの手続)について、情報提供を行った。当該プランは、従来のギガプラン((4)参照)と併存し(ヘビーユーザは、ギガプランの契約を想定)、ユーザのライフスタイルによって使い分けられるものと位置付けられており、多様なニーズに応えるというこれまでの低廉化の取組と軌を一にするものと認められる⁷⁷。

なお、NTTドコモは、同プランは、令和元年(2019年)12月以降、検討を本格化したものであるとしており、その公表までの間に、NTT持株がNTTドコモを完全子会社化する目的での株式公開買付が成立しているが(令和2年(2020年)11月17日)、その時期に、NTTグループや総務省において、同プランの検討と完全子会社化の検討を関連付けた議論が行われていた形跡は見当たらなかった。

(7) 一方、総務省による調査及びNTTグループの特別調査委員会による調査報告書を踏まえると、平成28年(2016年)7月から令和2年(2020年)12月までの間に、総務省とNTTグループとの間で開催された会食は計24件であり、このうち、携帯電話料金に関する指針、ガイドライン等や法令の検討・作成の時期に、これに携わる総務省の職員とNTTドコモ⁷⁸との間で開催された会食は5件で、総務省職員のべ14人の参加が確認された。

このうち、職員による代金支払いの状況を見ると、上記5件の会食全てにおいて、代金支払いがあったが、それらについても十分な額が支払われていなかったことが判明しており、全てが国家公務員倫理法に違反することが確認されている。〈参考18〉

上記5件の会食に参加した職員が、それぞれ参加した会食の回数は1～2回であり、職員は会食について、異動後の顔合せや懇親等を目的として開催され、会食中は、情報通信業界の情勢に関する一般的な意見交換や自己紹介等が行われただけであるなどと主張しており、

⁷⁷ 令和2年(2020年)12月18日には、さらに大容量ユーザ向けの新料金プラン(ギガホプレミア)も発表された。

⁷⁸ NTT持株は、NTTドコモは、市場の動向や競争状況を踏まえ、携帯電話の料金戦略を自律的に検討・策定していると説明する。

会食において、携帯電話料金の値下げについて話題になった事実は確認できなかった⁷⁹。

会食に参加した職員からは、会食の支払時における支払額の確認が不十分であったといった説明もあった。

3 NTTドコモの携帯電話料金の低廉化に関連する規定等

(1) 携帯電話等の移動体通信料金の設定・変更については、平成8年（1996年）12月に施行された電気通信事業法の改正によって事前認可制から届出制となり、さらに、平成16年（2004年）4月に施行された電気通信事業法の改正によって届出制も廃止された。

また、個社の携帯電話料金については、不当な差別的取扱いを行っているとき、不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているとき等における業務改善命令（電気通信事業法第29条）等事後的な規制により対応することが基本となっている。

(2) こうした法令の体系に基づき、現在、携帯電話料金については、総務省が、公正な競争の促進のための各種の指針やガイドライン等を定め、それに基づいて、同省により、問題となる事例等が認められた場合に、行政手続法第2条第6号の行政指導が各事業者に対して行われてきており、その際には、同省は、相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない（同法第35条第1項）。

その上で必要な場合には、公正な競争の促進や利用者利益の確保のための規定が、電気通信事業法等の改正によって追加されてきている（1(3)参照）。

なお、これらの取扱いは、NTTドコモと他のMNOとで、変わるものではない。

(3) NTT持株は、毎事業年度の開始前にその事業年度の事業計画を定めるとき及び変更しようとするときには、総務大臣の認可を受けなければならないが（NTT法第12条）⁸⁰、NTTドコモの携帯電話料金の低廉化は、基本的には、NTT持株の事業計画には影響しない。

4 認定事実を踏まえた当委員会の評価

(1) NTTドコモの料金プランそのものについては、累次の自由化によって市場価格となっており、総務省は政策的に関与する立場がなく、同社に便宜を図るといったような取扱いは

⁷⁹ NTTグループの特別調査委員会による調査報告書においても、NTTグループ経営陣と総務省幹部等との会食において、総務省幹部等による便宜供与やNTTグループからの便宜供与の依頼等があったとは認められず、NTTグループ経営陣と総務省幹部等との会食の結果、NTTドコモによる携帯電話料金の値下げなどについて、行政の判断がゆがめられたという事実も確認されなかったとされている。

⁸⁰ NTTドコモには、そのような義務はない。

想定されない（3(1)参照）。

(2) もっとも、携帯電話料金の値下げに関し、ガイドライン等の整備や行政指導の運用において、NTTドコモに便宜を図ることが想定され得るが、このようなガイドライン等の整備は、有識者による会議の結果を踏まえて行われてきており（結果的に、法令の整備を行うこととなった場合も含まれる。）、その際、NTTドコモの主張が必ずしも採用されているわけではなく（2(3)参照）、会議の運営にも不自然な点は見当たらない。

また、指針やガイドライン等に基づく行政指導についても、行政手続法第35条第1項の規定に沿って行ってきたことが確認され、他のMNOと同様、NTTドコモが指導等を免れているわけでもなく（2(1)、(2)、(5)参照）＜参考21＞、不自然な運用も見当たらない。

(3) 携帯電話料金については、3(1)のとおり、特段の法令上の事前規制は存在しないにもかかわらず、NTTドコモは、料金プランの見直し等を行う際に、総務省に事前に情報提供や相談を行っており、また、総務省がそれに対して対応してきている。

民間企業等が、ある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについて、当該行為について特定の法令の規定との関係を法令の所管官庁に対し事前に問い合わせることは、しばしば実務慣行として行われていると認められる。NTTドコモは、電気通信事業法の改正時に、携帯電話料金プランが改正予定の内容に適合しているかを確認するのみならず、それ以外の場合でも、携帯電話料金プランの発表前に総務省に情報提供等を行っているが（2(3)、(4)、(6)参照）、同社は、公正競争を確保するため、総務省が定めた各種の指針やガイドラインを遵守する姿勢に立っているとしていることから、法令の規定ではないとしても、それらの指針等に料金プランが抵触しないかについて、総務省に念のため事前相談すること自体に不自然な点はない。

また、総務省は、NTTドコモだけでなく他の事業者からの照会にも対応してきており、これについても、NTTドコモからの相談を優遇するなどの不自然な運用は見当たらない⁸¹。

さらに、総務省が、NTTドコモから「ギガホ」、「ギガホライト」の両プランについて確認があった際に、改正電気通信事業法の趣旨に照らして指導等を行わなかった対応に問題は認められず（2(4)参照）、その他の時期の料金プランについても、事前の情報提供の際に、不適切なプランを見逃したといった形跡も見られない。

(4) NTTドコモの携帯電話料金の低廉化に関連する政策に対するNTTドコモとの間の会食の影響については、

- ・ 総務省職員との会食の場において、携帯電話料金の値下げについて話題になった事実は

⁸¹ 総務省資料を見ると、令和元年（2019年）9月から令和2年（2020年）9月までの1年間に、「電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン」等に関する問合せでMNO、MVNO、販売代理店からの担当者ベースの問合せ22社171件に対応していることが認められる。

確認できないこと

- ・ 指針やガイドライン等については、(2)のとおり、NTTドコモに偏った取りまとめも運用も確認されず、また、そもそもNTTドコモのみに適用されるものではないため、NTTドコモのみが会食によって働きかけを行う必要性が見出しにくいことから、影響があったとは認められない。

第3 NTTグループの組織体制について

1 NTTグループの組織体制に関連する政策の動向⁸²<参考 23>

(1) 昭和57年(1982年)7月30日の第二次臨時行政調査会第三次答申において、日本電信電話公社を、5年以内に中央会社と複数の地方会社に再編成することが提言された。

(2) 昭和60年(1985年)4月1日、旧NTT法及び電気通信事業法の施行によって、日本電信電話公社は、NTTとなった。

また、この旧NTT法の附則第2条においては、政府は、同社の成立の日から5年以内に、この法律の施行の状況及びこの法律の施行後の諸事情の変化等を勘案して会社の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされた。

(3) (2)の旧NTT法附則第2条を踏まえ、平成2年(1990年)3月2日の電気通信審議会の「日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずるべき措置、方策等の在り方答申」に基づき、同月30日に、移動体通信分野における公正有効競争を実現するため、移動体通信業務をNTTから分離し、移動体通信業務を営むこととなる会社については、これを完全民営化することが決定された。

(4) 平成4年(1992年)7月1日、移動体通信業務がNTTから分離され、旧NTT法の適用を受けず、特殊会社でもない、民間会社(株式会社)であるエヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社⁸³が設立されたが、それに先立つ同年4月28日、郵政省は、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離について」として、NTTの移動体通信業務について、i)可能な限り、NTTと別個の伝送路を構築すること、ii)取引を通じたNTTから新会社への補助を禁止し、移動体系新事業者と同一条件とすること、iii)NTTから新会社への転籍による社員の移行を行うこと、iv)中核となる会社⁸⁴の株式については、会社設立の5年後の上場を目指すこととし、上場の機会等を捉えNTTの出資比率を低下させるものとする、v)NTTと新会社の共同資材調達を禁止することを内容する公正有効競争条件を公表した。

⁸² 本節は、特に断りのない限り、公表資料を基に記述している。

⁸³ 同社は、平成12年(2000年)4月に株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに商号を変更し、さらに、平成25年(2013年)10月に株式会社NTTドコモに商号を変更した。

⁸⁴ 当初は、各地域会社を統括する中核会社と各地域会社から構成されていたが、平成20年(2008年)に各地域会社を合併し、現在のNTTドコモの全国1社体制となった。

- (5) その後、NTTの組織再編成が行われ、旧NTT法を改正したNTT法に基づき、平成11年(1999年)7月1日以降、NTTグループは、①特殊会社であるNTT持株、②特殊会社であるNTT東西、③民間会社である長距離通信業務を担うNTTコミュニケーションズ、④平成4年(1992年)7月にNTTから分離された民間会社である移動体事業を担うエヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社(後のNTTドコモ)に再編成された⁸⁵。
- (6) NTTドコモについては、平成12年(2000年)12月21日の電気通信審議会の答申「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申～IT時代の競争促進プログラム～」において、「東・西NTTの有力な競争相手になることによる市場活性化効果などから、基本的には、(中略)NTT持株会社のNTTドコモ株保有割合が一層低下することが望ましい。」とされた。〈参考24〉
- (7) また、平成13年(2001年)3月30日に閣議決定された「規制改革推進3か年計画」においても、「NTTのグループ経営の改善と公正競争の確保を図る観点から、地域通信網の開放の徹底、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモに対するNTT持株会社の出資比率の引下げを含むNTTグループ内の相互競争の実現、東・西NTTの経営効率化の推進等、競争促進のための自主的な実施計画をNTT持株会社及び東・西NTTが作成し、公表することを期待するとともに、当該実施計画の実施状況を注視する」とされ、その後に決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)、「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)、「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」(平成21年3月31日閣議決定)においても、同内容の記載が盛り込まれた。〈参考25〉

2 中間持株会社の設立及びNTTドコモの完全子会社化の経緯と会食概要⁸⁶

(中間持株会社の設立)

- (1) 平成30年(2018年)7月12日、NTT持株(役員)乙氏が、総務省の事業政策課長Eを訪問し、同社のグローバル事業の推進に向けたフォーメーション見直しの一環として、同

⁸⁵ このほか、昭和63年(1988年)7月に、NTTのデータ通信事業がエヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社(後の株式会社NTTデータ)に事業譲渡され(データ通信事業の分離)、平成9年(1997年)9月に、NTTのソフトウェア関連業務がエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションウェア株式会社(後のNTTコムウェア株式会社)に事業譲渡(ソフトウェア関連業務の事業化)されている。

⁸⁶ 本節は、公表資料のほか、関係者からのヒアリングや関係各所等からの資料収集等で得られた情報を基に記述している。

年秋に中間持株会社の設立等を予定していることについて説明を行うとともに、NTT法及び電気通信事業法上の法的な制約がないか、平成11年（1999年）の再編成の趣旨に反しないか等について照会を行った⁸⁷。

これを受け、総務省において、NTT法及び電気通信事業法上の法的な制約がないか、平成11年（1999年）の再編成の趣旨に反しないか、平成30年度（2018年度）事業計画⁸⁸の変更が必要かについて確認を行った。

(2) このような確認の結果を踏まえ、平成30年（2018年）7月下旬に、総務省の事業政策課長F（(1)の事業政策課長Eの後任）からNTT持株（役員）乙氏に、電話により口頭で、法令上中間持株会社を規制する規定はないこと、再編成の趣旨に反しないこと、事業計画の変更は不要であることを伝達した。

また、この回答に先立って行われたと考えられる省内の説明における資料でも、この再編成の趣旨に反しないことについては、「平成11年のNTTの再編成は、独占的な事業である地域通信事業と競争的な事業を分離し、公正な競争を確保することを主な趣旨としており、中間持株会社は、独占的業務を行うNTT東西を傘下とするものではないことから、この再編成の趣旨に反するものではないと考える」旨の説明が残されている。

(3) 平成30年（2018年）8月7日に、NTT持株は、グローバルガバナンスを強化し、グローバル市場に精通した人材の知見や経験を迅速にマネジメントに取り入れ、NTTグループ全体のグローバル市場における競争力強化と収益性の向上を図ることを目的に、NTT持株の配下に、NTTコミュニケーションズ、ディメンションデータ、NTTデータ等を子会社化したNTT株式会社（中間持株会社）を設立することを発表した⁸⁹。

(4) 一方、総務省による調査及びNTTグループの特別調査委員会による調査報告書を踏まえると、NTT持株が中間持株会社の設立に係る総務省への相談を行った平成30年（2018年）7月及びNTT株式会社を設立することが公表された同年8月並びにそれに近接する時期（同年6月～同年9月）で、同社の設立に係る部署の総務省の職員と同社との間で開催された会食は4件で、総務省職員のべ6人⁹⁰の参加が確認された。

⁸⁷ 他のMNOも、合併等の組織体制の変更を行う前に、総務省に事前に情報提供等を行っている事例が確認できる。

⁸⁸ NTT法第12条に基づき総務省に毎年度報告されている。同法上、計画に記載すべき内容の定めはないが、例年、各年度における、NTT持株によるNTT東西に対する助言・あっせん、基礎的研究開発の推進に係る重点、設備投資計画、収支計画、資金計画が記載されている。

⁸⁹ 平成30年（2018年）11月までにNTT持株傘下にNTT株式会社を創設し、同社の傘下に各社を移管した。

⁹⁰ 上記のほか、政務三役1件のべ1人の会食が確認されたが、関係資料を精査しても、その者から、中間持株会社の設立について、総務省の職員に対して何らかの指示等を行った形跡は見当たらなかった。なお、NTTグル

このうち、職員による代金支払いの状況を見ると、代金支払いがあったものが2件・のべ4人あったが、それらについても十分な額が支払われていなかったことが判明しており、それ以外は代金の支払いが全くなかった。また、上記4件・のべ6人全てについて国家公務員倫理法に違反することが確認されている。〈参考18〉

上記4件の会食に参加した職員は、会食について、異動後の顔合せや懇親等を目的として開催され、会食中は、情報通信業界の情勢に関する一般的な意見交換や自己紹介等が行われただけであるなどと主張しており、会食において中間持株会社の設立について話題になった事実は確認できなかった。

会食に参加した職員からは、国家公務員倫理法等の内容を十分理解していなかったといった説明もあった。また複数の職員はNTTの担当者の人となりを知るために参加したと説明した。

(NTTドコモの完全子会社化)

(1) 雑誌記事⁹¹では、NTT持株(役員)甲氏が、(携帯電話料金の低廉化により)「18年10月にドコモの負けは見ていたので、そのときにはすでに完全子会社化は念頭にあった」との発言をしたとあるが、これについてNTT持株は、「企業経営に携わる者として、常日頃から、様々な経営上のオプションについて思考を巡らせることは当然に行っていることであり、そうした観点であれば、NTTドコモの完全子会社化も、古くから存在する経営上のオプションの一つであったところです。」と説明し、また、「2018年10月に公表したものを含む利用者料金の引き下げとNTTドコモの完全子会社化とを関連づけて検討したといった事実はありません。」としている(第2の2(3)参照)。

(2) NTT持株は、令和2年(2020年)4月に、NTTドコモの完全子会社化の検討を開始したと説明しており、雑誌記事⁹²でも、同月、NTT持株(役員)甲氏がNTTドコモ(役員)丁氏に対して「ドコモを完全子会社にしたいと思っています。」と発言したとされる。

(3) 令和2年(2020年)7月30日、NTT持株(役員)乙氏、他1名が、総務省の電気通信事業部長D、事業政策課長Hを訪問し、NTT持株がNTTドコモの完全子会社化について検討していることや同年10月初頭頃に株式公開買付を行うことを検討していることを説明するとともに、当該株式公開買付の実施についてNTT法や電気通信事業法上の問題の有

ープの特別調査委員会による調査報告書においても、同会食において、その者による便宜供与やNTTグループからの便宜供与の依頼等があったとは認められなかったとされている。

⁹¹ 週刊ダイヤモンド 20201212号

⁹² 週刊ダイヤモンド 20201212号

無等の確認を依頼した⁹³。総務省側は、NTT法や電気通信事業法上の制約について整理の上、回答する旨応答した。

(4) 令和2年(2020年)8月18日、NTT持株(役員)乙氏、他1名が、総務省の電気通信事業部長D、事業政策課長Hを訪問し、NTTドコモの完全子会社化の実施目的、株式公開買付の実施は同年10月1日を予定していること、年度内に完全子会社化を完了し、NTTドコモは上場を廃止する予定であること等を説明するとともに、NTT持株によるグループ会社の株式の追加取得を制限する法令の有無、当該追加取得についてNTT法や電気通信事業法上の問題の有無等の確認・検討を依頼した。総務省側は、その場では、公正競争上の課題、事業計画への影響等を中心に指摘を行った。

(5) 令和2年(2020年)8月24日、NTT持株(役員)乙氏、他1名が、総務省の電気通信事業部長D、事業政策課長Hを訪問し、同社の公正競争の確保のための考え方等について説明を行い、総務省からは、次回までに、NTT持株によるNTTドコモの完全子会社化に関するNTT法及び電気通信事業法上の制約等について整理する旨伝えた。

(6) 令和2年(2020年)9月4日、NTT持株(役員)乙氏、他1名が、総務省の電気通信事業部長Dと事業政策課長Hを訪問した際に、総務省から、検討の結果、

- ・ NTT持株によるNTTドコモの完全子会社化を妨げるようなNTT法や電気通信事業法上の直接的な規律はないこと
- ・ NTTドコモの完全子会社化に伴う公正競争上の課題について別途検討が必要になると思われること

について口頭で説明を行った。その際、NTT持株側からは、今後、公正取引委員会や財務省など関係省庁にも説明に行く旨、また、株式公開買付の手続の開始については((4)参照)、状況によっては前倒しもあり得る旨の説明があった。

(7) 令和2年(2020年)9月8日、16日、24日及び28日に、NTT持株(担当者)丙氏が、総務省の事業政策課長Hを訪問し、株式公開買付に向けた準備の進捗状況等について説明を行った。

(8) なお、総務省では、令和2年(2020年)9月に入ってから、総務省の政務三役に対して、NTT持株によるNTTドコモの完全子会社化について、

- ・ 法律上は完全子会社化を妨げる制約はなく、平成22年度(2010年度)以降、閣議決定ではNTTドコモに対する出資比率の引下げは、取り上げられていないこと

⁹³ 他のMNOも、合併等の組織体制の変更を行う前に、総務省に事前に情報提供等を行っている事例が確認できる。

- ・ 一方、完全子会社化後のNTTグループの一体的な市場支配力等については、これを監視するための規律の検討が必要であり、株式公開買付成立後、速やかに有識者による検討の場を設け、競争事業者等の意見も踏まえた上で必要な規律等の検討を行い、令和3年（2021年）春を目途に取りまとめを行うこと

についての説明を行ったことが確認できる。

また、その規律等の検討については、当時、総務省は、携帯電話市場での競争の進展等や、累次の電気通信事業法改正等による公正競争確保措置といった環境変化等に応じ、平成4年（1992年）の公正有効競争条件（1（4）参照）の見直し（出資比率引下げ方針の見直し等）を行うことを念頭に置いていた。

- (9) 令和2年（2020年）9月29日、NTT持株がNTTドコモの完全子会社化目的の株式公開買付を行うことを発表した（買付期間：9月30日～11月16日、買付価格：3,900円/株、買付総額：約4.3兆円）⁹⁴。

発表時に行われたNTT持株（役員）甲氏とNTTドコモ（役員）丁氏の共同記者会見では、NTT持株（役員）甲氏からの説明の中で、NTTドコモに対して、完全子会社化をベースにNTTドコモを強化する話を正式に始めたのは4月の後半であること、政府が求める値下げとの関連は全くないこと、完全子会社化によりNTTドコモの財務的基盤も整うため、値下げの余力は当然出てくると思うことについて言及があった。

- (10) 令和2年（2020年）10月頃、他の事業者から、NTTドコモの完全子会社化について、公正競争を担保するための措置に反して再びNTT一体化に向かうものであり（1（4）参照）、公正競争の観点から大きな問題があると認識しており、早急に公正な競争環境を確保するため、公の場での政策的な議論が必要である旨の意見や懸念が提示された。

- (11) 令和2年（2020年）11月11日、電気通信事業法第172条に基づき、KDDI株式会社（以下、単に「KDDI」という。）、ソフトバンク株式会社（以下、単に「ソフトバンク」という。）等28者が、意見申出書を総務大臣に提出した。当該意見申出書には、

- ・ NTT東西とNTTドコモの資本的な関係性が強化されると、NTT東西が保有するボトルネック設備⁹⁵の利用においてNTTドコモが優遇されるなど、競争事業者との公平性の観点で懸念が生じるとともに、NTT東西とNTTドコモが実質的に一体化することによって発揮される強大な市場支配力によって競争事業者が排除される等、公正な競争環境

⁹⁴ 買付開始時点のNTT持株のNTTドコモにおける議決権の所有割合は66.21%であり、令和2年（2020年）9月30日、公正取引委員会事務総長は、定例会見で、NTTドコモの完全子会社化について「企業結合関係が新たに形成・強化されたものではないというような場合には、市場における影響は通常ほとんどないと考えられるので、この株式取得が企業結合規制として問題になるというのは考えにくい」と発言した。

⁹⁵ 固定系の加入者回線設備（光ファイバ等。電気通信事業法第33条に規定する第一種指定電気通信設備）。同設備との接続は、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠なものである。

が阻害されるおそれがあること

- ・ NTTドコモの完全子会社化は、政府措置の“完全民営化”の方針に逆行し、NTTドコモに対するNTT持株の出資比率の低下を求めてきた過去の電気通信審議会答申や郵政省報道発表、閣議決定等の趣旨に明確に反すること
- ・ 競争事業者等のステークホルダーを含めた公開の場で議論を行い、公正な競争環境確保のための担保措置（既存の規律の見直し、新たなガイドライン作成等）を講ずる必要があること

等が盛り込まれている⁹⁶⁹⁷。〈参考 26〉

(12) 令和2年（2020年）11月17日、NTT持株によるNTTドコモに対する株式公開買付が成立した⁹⁸ことを受けて、総務省は、同月20日、電気通信市場検証会議の下に「公正競争確保の在り方に関する検討会議」を新たに開催することについて報道発表を行った。

また、同年12月25日には、NTTドコモの上場廃止が、同月29日には、NTTドコモの完全子会社化がなされた。

(13) 公正競争確保の在り方に関する検討会議では、令和2年（2020年）12月3日に第1回が開催され、翌年2月16日までの5回にわたって、事業者（NTT持株、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル株式会社等）へのヒアリングが行われた。

ヒアリングでは、NTT持株からは、KDDIやソフトバンクは、既に移動通信と固定通信の双方を手掛け、自社内で移動通信サービスと固定通信サービスを戦略的に組み合わせ、柔軟な提案・提供を行っている中、NTTドコモにもNTTコミュニケーションズとの連携により固定通信の能力を持たせることで、移動固定融合型の新たなサービス創出等を柔軟かつ機動的に行える環境を作ることが、公正な市場競争を促進し、市場の活性化に繋がることや、これらを踏まえ、NTTドコモのみに課されている禁止行為規制を早急に見直す必要があることといった旨の意見が出されたが、これらについて、公正競争確保の在り方に関する検討会議の報告書案（(14)参照）においては、NTTドコモをNTT東西の特定関係事業者として速やかに指定することや禁止行為規制については引き続き適正に運用していく

⁹⁶ 令和2年（2020年）10月16日、KDDI社長は、記者会見で、「NTT法あるいは事業法の条文に直接抵触しないから問題ないという主張であるが、今までの審議会の答申、政府の措置、閣議決定では、基本的には、分割の観点からNTTがNTTドコモに持っているシェアを薄くしていく方向性だったはずであったにもかかわらず、急転直下、逆の方向に振れたことに、驚きと政策議論もないままこのように走り始めるのはおかしいと思っている。今我々の方としても意見をまとめ、ある時期にしっかりと総務省に話をしていきたいと思う。基本的には公正競争の確保が、このような行動で阻害されないかが一番大きなポイントである」旨発言した（総務省資料）。

⁹⁷ 意見提出に先立って、令和2年（2020年）10月27日、総務省の事業政策課と関係事業者との打合せが行われ、その際、事業者から、意見申出書のドラフトが示された。また、同年11月4日には、意見申出書案（印なし）が示された。

⁹⁸ NTT持株によるNTTドコモの議決権所有割合が91.46%になった。

ことが盛り込まれている。

(14) 公正競争確保の在り方に関する検討会議では、令和3年（2021年）3月3日の第6回の会議において、報告書案が取りまとめられ、同月6日に当該報告書案に対する意見公募手続が同年4月5日を期限に実施された（意見公募手続の結果は未公表）。同意見公募手続においては、その期限である令和3年（2021年）4月5日に、KDD I、ソフトバンク等21者の連名で、当該報告書の取りまとめに当たっては、今般のNTT持株と総務省の関係において判明した事案等により、情報通信行政がゆがめられたのではないかとの疑念が国民に生じている状況を踏まえ、「情報通信行政検証委員会」の検証結果も踏まえて検討、取りまとめることが必要であるとの意見・要望が提出された。〈参考27、参考28〉

(15) 一方、総務省による調査及びNTTグループの特別調査委員会による調査報告書を踏まえると、平成28年（2016年）7月から令和2年（2020年）12月までの間に、総務省とNTTグループとの間で開催された会食は計24件で、総務省職員のべ61人の参加が確認され、このうち、NTT持株（役員）甲氏の念頭に完全子会社化があったとされる平成30年（2018年）10月から、完全子会社化について総務省との相談を行い、NTTドコモの株式公開買付を開始することが公表された令和2年（2020年）9月までの間及びそれに近接する時期（平成30年（2018年）9月～令和2年（2020年）10月）に、完全子会社化についての相談に携わり得る立場にある総務省の職員とNTT持株との間で開催された会食は7件で、総務省職員のべ13人⁹⁹の参加が確認された¹⁰⁰。

このうち、職員による代金支払いの状況を見ると、代金支払いがあったものが4件・のべ9人見られたが、それらについても十分な額が支払われていなかったことが判明しており、それ以外は代金の支払いが全くなかった。また、上記7件・のべ13人のうち、7件・のべ12人について国家公務員倫理法に違反することが確認されている。〈参考18〉

上記7件の会食に参加した職員が、それぞれ会食に参加した回数は基本的に1～2回であり、職員は会食について、異動後の顔合せや懇親等を目的として開催され、会食中は、情報通信業界の情勢に関する一般的な意見交換や自己紹介等が行われただけであるなどと主張しており、会食においてNTTドコモの完全子会社化について話題になった事実は確認できなかった¹⁰¹。

⁹⁹ 7件・のべ13人のうち部長・審議官級以上の職員が参加した会食が4件・のべ5人見られた。

¹⁰⁰ 上記のほか、政務三役3件のべ3人の会食が確認されたが、関係資料を精査しても、それらの者から、NTTドコモの完全子会社化について、総務省の職員に対して何らかの指示等を行った形跡は見当たらなかった。なお、NTTグループの特別調査委員会による調査報告書においても、政務三役による便宜供与やNTTグループからの便宜供与の依頼等があったとは認められなかったとされている。

¹⁰¹ NTTグループの特別調査委員会による調査報告書においても、NTTグループ経営陣と総務省幹部等との会食において、総務省幹部等による便宜供与やNTTグループからの便宜供与の依頼等があったとは認められず、

会食に参加した職員からは、国家公務員倫理法等の内容を十分理解していなかったといった説明もあった。

3 中間持株会社の設立及びNTTドコモの完全子会社化に関連する規定等

- (1) NTTドコモは、接続関連情報の目的外利用・提供のほか、NTT東西、NTTコミュニケーションズ等のNTTグループ各社に対して、不当な優遇を行うことが禁止され、これに反する行為を行った場合、総務大臣がその行為の停止・変更や必要な措置を命令することができる（電気通信事業法第30条、平成20年総務省告示第361号及び平成28年総務省告示第221号）。
- (2) 一方、NTT東西は、上記NTTドコモと同様の規制のほか、NTTコミュニケーションズとの間では、役員の兼任が禁止されている。また、NTT東西は、接続に必要な設備の設置等における他の事業者への不利な取扱いが禁止され、これに反する行為を行った場合、総務大臣がその行為の停止・変更や必要な措置を命令することができる。なお、NTT東西は、NTTドコモとの間では、現在、それらの禁止規定は設けられていない（電気通信事業法第31条及び平成14年総務省告示第8号）¹⁰²。
- (3) NTTドコモは、特殊会社ではないため、NTT法の規定は適用されない（1(4)参照）。なお、NTT持株は、毎事業年度の開始前にその事業年度の事業計画を定めるとき及び変更しようとするときには、総務大臣の認可を受けなければならないが（NTT法第12条）、NTTドコモの完全子会社化は、資金における資産（ストック）の変化であり、NTT持株の事業計画の記載は所得（フロー）に関するものであるため、基本的には影響しない。

4 認定事実を踏まえた当委員会の評価

（中間持株会社の設立）

- (1) NTT持株による中間持株会社の設立を妨げるようなNTT法及び電気通信事業法による直接的な規定がないとする総務省の判断（2（中間持株会社の設立）(2)参照）については、法の規定そのものを見る限りでは妥当である。

また、中間持株会社を設立したとしても、NTTコミュニケーションズに対するNTT持

NTTグループ経営陣と総務省幹部等との会食の結果、NTTドコモの完全子会社化などについて、行政の判断がゆがめられたという事実も確認されなかったとされている。

¹⁰² 公正競争確保の在り方に関する検討会議の報告書案（2（NTTドコモの完全子会社化）(14)参照）には、今後、NTTドコモの間でも禁止することが盛り込まれている。

株やNTT東西との繋がりが強化されるものではないため、NTT法の趣旨やNTTの再編成の趣旨に反するものと言えず、公正競争を確保するための規律を強化する必要があるわけでもないことから、総務省の判断に問題は認められない。

- (2) 中間持株会社の設立に関連する政策に対するNTT持株との間の会食の影響については、
- ・ 総務省職員との会食の場において、中間持株会社の設立について話題になった事実は確認できないこと
 - ・ 中間持株会社の設立と関係法令の関係やNTTの再編成の趣旨に照らした検討については、(1)のとおり、総務省の対応に違和感はないことから、影響があったとは認められない。

(NTTドコモの完全子会社化)

- (1) NTT持株によるNTTドコモの完全子会社化を妨げるようなNTT法による直接的な規律がないとする総務省の判断(2(NTTドコモの完全子会社化)(6)参照)については、法の規定そのものを見る限りでは妥当である。

一方、NTT法の趣旨に照らして適切かどうかという点については、議論の余地があり、例えば、同法第1条が移動体通信業務と一体となって東西の電気通信役務の提供を確保することを目的としているとは言い難いとの議論もあり得る。

しかし、これまでもNTT持株はNTTドコモの相当数の株を保有しており、また、それを同法は附帯業務(第2条第1項第4号)として少なくとも許容してきたと考えられるため、完全子会社化が、同法の趣旨に照らして不適切とは言い難く、総務省の判断に問題があるとは言えない。

- (2) NTT持株によるNTTドコモの完全子会社化を妨げるような電気通信事業法上の直接的な規律はないとする総務省の判断(2(NTTドコモの完全子会社化)(6)参照)については、確かに、現行法やそれ以下の規定そのものを見る限りでは妥当である。

しかし、ボトルネック設備を有するNTT東西とNTTドコモとの繋がりが強くなることに対する懸念等があったため、この点について、総務省は、株式公開買付成立後速やかに検討の場(公正競争確保の在り方に関する検討会議)を設け、競争事業者等の意見も踏まえた上で必要な規律等の検討を行ってきたところであり(2(NTTドコモの完全子会社化)(12)、(13)参照)、これを踏まえれば、総務省の対応に問題があるとは言えない。

- (3) 総務省として、環境変化等に応じて、NTTドコモの出資比率の引下げを定めた平成4年(1992年)の公正有効競争条件(1(4)参照)を見直すこととしたことについては(2(NTTドコモの完全子会社化)(6)参照)、確かに、現在では、NTTグループ以外の事業者の売上高も一定程度伸びてきており、NTTグループの総合的事業能力の優位性は当時ほ

ど問題とはならないとも言える。

一方、相対的に下がってきているとは言えグループ全体としての売上高は他を大きく上回っており、NTT東西が独占的インフラを有しているなど現在のシェアや売上高の数字以上のインパクトを有していると見ることもでき、その変化はNTTグループの関係強化を容認する方向には必ずしも行っていないとの見解もあり得る。また、平成30年（2018年）の中間持株会社の妥当性の検討において、独占的な事業である地域通信事業と競争的な事業を分離し、公正な競争を確保するとする平成11年（1999年）のNTTの再編成の趣旨に照らした判断が行われているので（2（中間持株会社の設立）（2）参照）、NTTドコモの完全子会社化についても、その趣旨に照らした判断を行うべきであるとも考えられる。

しかし、競争的な事業の出資比率の引下げや、独占的な事業と競争的な事業の分離を行わない場合でも、電気通信事業法の規定や既存の接続規制・卸役務等のルールによる行為規制が十分機能するのであれば、公正な競争を確保することが可能であるという判断は、あり得るものであり、その意味で、出資比率の引下げといった従来の条件を見直す一方、公正競争確保の在り方に関する検討会議で行為規制の見直し等の検討を行うこととした総務省の判断に問題があるとは言えない¹⁰³。

ただ、あえて付言すれば、総務省の判断の妥当性は、公正競争確保の在り方に関する検討会議の報告書にも盛り込まれているが、今後、見直されたものを含む行為規制が、確実に機能しているかどうかの事後的な検証を確実に行うことによって担保されることとなる。このため、総務省には、例えば、NTTグループはもとより他の事業者からも、従来以上に客観的なデータを取得して検証を行うなど、実効ある取組を求めたい。

(4) また、NTTドコモの完全子会社化について、NTTドコモの携帯電話料金の値下げを行う代償として、総務省が認めたという指摘もあるが、

- ・ 総務省及びNTT持株からのヒアリングや提出資料等で、両者が関係しているという事実は確認できないこと
- ・ 上記のとおり、完全子会社化を認めた総務省の判断には、違和感は認められないこと
- ・ 携帯電話料金の値下げと関連しているのであれば、社会的により大きな値下げを求められていた平成30年（2018年）当時に、完全子会社化の検討を行うのが自然であるが¹⁰⁴、当時の資料からは具体的な検討を行った事実は確認できないこと（第2の2（3）、（4）参照）から、そのような関係を認めることは困難である。

(5) NTTドコモの完全子会社化に関連する政策に対するNTT持株との間の会食の影響については、

¹⁰³ 中間持株会社についての総務省の判断の際には、そこまでの判断は求められなかったということもできる。

¹⁰⁴ 当時、NTT持株（役員）甲氏の念頭に完全子会社化が案としてあったのであれば、尚更である（2（NTTドコモの完全子会社化）（1）参照）。

- ・ 総務省職員との会食の場において、NTTドコモの完全子会社化について話題になった事実は確認できないこと
 - ・ NTTドコモの完全子会社化と関係法令の関係や、行為規制の強化については、(1)～(3)のとおり、総務省の対応に違和感や問題は認められないこと
 - ・ 公正競争確保の在り方に関する検討会議においても、NTT持株の主張に偏った運用にはなっていないこと（2（NTTドコモの完全子会社化）（13）参照）
- から、影響があったとは認められない。

第4 NTTグループとの会食について

第2及び第3のとおり、総務省職員とNTTグループとの間の会食が、NTTドコモの携帯電話料金の低廉化、中間持株会社の設立及びNTTドコモの完全子会社化についての総務省の対応に影響したといった事実は確認できなかったが、そうであれば、どのような目的でそれらが行われ、なぜ、何度も行われたのかという疑問が残るところであり、これだけでは問題が解明できたとは言い難い。

個々の会食に関する記録は十分に残っていないが、総務省における国民からの信頼回復の取組に資するためにも、残された資料から、NTTグループとの会食とは何であったのか、ここで改めて、推論も含めつつ、委員会としての見解を示すこととしたい。

1 会食について注視すべき事実

(1) 平成28年(2016年)7月から令和2年(2020年)12月までの間の総務省の職員とNTTグループとの会食(24件)のうち、14件が、総務省の人事異動の時期(6月から9月)に開催されている。このほか、NTT側の異動を機に実施されたものが1件ある¹⁰⁵。

異動の時期に開催されているものについて詳しく見ると、例えば、総務省の課長級職員に着目すると、前任者が人事異動の時期に会食を行っているが、後任者も同様の時期に同様の相手と会食を行っているものが4件認められる。

(2) また、会食に参加した総務省職員の役職とNTTグループ側の参加者のそれぞれについて、段階が最も高い役職を見ると、総務省の課長級が参加した会食(14件)ではNTT持株の部長級等が参加しており、総務省の部長・審議官級が参加した会食(4件)ではNTT持株の副社長級等が参加しており、総務省の局長級・次官級が参加した会食(6件)ではNTT持株の社長級等が参加しているなど、役職段階に応じて会食が開催されていることが認められる。

(3) 当時会食に参加した総務省職員からは、会食では、携帯電話市場の動向のほか、グローバルな情報通信市場の現況・見通し、サイバーセキュリティや海外の技術動向、5Gの技術動向、スタートアップ企業の動向や雇用制度などといった内外の経済や技術の幅広い話が話題になったとしている。

(4) また、会食に参加した総務省の職員からは、相手方には会費制の割り勘だと伝えていた、利害関係者であるので国家公務員倫理法の適用を受けるということで割り勘にしてもらわ

¹⁰⁵ NTTグループの特別委員会による調査報告書P17参照

ないと困ると伝えていたといった説明もあったものの、割り勘であれば問題ないとの認識であった、相手方から提示された金額を支払い、割り勘のつもりであった、国家公務員倫理法等の内容を十分理解していなかった、事業者との会食に対する認識が甘かった、許認可行政が初めてで、事業者との付き合い方をよく理解しないまま参加してしまったといった説明が多かった。

- (5) 総務省職員による支払いが全くないもの（4件）、総務省職員が支払っているものの応分の負担からすれば1万円以上不足しているもの（4件）について見ると、総務省側の出席者は基本的には1～2人¹⁰⁶であった。

2 会食についての評価

- (1) 会食は、人事異動の時期を中心に、参加者の役職段階を合わせるようにして開催されていること、当該職員の前任の着任時にも同様の会食が開催されていることを踏まえると、会食は、NTTグループと総務省との間における何らかの当面の課題等に対応する形で行われたというよりはむしろ、NTTグループにとって、今後新たにカウンターパートとなる総務省の職員との顔合せを行い、以後の業務を円滑に進めるために行われたものであると考えるべきである。
- (2) これは、このように役職段階に応じてシステマティックに行われていることや、前任の着任時にも同様の会食が行われていること、同一官職在任中に参加する回数は1回の場合が多いことなどを踏まえると、平成28年（2016年）より前の会食の記録は残っていないものの、多くの会食は、個々の会食に参加したNTTグループの者個人の発案でアドホックに開催されたもの、特定の総務省の職員との関係を形成し、維持していくためのもの、あるいは、業務上の要望をするために開催されたものというよりはむしろ、当面の仕事のカウンターパートと広く顔合せ、顔つなぎをするためのものであり、長年の慣行として行われてきた可能性もあると考えられる。
- (3) また、NTTグループは、NTT法や電気通信事業法によって特別の規制がかかっている業務等を抱えているが、そのみならず、他の事業者と同様の取扱いとなっている業務等についても、総務省の定める指針やガイドラインへの抵触の有無等について、慎重に事前相談等を行ってきている（第2の2(3)、(4)、(6)、第3の2（中間持株会社の設立）(1)、(2)、第3の2（NTTドコモの完全子会社化）(3)～(6)等参照）。これらは、それ自体に問題があるわけではないが、その背景として、NTT法に基づきNTT持株及びNTT東西が特殊会社とされていることにより、グループの活動が法令や指針等に抵触しないようにしなけれ

¹⁰⁶ 総務省側の参加者が3人の会食が1件見られた。

ばならないという意識が他社に比べて高まっている可能性や、さらには、NTTグループが、グループ内では、法令上の具体の規定の有無にかかわらず、総務省から幅広く指導を受け得る立場にあると認識されている可能性があり、それらが結果として、人事異動のたびに総務省の職員との顔合せ等の場を作り、事前相談等を円滑に進めようとする慣行の継続につながっている可能性もある。

(4) 一方、総務省の職員にとっても、他の事業者の場合とは異なり、カウンターパートとなる職位にあるNTTグループの者について、人事異動の当初から、人となりを知ることができることは、NTTグループに直接関連する業務を円滑に遂行する上で都合がよかったものと考えられる。そして、それにとどまらず、会食の場で時間をとって、巨大企業であり、かつ、ボトルネック設備を有するNTTグループの考え方を把握することが、今後の日本の通信事業の将来像を描くといった一般政策の企画立案上も有意義であると認識されたものと考えられる。その結果、同グループとの会食における意見交換が、業務遂行上必要なものであると正当化され、あるいは、自然なものであると受け止められるような空気が醸成され、規制対象事業者と会食を行うことが対外的にどのように見られるかといった点についての国家公務員としての職業倫理意識（コンプライアンス意識）が弱まっていたものと推定される。

(5) また、総務省職員に、国家公務員倫理法令に関する理解・認識や法令遵守意識が欠けていたことに加え、参加者が少人数であったため、NTTグループが負担しても職場では知られそうになかったといった会食の状況が、総務省職員による国家公務員倫理法違反の会食を助長したものと考えられる。

(6) どのような事情があったとしても、関係事業者との会食である以上、異動の際の顔合せの会食といった言わば古い仕事のやり方ともいうべき誘いに軽々に乗り、国民や他の事業者の目を忘れ、NTTグループとの以後の仕事を円滑にするための関係の構築に気を取られてしまっていたという事実は、単なる法令の知識や意識の欠如で済ませるべき話ではない。

総務省は、関係事業者との関係についての職員の意識を改めるとともに、そのことを国民や事業者に伝え、理解と信頼を回復しなければならない。

第4部 情報通信行政に対する国民の信頼の回復

第1 基本的考え方

総務省幹部職員等による国家公務員倫理法に抵触する会食等により、行政がゆがめられたのではないかとの疑念が生じるなど、情報通信行政に対する国民の信頼は大きく損なわれた。その回復は、総務省が、誰かに言われたことを行うことで実現されるものではなく、自らの責任と意思の下で、主体的に方策を検討し、実施していくことでしか実現できない。

そういった観点からは、既に、令和3年（2021年）7月1日から、総務省の独自ルールとして、課ごとに職員の利害関係者一覧を作成すること、利害関係者との会食全てについて事前に届出を行うことや、事後に適切な自己負担をしたことを証明できる資料の作成・提出の義務付けが課されており、こういった取組が始まっていることについては、評価をしたい。〈参考29〉また、今般の会食等の事案への対応にとどまるものではないが、同年9月3日には、若手職員を中心に構成された情報通信行政若手改革提案チームから、情報通信行政の改革に向けた提言¹⁰⁷も公表されたところである。

もっとも、これまでの総務省の職員に対するヒアリング等では、会食の事実等を自ら申告しなかったことは論外としても、職員が、今回の事案を単なる国家公務員倫理法令に対する認識不足という問題に矮小化しているのではないかと感じられることもしばしばであった。また、秘書課アンケート（第1部3(3)参照）〈参考6〉では、どういった行為が国家公務員倫理法等に反するかを理解しているかという質問に対して、「そう思う」、「ややそう思う」と回答した職員が、情報通信部門の職員の約93%、管理職では約95%であった。

これらを考え合わせると、多くの職員にとって、今回の事案は、一部の国家公務員倫理法令についての認識が甘い者や不勉強な者によるものであるとして、他人事のように受け止められ、総務省全体として問題意識を共有できていないのではないかという懸念が生ずるところであり、そうだとすると、このままでは、いかなる立派な取組を行ったとしても、十分な効果を上げることができないのではないかと危惧する。総務省の独自ルールの追加についても、とすればそのルールの字面や手続に意識が集中して、「それさえ守ればよい」という狭義の法令遵守に満足し、ルールの本質にまで考えが及ばないといった想像力の欠如を助長する懸念もある。

このため、当委員会としては、本報告書の最後に、今回の事案に対する総務省の対応が表面的なものとなることを防ぐとともに、職員の国家公務員としての職業倫理意識（コンプライアンス意識）を高め、今後の信頼回復の取組を実効あるものとするための五つの指針を示すこととする。情報通信部門の中でも、部局の性質に応じて取り組むべきという考え方もあり得るが、秘書

¹⁰⁷ 「情報通信行政に対する若手からの提言～総務省 2.0 に向けたロードマップ～」(総務省情報通信行政若手改革提案チーム令和3年9月3日公表)には、「情報流通・横断分野」、「通信・電波」、「郵政」、「技術・国際」、「放送」、「組織風土・働き方」の6分野について、競争的かつ透明な電波割当ての実現といった具体的な施策に関わるものから、省内の体制強化や働く環境の改善まで、幅広い提言が盛り込まれている。

課アンケートを見る限り、情報通信部門の部局間で、職員の意識の差はあまり見られないのが実情であり、また、今後、人事異動があることを考えると、以下の指針は、各部局共通の指針とすべきものとする。

繰り返しになるが、総務省は、これに単に従えばよいということではない。これを基に、一丸となって、どうすれば、信頼回復を図っていくことができるか、そしてどうすればそのための方策を浸透させていくことができるか、自ら模索し、実行していくことが必要である。

なお、第4部の検討に当たっては、秘書課アンケートの結果を活用した。総務省においては、今後の取組に当たって、当該アンケートの継続調査を行って定点観測を行うことや、若手の離職が問題視されている中、アンケートにおける若手の声に的確に対応していくことも期待される。

第2 情報通信行政に対する国民の信頼回復のための指針

総務省は、国会等の場において、情報通信行政について、政策と規制を一体的な体制の下で推進していくことが不可欠であると主張する。しかし、そのような体制で行政を進める必要があるのであれば、事業者や国民の不信を招くことのないよう、単なる政策立案部門や単なる規制部門以上に、行政の信頼確保に一層意を尽くすことが不可欠であると考える。

そういった観点から、委員会として、今回の検証によって知り得た情報から取りまとめた情報通信行政に対する国民の信頼回復のための指針を、以下に掲げる。

1 職員自らの説明責任の自覚

当委員会が繰り返し述べてきたとおり、行政プロセスは、本来的に透明性や公平性が確保されるべきものであり、その説明責任は、行政当局にある。令和3年(2021年)6月4日に検証結果を公表した外資規制違反に係る総務省の対応の検証の際には(第2部第1参照)、ヒアリング対象者の多くから、過去の経緯について、「覚えていない」との発言が繰り返されたが、こうした説明を今後も続けるようでは、国民の信頼の回復などできない。

衛星放送行政のように、個々の政策が、個別の規制を通じて事業者、新規参入者の行動や経営に大きく影響する行政はもとより、時々々の市場の状況に応じて、政策の方向と連動させつつ、弾力的な行政指導を行ってきている移動体通信行政等においても、行政が、特定の事業者の意に左右されず、中立・公正に行われていることを、総務省は、全ての事業者、そして国民に対して説明できなければならない。

確かに、国の行政機関が作成・保存しておくべき文書については、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)及び「行政文書の管理に関するガイドライン」(平成23年4月1日内閣総理大臣決定)に定められており、これに基づいて、政策立案や事務及び事業の実施の方針に影響を及ぼす打合せ等の記録を作成するものとされている¹⁰⁸。しかし、先にも述べたとおり、信頼確保が不可欠であり、高い説明責任を求められる情報通信行政においては、必要な体制や人員を確保して、こういった行政文書を組織として確実に作成・保存するのみならず、仕事を進めていく上で、「行政がゆがめられたのではないか」との疑念が後々生じる可能性があるもの等については、中立・公正な事務の実施を常に説明することができるよう、職員自ら

¹⁰⁸ 例えば、電子メールについては、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書に該当する電子メールについては、保存責任者を明確にする観点から、原則として作成者又は第一取得者が速やかに保存等を行うものとし、保存方法の具体例として以下のものが挙げられている。

- ① 長期保存の観点から、電子メールを国際標準化機構(I S O)が制定している長期保存フォーマットの国際標準等により共有フォルダ等へ保存する。
- ② 紙文書として印刷した上で、紙媒体の行政文書ファイルへ編てつする。
- ③ 編集して再送するもの等利用頻度が高いものについては、電子メール形式を維持したまま共有フォルダへ保存する。

も記録を残しておくべきである。

これは、事業者等との会食があった場合についても同様であり、事業者等との夜の会食は、国民や他の事業者等から疑いの目が向けられる可能性があることを常に意識して、その必要性を厳格に判断することはもちろん、参加をするのであれば、事務の中立・公正を損なっていないことを十分に説明できるようにしておかなければならない。

そして、今後、仮に再び、各方面から疑念が向けられるようなことがあった場合には、そういった記録に基づいて、一人一人が説明責任を果たし、疑念を解消していくことが、情報通信行政全体の信頼維持につながるのである。今回の経験にもかかわらず、そのような際に総務省職員が、再び、資料がない、記憶にないと繰り返し、説明責任を果たすことができないのであれば、説明がなされなかったとして厳しい判断が下される可能性が十分にあるということを、一人一人が十分自覚すべきである。

また、こういった職員の自覚を促す意味においても、個人の意識改革だけに頼るのではなく、例えば、種々の情報を個々の職員の手を介さずに組織として収集・記録・保存するなど、組織としての対応も検討すべきである。今回の検証では、事業者から当委員会に提出された総務省アドレスからのメールが、総務省側では保存されていなかったケースがあったが、委員からは、民間企業では、企業のシステムを用いた全てのメールのやり取りや入退館情報等を自動的にかつ一定期間保存して問題事案発生時の検証等限定的用途に用いることを可能としている場合があり、総務省においても、情報漏洩のリスクやプライバシー保護等の課題を整理した上で、今回の事案を機に、上記の職員による記録の保存の負担を軽減するとともに不適切な記録の削除を防ぐために民間に準じた情報管理システムを導入し、これを活用した危機管理の検討に踏み出すべきとの強い指摘があった。

2 重要な政策決定等の組織としての適切な記録と透明化

第2部及び第3部で述べたとおり、第2期未来像WGの結論や総務省のNTTドコモの完全子会社化に対する対応などにおいて、総務省が従来からの方針とは異なる方針を打ち出したことについては、不自然な点は確認できず、会食等の影響も確認できなかった。しかし、総務省における方針の見直し等の検討過程を直接かつ的確に説明する記録等は確認できず、当委員会としては、残されていた様々な資料から得られた事実をモザイクのように組み合わせることで確認をしたというのが実情であった。残されていた資料は、前述の公文書等の管理に関する法律や行政文書の管理に関するガイドラインに反しているとまでは言えなかったが、方針の変更などの重要な政策決定等については、組織として、より一層、適切な記録を残すようにすることで、今後同種の事案が発生した際の国民の疑念の払拭に供するべきである。

このため、総務省は、例えば、毎年の行政文書の管理状況の点検において、特定の方針変更事案等を選定して、それに関する文書の作成や共有が適切になされているかを確認し、不十分であれば、これを補うとともに、どのようなタイミングで誰が文書を作成し、共有すべきであったかを明らかにして、今後の文書管理に役立てるといった工夫を行うことが望まれる。未来

像WGについての当委員会のヒアリングにおいて、客観的には政策変更であったと言える場合でも、当該政策変更の前後での大幅な人事異動の結果、政策変更であったという職員の意識が薄くなったということが確認された。こういったことを避けるためにも定期的な点検を活用することを検討すべきである。

さらに、方針の変更などの重要な政策決定等については、それを記録に残すのみならず、適切に周知することが重要である。総務省が、これまで、政策や方針変更等を十分に周知等してこなかったことが、国民や事業者の疑心暗鬼や、会食を含めた事業者による総務省に対する情報収集活動の一因となっていると考える。例えば、NTTドコモの完全子会社化について、NTT持株による出資比率の引下げが公正競争を確保する上で政策目標ではなくなっていたのであれば、そういった方針転換を、規制改革の計画に盛り込まれなくなった平成24年(2012年) 当時から明らかにし、必要に応じて議論を尽くしていれば、今回のように関係各社から大きな方針転換と受け止められ、「行政がゆがめられたのではないか」との疑念を持たれることはなかったのではないか。総務省は、方針変更等について、記録を残すのと併せて、国民や事業者に対して、必要な情報提供、周知に努めていく必要がある。

3 組織のミッションの明確化と風通しのよい組織風土作り

どのような業務であっても、それを運営していく際には、何らかのリスクに直面することは不可避である。重要なのは、そのような際に組織の一人一人が、単に業務の推進や技術的側面のみにとらわれるのではなく、当該業務の全てのステークホルダーとその期待を認識し、組織のミッションに沿って的確に行動していくことができることである。しかし、秘書課アンケートを見る限り、「今の職場では、組織のミッションやビジョンが明確であり、それが共有されている」という質問に対して、「そう思う」、「ややそう思う」と答えた者の割合は、半分を下回っているのが現状のようである。〈参考6〉

当委員会は、平成29年(2017年)10月の東北新社から株式会社東北新社メディアサービスへのBS左旋帯域における4K放送事業の承継において、総務省が、東北新社の外資規制違反を認識していた可能性が高いが、当該事業の認定を取り消すための対応を行わなかったことについて、BS左旋帯域における4K・8K放送の推進が思うように進まない中、東北新社に外資規制違反があったことをもって当該事業の認定を取り消すことに躊躇したと考えた。こういった点に、目先の個別の政策の推進に目を奪われ、組織のミッションの認識ができていなかったことがうかがえる。また、特定の事業者との間で、国家公務員倫理法令に触れる多くの会食が行われ、繰り返されたのも、他の事業者や国民というステークホルダーを忘れ、目先の情報収集や顔合せ・業務の円滑化に目をとられた結果にほかならない。

総務省は、今回の「行政がゆがめられたのではないか」との疑念が国民に生じたという問題を風化させることなく、情報通信行政のミッションを整理・策定し、一人一人がそれに沿って自らを律してリスクに対応することができるようにしなければならない。

そして、そのような一人一人の対応を可能とする上では、職場風土が重要となる。秘書課ア

アンケートでは、「今の職場では、役職にかかわらず、職員が自由に意見を言うことができる」という質問に対して、「そう思う」、「ややそう思う」と答えた者の割合は7割で、役職別に見ると、課長補佐級及び管理職では8割を超えるのに対し、係員級及び係長級では2／3程度にとどまっている。また、これまでのキャリアの中でモチベーションが下がる瞬間があると答えた者の半数近くは、その要因として、「残業が多い／忙しい／休みがない」といったことだけでなく、「上司、部下等との人間関係に問題がある」や「職場で問題事案や理不尽なことがあった」と答えている。〈参考6〉

これらの結果は、必ずしも、職員の上司に問題があるという訳ではないかもしれないが、職員一人一人が、組織のミッションに沿って行動しようとしても、上司がそれを理由なく押さえ込むようなことがあつては、それもままならない。また、万一、上司が組織のミッションを見失い、目先の業務目標にとらわれた対応をしてしまいそうになったとしても、部下職員がそれに対して声を上げられるような組織となっていなければならない。総務省は、組織のミッションの明確化と併せて、風通しのよい、自由に意見ができる職場風土の確立に取り組む必要がある。

4 マネジメント体制の構築と仕事の属人化の排除

総務省職員からのヒアリングでは、その仕事は部下に任せていて自分は分からないといった回答がしばしばあった。逆に、その仕事は課長しか分からないといった回答も耳にした。また、それは隣のラインの仕事だったので自分は知らないという回答があったので、隣のラインにいた者にヒアリングをしたところ、それは自分の仕事ではないと言われたケースもあった。前任の話なので引き継がれていないという回答も少なくなかった。しかし、このような業務の縦割り・横割りが激しい状況では、仮に問題事案があっても、その早期発見どころか、そもそも発見ができず、一貫性・連続性を持った責任ある行政の遂行も困難となる。

これは、規律確保の面でも現れており、秘書課アンケートでは、「今の職場では、関係者との情報交換の在り方や適切な距離の取り方、関係者間のバランス等について、管理や指導が徹底されている」という質問に対して、「そう思う」、「ややそう思う」と回答した者の割合は半分を下回り、個人任せとなっている場合が少なくないことがうかがえる。〈参考6〉また、ヒアリングにおいて、部下職員が事業者と会食することはプライベートなことであると回答した管理職や、自分は倫理担当ではないと言った管理職もいたところである。

しかし、仕事の属人化を避け、チームとして仕事を行うこと、チームの中では互いに仕事の見える化を行うこと、そして、チームのマネジメントの地位にある者が、チーム各部の業務の状況等の把握を行うこと、さらに、前体制からの引き継ぎを十分に行い、在任者ではなく、組織として責任を負うことができるようにすることが、業務の公正性・一貫性の確保や国民の信頼の確保においては不可欠である。忙しすぎる、機微な情報であるなど、それらが難しい場合があることは理解するが、「行政がゆがめられたのではないか」との疑念が国民に生じた今回の事案を機に、体制や人員の確保、機微ではなくなった段階での事後的な情報共有などの工夫

を含め、必要な対応を行うべきである。

これは、事業者との会食についても同様であり、必要な情報収集や懇談を目的としているのであれば、倫理関係法令等との関係で必要な手続を行うことはもちろん、会食を行うことや、会食でどのような情報や意見があったかなどを、チームの中で共有することが、公正の確保や国民の信頼の確保につながることを認識すべきである。

5 前例踏襲意識の打破

情報通信行政の実務においては、特に意識をせずに、単に前例踏襲を繰り返しているものがあり、今回、それらのいくつかが事案の一因となった。

例えば、外資規制違反であったことが分からないような衛星基幹放送事業者の認定等の申請書等について、申請書等から判断するという前例にとらわれ、申請書等では分からないところを確認しなかったことが、結果的に、外資規制違反を見逃す結果となってしまったが、そのように前例を無批判に踏襲するのではなく、前例を踏襲することの意味、影響を常に考え、不断に見直しをすべきである。

また、総務省は、事業者の経営に関する個別具体的な事項やデータについてあまり積極的に踏み込まないという抑制的な姿勢をとってきたが、その結果、事業者との接触などを通じて得られた体感や印象を重視することとなり、それが、会食を正当化する誘因の一つとなってきたとも考えられる。今回の事案を機に、このような体感や印象に大きく頼るこれまでの前例にとらわれず、事業者のデータ等で必要なものは、その協力を得て確保し、客観的な証拠と論理に基づく意思決定をより重視していく方向へと転換していくことが望まれる。

このような前例踏襲の見直しを検討する際には、先に述べたように、情報通信行政においては、より一層、国民の信頼確保に意を尽くしていかなければならないとの認識に立って、昔から行ってきていることであっても、それ自体としては必ずしも問題とは言えないことであっても、他の事業者や国民から見て、どのように見られるおそれがあるかという観点も踏まえつつ、業務プロセスを見直すことが重要である。

特に、事業者との会食については、仮に以前からの儀礼的なものであったとしても、国民や他事業者からどのように見られるか、特定の事業者との会食が続くとどう受け止められるかなど、厳しく見直すべきである。また、前例に倣った硬直的な人事運用も、それを見越した事業者との間の長い付き合いの一因となり、馴れ合い意識、ムラ意識の醸成にもつながる可能性があり、工夫をすべきである。

第3 方策の立案と確実な実施

総務省は、第2に掲げた五つの指針を基礎として、第1で言及した総務省の独自ルールの利用や情報通信行政若手改革提案チームの提言がより実効あるものとなるようにするためにも、国民の信頼回復のために実施すべき具体的な方策を、自ら模索し、整理し、明確なスケジュールを定めた上で実行すべきである。

また、それらの方策を実行しつつ、国家公務員としての職業倫理意識（コンプライアンス意識）の確保のためのPDCAを回していくことが重要である。このため、総務省は、その実施状況を自ら把握し、更なる改善を行っていくことはもちろんであるが、これまでも行ってきた働き方改革や業務改革の取組とも連動させて、外部の第三者の目を活用しつつ、その状況について国民目線で評価し、改善を行い、その結果を国民に逐次、丁寧に示していくことを求める。

おわりに

総務省が、今後、国民の信頼を回復していく道のりは決して平坦なものではない。国家公務員倫理法に抵触する多くの会食を重ねるのみならず、それらの会食が行政をゆがめていなかったことを証明する記録や資料も十分に残していなかったことにより失ってしまった信頼を回復するためには、強い覚悟をもって取り組む必要がある。

その上で、当委員会としては、本報告書の結びとして、秘書課アンケートでは、「総務省で働いていることに誇りを持っている」という質問に対して、およそ7割の職員が「そう思う」、「ややそう思う」と回答し、「総務省には、尊敬（信頼）できる上司や同僚がいる」という質問に対して、およそ8割の職員が「そう思う」、「ややそう思う」と回答していることを指摘したい。

今回、総務省の幹部等による会食等が明らかになり、そして、それによって行政がゆがめられたのではないかとの疑念を各方面に抱かせたことは、総務省に対する国民の信頼を大きく損なった。総務省内でも、一連の幹部職員の行動が、若手を始めとする個々の職員の誇りを大きく傷つけ、仕事に対するモチベーションを低下させるとともに、幹部に対する信用を失墜させたはずである。しかし、多くの職員が、高い意識と誇りを持って総務省で働いているのである。

今回の事案を踏まえた今後の業務の改善や信頼の回復を支えるのは、こういった職員にほかならない。当委員会としては、本報告書が、総務省の幹部やマネジメント部門が自ら振り返り、取組を進めていく際に活用されるにとどまらず、前向きに日々の業務に取り組んでいる職員一人一人の力となり、総務省の新生の一助となることを期待している。

略語一覧

<政策・制度>

- ① 「4K・8K」・・・超高精細度テレビジョン放送
- ② 「BS左旋」・・・BS左旋放送
- ③ 「BS右旋」・・・BS右旋放送
- ④ 「CS左旋」・・・東経110度CS左旋放送
- ⑤ 「SD」・・・標準テレビジョン放送
- ⑥ 「HD」・・・高精細度テレビジョン放送（一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数を1,440としているもの）
- ⑦ 「フルHD」・・・高精細度テレビジョン放送（一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数を1,920としているもの）
- ⑧ 「外資規制」・・・放送法第93条第1項第7号ニに規定する、外国法人等が有する議決権の議決権総数に対する割合が5分の1以上を占める場合は、基幹放送業務に係る総務大臣の認定を受けることができないとする規制
- ⑨ 「MNO」・・・移動体通信事業者（電気通信役務としての移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設又は運用している者）
- ⑩ 「MVNO」・・・仮想移動体通信事業者（MNOの提供する移動通信サービスを利用して、又はMNOと接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ運用していない者）
- ⑪ 「SIMカード」・・・携帯電話等の電気通信役務を提供する電気通信事業者との間で当該役務の提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体（Subscriber Identity Module Card）
- ⑫ 「SIMロック」・・・特定のSIMカードが差し込まれた場合にのみ動作するよう設定された移動端末設備上の制限

<氏名>

- ① 「衛星・地域放送課長A」・・・当時の総務省情報流通行政局衛星・地域放送課長
- ② 「総合通信基盤局長B」・・・当時の総務省総合通信基盤局長
- ③ 「総合通信基盤局長C」・・・当時の総務省総合通信基盤局長（Bとは別の人物）
- ④ 「電気通信事業部長D」・・・当時の総務省総合通信基盤局電気通信事業部長
- ⑤ 「総務課長E」、「事業政策課長E」・・・当時の総務省総合通信基盤局総務課長、同局電気通信事業部事業政策課長
- ⑥ 「事業政策課長F」・・・当時の総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課長（Eとは別の人物）
- ⑦ 「料金サービス課長G」・・・当時の総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課長
- ⑧ 「料金サービス課長H」、「事業政策課長H」・・・当時の総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課長（Gとは別の人物）、同部事業政策課長（E及びFとは別の人物）
- ⑨ 「(役員) α」・・・当時の東北新社シニアマネジメント
- ⑩ 「(役員) 甲」・・・当時のNTT持株代表取締役社長
- ⑪ 「(役員) 乙」・・・当時のNTT持株経営企画部門長
- ⑫ 「(担当者) 丙」・・・当時のNTT持株経営企画部門経営企画担当部長

- ⑬ 「(役員) 丁」 ……当時のNTTドコモ代表取締役社長
- ⑭ 「(役員) 戊」 ……当時のNTTドコモ代表取締役副社長

参考資料

(第1部)

| | | |
|-----|---|----|
| 参考1 | 情報通信行政検証委員会の設置について（令和3年3月16日総務省、6月4日更新） | 70 |
| 参考2 | 情報通信行政検証委員会 運営方針（令和3年3月17日情報通信行政検証委員会決定） | 71 |
| 参考3 | 情報通信行政検証委員会の検証経緯 | 73 |
| 参考4 | 情報通信行政検証委員会によるヒアリング、書面調査、資料提出依頼の対象となった者 | 76 |
| 参考5 | 通報窓口の設置・運用について | 78 |
| 参考6 | 総務省大臣官房秘書課が総務省本省の情報通信部門の職員に対して実施した「組織風土や仕事の進め方に関するアンケート」設問、結果 | 79 |

(第2部)

| | | |
|------|---|-----|
| 参考7 | 「検証結果報告書（第一次）～東北新社の外資規制違反等の問題について～」（令和3年6月4日 総務省情報通信行政検証委員会）（抜粋） | 83 |
| 参考8 | 東北新社グループに関連する出来事と会食の対比表 | 103 |
| 参考9 | 囲碁・将棋チャンネルに3.2スロットが割り振られた、平成24年2月10日の東経110度CS認定に係る電波監理審議会への諮問における概要資料（抜粋） | 112 |
| 参考10 | 株式会社囲碁将棋チャンネルはSD画質のままではよいとの意向が記載された、平成28年8月頃の総務省の資料 | 118 |
| 参考11 | 余りの0.8スロットを囲碁・将棋チャンネルに充てて4スロットSD番組とする想定が記載された、平成29年2月頃の総務省の資料 | 120 |
| 参考12 | 余りの0.8スロットを囲碁・将棋チャンネルに充てて6スロットSD番組とすることの可否を打診する必要がある旨が記載された、平成29年4月頃の総務省の資料 | 121 |
| 参考13 | 余りの0.8スロットを囲碁・将棋チャンネルに充てて6スロットSD番組とする想定が記載された、平成29年5月末の総務省の資料 | 122 |
| 参考14 | 衛星放送協会から提出された「110度CS放送の高画質化の早期実現に関する要望書」（平成29年6月2日） | 123 |
| 参考15 | 平成30年4月6日の東経110度CS認定に係る電波監理審議会への諮問における概要資料（抜粋） | 126 |

| | | |
|-------|---|-----|
| 参考 16 | 放送を巡る諸課題に関する検討会 第二次取りまとめ (平成 30 年 9 月 28 日) 衛星放送の未来像に関するワーキンググループ部分 (抜粋) | 132 |
| 参考 17 | 衛星放送の未来像に関するワーキンググループ報告書 (案) (令和 2 年 12 月 15 日) (抜粋) | 136 |

(第 3 部)

| | | |
|-------|--|-----|
| 参考 18 | NTT グループに関連する出来事と会食の対比表 | 141 |
| 参考 19 | 日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離について (平成 4 年 4 月 28 日 郵政省) | 149 |
| 参考 20 | NTT の再編成についての方針 (平成 8 年 12 月 6 日 郵政省)、日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針 (平成 9 年 12 月 4 日 郵政省) (抜粋) | 151 |
| 参考 21 | 総務省が行った NTT ドコモ及び他の MNO に対する行政指導等の一覧 (平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 8 月 31 日) | 153 |
| 参考 22 | 携帯電話料金の低廉化に係る発言 (総務省資料 (抜粋)) | 157 |
| 参考 23 | 日本電信電話株式会社設立 (民営化) 等の経緯 (総務省資料 (抜粋)) | 159 |
| 参考 24 | 「IT 革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申～IT 時代の競争促進プログラム～」(平成 12 年 12 月 21 日) (抜粋) | 162 |
| 参考 25 | 規制改革推進のための 3 か年計画等 (総務省資料 (抜粋)) | 163 |
| 参考 26 | 電気通信事業法第 172 条に基づく KDDI、ソフトバンク等 28 者からの NTT ドコモの完全子会社化に係る意見申出書 (令和 2 年 11 月 11 日) (抜粋) | 164 |
| 参考 27 | 公正競争確保の在り方に関する検討会議報告書 (案) (令和 3 年 3 月 3 日) (第 3 章 各課題についての検討 抜粋) | 167 |
| 参考 28 | KDDI、ソフトバンク等 21 者からの「公正競争確保の在り方に関する検討会議報告書 (案)」に係る意見申出書 (令和 3 年 4 月 5 日) (抜粋) | 171 |

(第 4 部)

| | | |
|-------|--|-----|
| 参考 29 | 国家公務員倫理法令の遵守に係る総務省独自ルールについて (令和 3 年 7 月 1 日施行) (総務省資料) | 172 |
|-------|--|-----|

令和 3 年 3 月 16 日
 (令和 3 年 6 月 4 日更新)
 総 務 省

情報通信行政検証委員会の設置について

今般の総務省における事案により、情報通信行政がゆがめられたのではないかとの疑念が国民に生じている状況を踏まえ、これを客観的かつ公正に検証するため、総務省に、以下のとおり、情報通信行政検証委員会(以下「委員会」という。)を置く。

1 委員会のメンバーは、次のとおりとする。

| | |
|--------------------------|------------------|
| しし くい よし あき 鹿 喰 善 明 | 明治大学総合数理学部専任教授 |
| はら だ ひさし 原 田 久 | 立教大学法学部教授 |
| よこ た きょう こ 横 田 響 子 | 株式会社コラボ代表取締役 |
| ◎ よし の げん た 吉 野 弦 太 | 弁護士(のぞみ総合法律事務所) |
| わか ばやし あり さ 若 林 亜 理 砂 | 駒澤大学大学院法曹養成研究科教授 |
| ◎は座長 | (敬称略・五十音順) |

2 委員会の庶務は、総務省大臣官房秘書課及び大臣官房政策評価広報課において処理するものとする。

情報通信行政検証委員会 運営方針

令和 3 年 3 月 17 日
情報通信行政検証委員会決定

1 情報通信行政検証委員会の運営

情報通信行政検証委員会(以下「委員会」という。)の議事手続その他、委員会の運営については、この方針の定めるところによる。

2 議事

吉野委員が、座長として、委員会の進行を務める。

座長が出席できない場合は、座長の指名する者が座長代理としてその職務を代行する。

3 委員会の公開

(1) 委員会は、非公開とする。

(2) 毎回の委員会の終了後、各委員の確認を得た上で、議事要旨を作成し、公表する。

4 その他

この方針に定めるもののほか、委員会に関し必要な運営方針に係る事項は、座長が委員会に諮り、定める。

情報通信行政検証委員会における検証の体制、方法等について

「情報通信行政検証委員会運営方針」（令和3年3月17日情報通信行政検証委員会決定）の4に則り、第1回情報通信行政検証委員会における議論に基づき、以下のとおり座長が定める。（令和3年3月17日から適用）。

1 検証の体制

委員会に事務局を置く。

委員会は、事務局員として検証作業を補助する弁護士（以下「補助弁護士」という。）を選任できる。

補助弁護士は、委員会の指示に基づき検証作業を補助する。

委員会は、直接、または補助弁護士を介して、委員会が指名した総務省大臣官房職員に資料の収集、整理等の検証に必要な作業を補助させることができる。その場合、指名を受けた総務省大臣官房職員（以下「補助職員」という。）は、委員会及び補助弁護士の指示に基づいて必要な作業を行うものとする。

2 検証の手法

(1) 委員会は、事実をより正確、多角的にとらえるため、次の手法等により検証を行う。

- ① 関係部門等からの資料の収集
- ② 関係者に対するヒアリング
- ③ 書証（電子データを含む。）の分析
- ④ 委員会専用の通報窓口の設置・運用
- ⑤ その他、有効と認められる手法

(2) 検証は、委員会の委員及び委員会の指示を受けた補助弁護士が実施する。

(3) 検証の中で収集した資料は、適切に保全するため、委員会の委員及び補助弁護士並びに補助職員のみが閲覧できる環境の下で、保管・管理する。

3 守秘義務

委員会の委員、補助弁護士及び補助職員は、委員会の検証活動の過程で知り得た秘密については、委員会の終了等により委員、補助弁護士及び補助職員でなくなった後も含め、正当な理由なく外部に公開し、又は漏らさないものとする。

情報通信行政検証委員会の検証経緯

| | | |
|---------------|-----------------|---|
| 3月17日 | 第1回委員会 | 委員会の運営方針、検証方針についての討議 |
| 3月24日 | 委員打合せ | 外資規制に係る制度内容、許認可の経緯、国会での議論等についての説明聴取・討議 |
| 4月1日～ 4月5日 | 委員打合せ (個別) | 資料収集やヒアリングの方針についての打合せ |
| 4月8日 | 委員打合せ | 収集資料の分析、ヒアリングの実施に向けた質問事項等についての打合せ |
| 4月12日 | ヒアリング | 総務省職員へのヒアリング(1人) |
| 4月13日 | ヒアリング | 総務省職員へのヒアリング(2人) |
| 4月14日 | ヒアリング | 総務省職員へのヒアリング(4人) |
| 4月19日 | ヒアリング | 総務省職員へのヒアリング(1人) |
| 4月21日 | ヒアリング | 総務省職員へのヒアリング(1人) |
| 4月26日 | 委員打合せ | ヒアリングの結果分析、追加ヒアリング・資料収集についての討議 |
| 4月27日 | ヒアリング | 東北新社へのヒアリング(2人) |
| 5月6日 | ヒアリング・ 委員打合せ | 総務省職員へのヒアリング(3人) 追加ヒアリング・資料収集についての討議 |
| 5月12日 | ヒアリング・ 委員打合せ | 総務省職員へのヒアリング(3人) 追加ヒアリング・資料収集についての討議 |
| 5月14日 | ヒアリング・ 委員打合せ | 総務省職員へのヒアリング(3人) ヒアリングの結果分析 |
| 5月19日 | 委員打合せ | 報告書の取りまとめ方針について討議 |
| 5月25日 | 補助弁護士打 合せ | 囲碁・将棋チャンネルに係る打合せ |
| 5月27日 | 補助弁護士打 合せ | 未来像WGに係る打合せ |

| | | |
|-------|-----------------|---|
| 5月28日 | 第2回委員会 | 報告書案について討議 |
| 6月4日 | 第3回委員会 | 報告書取りまとめ |
| 6月17日 | 補助弁護士打合せ | 未来像WGにおける論点等に係る打合せ |
| 6月18日 | 補助弁護士打合せ | 囲碁将棋チャンネルにおける論点等に係る打合せ |
| 7月2日 | 委員打合せ | 第一次報告書を踏まえた総務省の対応についての説明聴取、今後の検証の進め方等についての打合せ |
| 7月8日 | 委員打合せ (個別) | 第一次報告書を踏まえた総務省の対応についての説明聴取、今後の検証の進め方等についての打合せ |
| 7月12日 | 委員打合せ | ドコモ完全子会社化及び携帯電話の料金低廉化に係る制度内容、経緯、国会での議論等についての説明聴取・討議 |
| 7月14日 | 委員打合せ | 囲碁・将棋チャンネル及び未来像WGに係る資料収集やヒアリングの方針についての打合せ |
| 7月19日 | 委員打合せ・ ヒアリング | ヒアリングの方針についての打合せ 総務省職員へのヒアリング(2人) |
| 7月26日 | 委員打合せ | ドコモ完全子会社化及び携帯電話の料金低廉化に係る資料収集やヒアリングの方針についての打合せ |
| | ヒアリング | 総務省職員へのヒアリング(2人) |
| 7月28日 | ヒアリング | 総務省職員へのヒアリング(2人) |
| 7月29日 | 補助弁護士打合せ | 報告書案に関する打合せ |
| 7月30日 | 補助弁護士打合せ | 報告書案に関する打合せ |
| 8月2日 | ヒアリング | 総務省職員へのヒアリング(2人) |
| 8月3日 | ヒアリング | 総務省職員へのヒアリング(1人) |
| 8月10日 | 委員打合せ | ヒアリングの結果分析、追加ヒアリング・資料収集についての討議 |
| 8月19日 | ヒアリング | 総務省職員へのヒアリング(1人) |

| | | |
|--------|------------|-----------------------------|
| 8月20日 | 委員打合せ | 報告書案についての検討 |
| 8月23日 | 委員打合せ | 情報通信行政若手改革提案チームとの意見交換 |
| 8月27日 | 委員打合せ | 書面調査の結果分析、報告書の取りまとめ方針について討議 |
| 9月1日～ | 委員打合せ（メール） | 報告書案（本文） |
| 9月3日 | 補助弁護士打合せ | 報告書案について討議 |
| 9月15日～ | 委員打合せ（メール） | 報告書案（修正案、参考資料） |
| 9月27日 | 第4回委員会 | 報告書案について討議 |
| 10月1日 | 第5回委員会 | 報告書取りまとめ |

※ 上記、委員会・ヒアリング・打合せに加え、委員専用メーリングリスト含むメールベースでの議論があった。

情報通信行政検証委員会によるヒアリング、書面調査、
資料提出依頼の対象となった者

<総務省関係>

- ①【総務審議官（郵政・通信担当）、総合通信基盤局長】
- ②【情報流通行政局長】
- ③【情報流通行政局長、大臣官房審議官（情報流通行政局担当）】
- ④【大臣官房審議官（情報流通行政局担当）】
- ⑤【大臣官房審議官（情報流通行政局担当）】
- ⑥【総合通信基盤局電気通信事業部長】
- ⑦【総合通信基盤局電気通信事業部長、同局電気通信事業部事業政策課長】
- ⑧【情報流通行政局総務課長】
- ⑨【情報流通行政局放送政策課長】
- ⑩【情報流通行政局衛星・地域放送課長】
- ⑪【情報流通行政局衛星・地域放送課長】
- ⑫【情報流通行政局衛星・地域放送課長】
- ⑬【情報流通行政局情報通信作品振興課長、同局衛星・地域放送課企画官】
- ⑭【総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課長】
- ⑮【総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課長、同部事業政策課長】
- ⑯【情報流通行政局放送政策課統括補佐】
- ⑰【情報流通行政局衛星・地域放送課長補佐】
- ⑱【情報流通行政局衛星・地域放送課長補佐】
- ⑲【情報流通行政局衛星・地域放送課長補佐】
- ⑳【情報流通行政局総務課総括係長】
- ㉑【情報流通行政局放送政策課政策係長】
- ㉒【情報流通行政局衛星・地域放送課企画係長】
- ㉓【情報流通行政局衛星・地域放送課第一業務係長】
- ㉔【情報流通行政局衛星・地域放送課第二業務係長】
- ㉕【情報流通行政局衛星・地域放送課第一業務係員】

※ 関係業務に従事していた当時の所属・役職

※※ うち6名については、2回目のヒアリングも実施

※※※ うち7名については、ヒアリングに加えて、又はヒアリングに代えて、委員会が書面で質問し、回答を得た。

<事業者等関係>

- 株式会社東北新社、株式会社囲碁将棋チャンネル、日本電信電話株式会社、ほか2事業者
- 一般社団法人衛星放送協会
- 衛星放送の未来像に関するWGの委員

※ ヒアリング、書面調査、資料提出依頼を、それぞれ1～9回実施

通報窓口の設置・運用について

情報流通行政検証委員会では、検証作業に資するため、本窓口を設置することとしました。

委員会が検証を行う以下の事項について、検証を行うに当たって委員会が認知しておくべき事実や関連情報があれば、以下の提出先までお寄せください。

- ・東北新社グループをめぐる許認可手続や衛星放送事業に関する政策決定
- ・携帯料金値下げやNTTグループをめぐる政策決定

【提出先(メール送付先)】

※ 通報された情報は、のぞみ総合法律事務所において処理し、事案に応じて、委員会の委員、補助弁護士、補助職員(総務省大臣官房秘書課及び政策評価広報課職員)のみが閲覧するようにいたします。また、委員会の委員、補助弁護士、補助職員が閲覧する際には、匿名化を行います。なお、匿名による通報も受け付けます。いずれの場合も、匿名が厳守されます。

通報制度を設置したこと、通報総数やその概要などについては、国会等で説明をすることがありますので、予めご了承ください。

※ 通報された情報については検証において活用させていただきますが、個々の通報に関する対応状況や結果についての回答は致しかねますので、予めご了承ください。

※ 通報頂く場合には、いつ、どこで、誰が何をどうした等、ご存知の事実関係をできるだけ具体的に記述するよう心がけて下さい(そうでないと検証の対象事実を把握できなかつたり、解明できなかつたりして、有効活用ができなくなります。)

※ こちらの確認・問合せを希望しない場合は、その旨、通報に明示願います(例:「連絡は希望しません」)。特段の明示がない場合は、委員会の委員又は補助弁護士から連絡を取らせていただく場合があります。

※ 公益通報者保護法に基づく通報等の他の窓口寄せられた情報のうち、本窓口において扱うことが適当と考えられるものについては、所定の手続を経て本窓口において取り扱うことがあります。また、本窓口寄せられた情報のうち、他の窓口において扱うことが適当と考えられるものについても同様に当該他の窓口で取り扱うことがあります。

※令和3年8月11日総務省イントラネット掲載

組織風土や仕事の進め方に関するアンケート

本年1月以降に発覚した幹部職員等の会食等により、情報通信行政に対する信頼が大きく低下しました。

情報通信行政を進めていくには、国民からの信頼が不可欠です。そのため、今回の事案を特定の職員の問題に帰することなく、職員一丸となって、組織風土にまで立ち返り、情報通信行政の改革に取り組み、信頼の回復・組織の活性化につなげる必要があると考えます。

また現在、職員自らが所属を超えて情報通信行政の課題に向き合い、改革について議論・提案するための「改革提案チーム」のメンバーを職員から公募し、精力的に議論を行っているところです。

このアンケートは、情報通信行政検証委員会からの提案もあり、この情報通信行政の改革に向けた取組の一環として、情報通信部門に勤務する職員の皆さんが組織風土や仕事の進め方について普段感じていることをお聞かせいただきたいと考え企画しました。

一人でも多くの方のお考えをお聞かせください。

(回答期限:令和3年8月23日(月))

なお、アンケート結果は、情報通信行政検証委員会の検討にも活用されます。

※ 回答いただいた内容は、匿名で集計し、個々人の回答が特定されることはありません。

○回答数：280 (以下、<>内に各項目の回答比率を記載)

○基本情報

所属部局名

| | | | | |
|----|---------------------|--------------------|----------------------|---------------------------|
| | (情報流通行政局 <37.9%> | 総合通信基盤局 <41.1%> | 国際戦略局 <15.4%> | サイバーセキュリティ統括官室) <5.7%> |
| 性別 | (男性 <72.1%> | 女性 <23.9%> | その他・回答しない) <3.9%> | |
| 年齢 | (20歳代以下 <29.6%> | 30歳代 <28.9%> | 40歳代 <25.7%> | 50歳代以上) <15.7%> |
| 役職 | (係員級 <25.4%> | 係長級 <35.0%> | 課長補佐級 <25.4%> | 管理職) <14.3%> |

○質問項目

以下の設問にお答えください。

① 総務省で働いていることに誇りを持っている。

| | | | | |
|------------------|-------------------|----------------------|---------------------|-------------------|
| (そう思う <26.1%> | ややそう思う <43.6%> | どちらとも言えない <16.8%> | あまりそう思わない <8.9%> | そう思わない) <4.6%> |
|------------------|-------------------|----------------------|---------------------|-------------------|

- ② 総務省には、尊敬（信頼）できる上司や同僚がいる。
- | | | | | |
|---------|---------|-----------|-----------|---------|
| (そう思う | ややそう思う | どちらとも言えない | あまりそう思わない | そう思わない) |
| <40.4%> | <40.4%> | <12.9%> | <4.6%> | <1.8%> |
- ③ 今の職場では、組織のミッションやビジョンが明確であり、それが共有されている。
- | | | | | |
|---------|---------|-----------|-----------|---------|
| (そう思う | ややそう思う | どちらとも言えない | あまりそう思わない | そう思わない) |
| <11.4%> | <36.1%> | <25.4%> | <18.6%> | <8.6%> |
- ④ 現在、モチベーション高く仕事ができている。
- | | | | | |
|---------|---------|-----------|-----------|---------|
| (そう思う | ややそう思う | どちらとも言えない | あまりそう思わない | そう思わない) |
| <12.9%> | <33.2%> | <24.6%> | <15.4%> | <13.9%> |
- ⑤ 今の職場では、役職にかかわらず、職員が自由に意見を言うことができる
- | | | | | |
|---------|---------|-----------|-----------|---------|
| (そう思う | ややそう思う | どちらとも言えない | あまりそう思わない | そう思わない) |
| <20.7%> | <50.7%> | <16.8%> | <7.9%> | <3.9%> |
- ⑥ これまでのキャリアについて、自分が希望しているキャリアパスとギャップを感じる
ことがある。
- | | | | | |
|--------|---------|-----------|-----------|---------|
| (そう思う | ややそう思う | どちらとも言えない | あまりそう思わない | そう思わない) |
| <8.2%> | <17.5%> | <36.4%> | <28.2%> | <9.6%> |
- ⑦ 研修など、業務を円滑に遂行していくために必要な専門知識・スキルを身につけること
のできる機会が充実している。
- | | | | | |
|--------|---------|-----------|-----------|---------|
| (そう思う | ややそう思う | どちらとも言えない | あまりそう思わない | そう思わない) |
| <3.6%> | <14.6%> | <27.1%> | <30.4%> | <24.3%> |
- ⑧ Web 会議システムやコミュニケーションツールなど、今の職場では働きやすい職場を
実現するためのICT環境が充実している。
- | | | | | |
|--------|---------|-----------|-----------|---------|
| (そう思う | ややそう思う | どちらとも言えない | あまりそう思わない | そう思わない) |
| <7.1%> | <31.4%> | <17.1%> | <21.8%> | <22.5%> |
- ⑨ これまでのキャリアにおいて、仕事にやりがい・誇りが感じられる瞬間はありました
か。(ある<82.5%> ない<17.5%>)
- 「ある」とお答えの場合は、どういった時に感じられましたか(複数回答可)。(n=231)
- | | |
|-------------------------------|-----------------------|
| (興味のある仕事をしているとき<45.9%> | ひとつの仕事をやり返げたとき<69.7%> |
| 仕事を国民や行政の対象者等から評価されたとき<35.5%> | |
| チームで仕事に取り組んでいるとき<35.5%> | 自分の提案が通ったとき<22.5%> |
| 職場で仕事振りが評価されたとき<40.3%> | ポストや給料が上がったとき<13.0%> |

仕事を家族や友人に理解されたとき <13.0%> その他 <4.3%>

- ⑩ これまでのキャリアにおいて、モチベーションが下がる瞬間はありましたか。

(ある <87.1%> ない <12.9%>)

→「ある」とお答えの場合は、そうした経験は、何が要因になっていましたか（複数回答可）。(n=244)

(残業が多い／忙しい／休みがない <51.6%> 仕事がつまらない／興味がない <37.7%>
上司、部下等との人間関係に問題がある <48.0%>
職場で仕事振りや頑張りが評価されない <20.9%>
仕事が国民や行政の対象者等から評価されない <17.6%>
職場で失敗した／怒られた <18.0%> 仕事の成果がなかなか出ない <16.0%>
ポストや給料が上がらない／低い <20.9%> 職場で自分の提案や考えが通らない <9.0%>
職場で問題事案や理不尽なことがあった <46.3%> 私生活の問題が仕事に影響した <4.5%>
仕事が家族や友人に理解されない <4.5%> その他 <10.2%>)

- ⑪ 現在の業務を進めていく上で、政策の企画立案、許認可、補助金、契約等の業務を適正に遂行していくためには対象となる関係者（以下、単に「関係者」という。）との間の日常的な情報交換が重要である。

(そう思う ややそう思う どちらとも言えない あまりそう思わない そう思わない)
<49.3%> <33.6%> <13.2%> <1.4%> <2.5%>

- ⑫ 現在の業務を円滑に進めていく上では、会食等による関係者の「人となり」の把握が重要である。

(そう思う ややそう思う どちらとも言えない あまりそう思わない そう思わない)
<10.4%> <21.1%> <25.0%> <22.9%> <20.7%>

- ⑬ 今の職場では、上司や先輩と関係者との付き合い方や人間関係を、後任者や下の者が引き継ぐことが求められる。

(そう思う ややそう思う どちらとも言えない あまりそう思わない そう思わない)
<5.7%> <21.8%> <27.1%> <27.5%> <17.9%>

- ⑭ 自分は、こういった行為が国家公務員倫理法等に反するかを理解している。

(そう思う ややそう思う どちらとも言えない あまりそう思わない そう思わない)
<41.1%> <51.4%> <6.1%> <1.4%> <0.0%>

- ⑮ 自分は、自分の仕事振りや関係者との接し方などが国民の方からどう見られるかについて注意を払っている。

(そう思う ややそう思う どちらとも言えない あまりそう思わない そう思わない)
<43.6%> <43.6%> <9.3%> <3.6%> <0.0%>

- ⑩ 今の職場では、関係者との情報交換の在り方や適切な距離の取り方、関係者間のバランス等について、管理や指導が徹底されている。

(そう思う ややそう思う どちらとも言えない あまりそう思わない そう思わない 関係者と接する機会がない)
<15.0%> <32.5%> <24.3%> <17.9%> <7.1%> <3.2%>

- ⑪ 今の職場では、コンプライアンスに対する意識が高い。

(そう思う ややそう思う どちらとも言えない あまりそう思わない そう思わない)
<18.2%> <42.1%> <31.1%> <6.1%> <2.5%>

- ⑫ 今の職場では、法令遵守や国民の信頼確保のための管理や指導が徹底されている。

(そう思う ややそう思う どちらとも言えない あまりそう思わない そう思わない)
<13.9%> <37.5%> <35.0%> <9.6%> <3.9%>

- ⑬ あなたの職場を、働きやすくて成果が上がり、国民から信頼されるよりよい職場とするため、お考えやご提案がありましたら、自由にご記入ください。

(組織の環境や文化、仕事の進め方や関係者との関係、職員の意識など、どのような観点からでも構いません。自由にご記入ください。)

※ 組織のビジョン・方針、風土・文化・風通し、勤務時間・業務見直し・人員配置、仕事の指示・進め方・文書管理、メンタル・モチベーション、事業者との関係、コンプライアンス、人事・育成・評価、ICT・テレワーク・働き方・職場環境、今後の進め方等について、108名から回答

「検証結果報告書（第一次）～東北新社の外資規制違反等の問題について～」（令和3年6月4日
総務省情報通信行政検証委員会）（抜粋）

第2 平成29年（2017年）の東北新社グループへの認定及び認可に関連する政策の動向等

1 BS（左旋）における4K・8K放送の推進について（平成29年（2017年）1月の認定関連）

(1) 4K・8K放送²については、平成25年（2013年）5月31日の「放送サービスの高度化に関する検討会」で、BS（右旋）、CS（左旋）等を主要な伝送路として、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年に4K・8K放送が普及し、多くの視聴者が市販のテレビで4K・8K番組を楽しんでいることを目標とするロードマップが取りまとめられた。

BS（左旋）については、「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合」の平成26年（2014年）9月第一次中間報告で、BS（左旋）の国際調整の動向等を踏まえつつ、具体化することとされた。

(2) その後、BS（左旋）については、平成27年（2015年）7月の第二次中間報告で、平成30年（2018年）に4K・8K実用放送を開始するというスケジュールが示され、2025年頃には、関係者の取組により現在の右旋の受信環境と同程度に左旋についても新規の受信機の設置等による受信環境の整備が進むことが期待されており、4K・8K実用放送のための伝送路として位置付けられたBS（左旋）及びCS（左旋）において多様な実用放送の実現を目指すこととされた。ただし、左旋は、多くの民間放送事業者が事業として参入するにはその受信環境が整備されるまで一定の期間を要することが想定されると指摘されており、長期的な普及・促進が課題であった。

当時、総務省は、このスケジュールに沿って4K・8K実用放送を実現させる方針であった。

(3) これを受けて総務省は、平成28年（2016年）6月に放送法施行規則（総務省令）や放送法関係審査基準（総務省訓令）を改正し、BS（左旋）を含む4K・8Kに係る衛星基幹放送業務に係る認定に関する申請書記載事項や審査基準を定めるなどの準備を進めた。

(4) 申請は、平成28年（2016年）9月15日から10月17日が受付期間とされ³、平成29年（2017年）1月24日に、BS（右旋）・BS（左旋）・CS（左旋）全体で、東北新社のBS（左旋）番組を含む11社19番組の認定がなされた。

もともと、BS（左旋）・CS（左旋）については、専用の受信設備が新規に必要ななどの課題や左旋帯域での放送事業者の事業運営の厳しさもあり⁴、公募に対して認定可能な

² 4Kは現行のハイビジョンに比べて4倍の画素数、8Kは16倍の画素数を有しており、4K・8K放送により、超高精細で立体感と臨場感ある映像を楽しむことが可能となる。（令和2年版情報通信白書）

³ 認定申請マニュアルに記載されるとともに、前日の9月14日に行った報道発表においてもその旨記載。

⁴ 令和2年（2020年）12月15日「衛星放送の未来像に関するワーキンググループ報告書（案）」

周波数が埋まらなかった。審査においても認定可能な周波数が不足しなかったことから、東北新社の番組を含むBS（左旋）については、すべての申請に対して認定が行われた⁵。

2 CS放送のHD化に伴う事業の承継・集約について（平成29年（2017年）10月の承継認可関連）

(1) 上記の「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合」の第一次中間報告及び第二次中間報告でCS（右旋）はSD放送が大半であるため、視聴者のニーズに応える観点から、HD化を行う必要がある旨が指摘されていた。

(2) 総務省では、これを踏まえて検討を進め、平成29年（2017年）6月、

- ・ 東経110度CS放送のHD化を推進するため、公募認定を実施
- ・ 既存のHD番組の周波数の効率化を図り、その分を既存のSD番組のHD化に活用⁶
- ・ 可能な限りHD化を推進する観点から、既存のSD番組のHD化を優先して認定との方針を省内で取りまとめた⁷。

(3) この方針を受けたCS（右旋）のHD化に係る衛星基幹放送事業者の認定に係る放送法関係審査基準の改正については、平成29年（2017年）6月にパブリックコメントが開始され、8月4日に施行された。

この基準では、事業者割り当て可能な周波数が不足している場合、既存SD番組のHD化に係る申請で、申請者の既存番組から12スロット以上を廃止・削減するものを優先するとされた。また、申請受付期間は、平成29年（2017年）9月22日から10月23日までの間とされた。

(4) この基準の下、SD番組のHD化の認定を優先的に受けるためには、自身が有する既存のHD番組の効率化により、追加的に必要なスロットを捻出することが必要となるが、効率化できる番組を有しない場合は、上記の認定申請受付の前に、事業譲渡等により、他の事業者との間で既存の番組を承継・集約し、スロットの捻出を可能とすることが必要となる。

このため、実際に、平成29年（2017年）8月から9月にかけてメディアサービス社を含む4事業者から、放送法上の衛星基幹放送事業者の地位の承継の認可申請が行われた。

※ これらの申請のうち、3事業者については、いずれも既存のCS（右旋）事業を承継・集約するものであるが、メディアサービス社については、同様の承継・集約以外に、認定を受けて事業開始に至ってもいない東北新社のBS（左旋）4K事業の承継が含まれており、こうした動向の中では異質なものであった。

⁵ 平成29年（2017年）1月11日電波監理審議会資料。民放に対し指定可能な周波数はBS（左旋）で6番組であるのに対し、申請はBS（左旋）で4番組であったとされている。

⁶ 従前のHD放送は16スロット（帯域（1トランスポンダ＝48スロット）の3分の1）を必要としていたのが、技術の進展により、12スロットで放送が可能とされた。

⁷ 平成29年（2017年）6月20日に省幹部に説明した。

第3 東北新社の認定、認可の経緯と会食概要

当委員会が認定した、平成29年(2017年)の東北新社グループへの認定及び認可の際の総務省と東北新社のやり取り等並びにこれらに近接する時期に行われた総務省と東北新社の間の会食についての事実関係の概要は以下のとおりである(別紙1参照)。

なお、東北新社の外資規制違反の認識や対応に関する東北新社側の主張と総務省側の主張は、一部明らかに食い違っており、それらに対する委員会としての証拠の評価等の詳細は、別紙2のとおりである。

1 平成29年(2017年)1月の衛星基幹放送事業者の認定関係

(1) 平成28年(2016年)10月17日(月)、東北新社は、第2の1(4)の衛星基幹放送業務に係る認定申請として、BS(左旋)4K事業である「映画エンタテインメントチャンネル」(後に「ザ・シネマ4K」に番組名を変更)の認定を求める申請書を提出した。〈参考6〉

同社の外資比率は、平成28年(2016年)9月末時点で既に20.75%であったが、同社は、申請書中の事業計画の別紙(3)に記載された主たる外国法人の出資者に係る議決権比率の合計が14.47%であったことから、外資規制(第4の1(1)参照)に抵触しないと判断し、申請書の「欠格事由の有無」欄中の「無」欄にレ印を付して申請を行った。

なお、当該申請について東北新社は、BS(左旋)4Kについては総務省の推進にもかかわらず参入希望事業者が多く存在しない中、同社は国の施策に協力するという判断を背景に申請を行った旨を主張している⁸。

(2) これに対して総務省は、所要の決裁及び電波監理審議会への諮問・答申を経て、平成29年(2017年)1月24日(火)付けで、衛星基幹放送事業者の認定を行った。その際、担当者は、当時の衛星・地域放送課における標準的な運用(第4の1(2)参照)に則り、上記申請書の「欠格事由の有無」欄及び別紙(3)の記載にのみ基づき、外資規制に抵触しないと判断したものと認められる。

また、審査の過程では、外資比率について、衛星・地域放送課の中で誰が責任を持ってチェックをするかの分担が、必ずしも明確になっていなかったと認められる。

(3) また、東北新社の外資比率は、平成29年(2017年)3月末時点で22.08%であるなど、20%を超え続けていたと考えられるが、同社は、当該認定後、同年10月に当該認定事業がメディアサービス社に承継されるまでの間、外資比率が15%以上の衛星基幹放送事業者が行う外資比率の公告(第4の1(5)参照)を行っていない。

⁸ 令和3年(2021年)5月24日 東北新社特別調査委員会 調査報告書 p39

2 衛星基幹放送事業者の地位の承継の認可

(1) 遅くとも平成29年(2017年)7月上旬には、東北新社は、第2の2(4)の衛星放送事業者の地位の承継の認可申請に先立って、同社が3事業者のCS(右旋)事業を承継することについて、東北新社の(担当者)甲氏と総務省の(担当者)Aとの間で承継時期やスケジュールも含めた事前相談を行っており、同年7月28日(金)に、当該承継について対外的に公表した。

(2) 平成29年(2017年)8月4日(金)、東北新社の(担当者)甲氏が、同社が外資規制に抵触しており、このままでは放送法上、3事業者の事業を承継できない可能性を認識し、社内で事実確認等を開始したと推定される。

一方、(担当者)甲氏は、上記(1)の事前相談については、これと並行して引き続き行うこととし、同年8月5日(土)頃に、東北新社が3事業者の事業を承継する認可申請書の案を総務省に送ったものと考えられる。同案では、東北新社が欠格事由に該当しない旨が記載されるとともに、別紙(3)に記載された主たる外国法人の出資者に係る議決権比率の合計が15.3%であった。総務省職員が、その数字を見て、東北新社に外資比率の公告を求めた事実は確認されていない(第4の1(5)参照)。<参考7>

(3) 平成29年(2017年)8月7日(月)に、東北新社の(担当者)甲氏が、外資規制違反の状況、経緯、対策等を取りまとめた報告書を同社の(役員)乙氏、(役員)丙氏、(役員)丁氏にメールで送信したが、当該報告書では、同社の外資比率が、上記1(1)の申請段階から20%を超えていて、外資規制に抵触していたことが示されている。

これを受けて、(役員)乙氏は、総務省井幡衛星・地域放送課長に面会予約の電話をしたが、夏季休暇を理由に会えず、そのかわりに総務省鈴木総務課長に会いに行き相談をした等と主張するが、別紙2の第1記載のとおり、かかる主張には客観的資料との矛盾もあり、事実解明ができたとは言いがたく、そもそも会った事実がない可能性、会ったとしても外資規制違反について相談をしていないか、相談をしていたとしても、ごく一般的な法律解釈を確認したに過ぎない可能性など様々な可能性が想定される場所である。

(4) 平成29年(2017年)8月15日(火)、東北新社の(役員)丁氏は、同社社長等に対し、「外資規制への対応について」と題する書面にて報告を行った。同報告書には、衛星放送事業者の場合、間接出資規制はないため、東北新社が出資して設立する子会社にBS4Kの認定を承継させること自体は問題がないことの記載に続いて、「※総務省 鈴木総務課長確認済み」「今後については先方、鈴木総務課長、井幡衛星・地域放送課長、当方、(役員)丙・(役員)乙で進めることで確認済」等との記載が見られるが、間接出資規制の適用のない衛星放送事業者が子会社を設立して承継させることが外資規制違反に当たらないという解釈それ自体は一般的な法令解釈である上、上記(3)の事情を考慮すると、同報告書の記載からは、鈴木総務課長に何の事実をどこまで告げて確認したのかまでは判然としない。

- (5) 平成29年(2017年)8月16日(水)、東北新社は、同社を承継会社とする事業承継を中止する旨を対外的に公表した。その旨は、東北新社の(担当者)甲氏から総務省の(担当者)Aに対しメールで事前に報告されたが、同メールには、「当社では承継できないことが判明しましたため、現在、承継先の見直しを行っております。」と記載されている。〈参考8〉
- (6) 平成29年(2017年)8月17日(木)、東北新社内では、(役員)乙氏が(役員)丁氏との間で、翌18日(金)に井幡課長に報告に行くこと及び具体的な時間を話し合い、18日(金)夕方頃、(役員)乙氏及び(役員)丁氏は、井幡課長を訪問し、東北新社が外資規制違反の状況にあること、そのため子会社を設立して事業の承継を計画していることについて説明を行い、井幡課長は、遅くともこの頃、これを認識し、その後この問題状況を課内に共有した可能性が高いと認められるが(別紙2の第2参照)、放送法の規定に従って東北新社の認定を取り消すための対応を行った形跡は見られない。
- (7) (6)の話し合いの後、井幡課長から(役員)乙氏に、東北新社のBS(左旋)4Kの認定についても速やかに新会社に承継するよう連絡があったと推定されるが、これを踏まえて東北新社は、CSの3事業とBS(左旋)4Kの事業を併せて承継する認可の申請書の作成に向け、平成29年(2017年)8月22日(火)、東北新社の(担当者)甲氏他数名と総務省の(担当者)A他数名の間で、かかる承継スキームに基づく認可の申請に係る打合せを行った。東北新社からは、同社の100%子会社を新設し、当該子会社が東北新社及びスカパー社、スーパー社、ファミリー社の3者から事業承継を受けた上で承継認可の申請を行う枠組みが書面で示された。その後、総務省側は、新設子会社の職員配置等について指導した。〈参考9〉
- (8) 平成29年(2017年)8月23日(水)、東北新社は、取締役会(書面決議)において、同社100%新設子会社として、メディアサービス社を同年9月1日に設立する旨の決議を行った。
- (9) 平成29年(2017年)8月25日(金)、東北新社は、メディアサービス社が3事業者のCS(右旋)事業及び東北新社のBS(左旋)4K事業を承継する認可申請書の案について、衛星・地域放送課への事前相談を行った。
申請書案では、欠格事由に該当しない旨が記載され、別紙(3)の「主たる出資者及び議決権の数」においては、東北新社が議決権の100%を占める旨が記載されていた。〈参考10〉
- (10) 平成29年(2017年)9月11日(月)、メディアサービス社が、3事業者のCS(右旋)事業及び東北新社のBS(左旋)4K事業の承継に係る認可を求める申請書を正式に提出した。議決権については、(9)と同様の記載であり、総務省は外資規制に抵触しないものと判断して承継認可申請に係る決裁を同年10月4日(水)に起案し、所要の決裁を経て、同年10月14日(土)に認可を行った。

3 会食等の概要

- (1) 総務省による調査⁹及び東北新社から提出された資料を踏まえると、これらに近接する時期に総務省と東北新社との間で開催された会食については、平成28年(2016年)7月から平成29年(2017年)10月までの間で14件、総務省職員8人の参加が確認されている。

このうち、平成28年(2016年)10月17日(月)の東北新社の衛星基幹放送事業者の認定申請から平成29年(2017年)1月24日(火)の認定までの間及び同年7月上旬の東北新社による承継認可に係る相談から同年10月14日(土)のメディアサービス社による承継認可までの間に、それらの許認可の決裁に関与する職員が参加したものは、4件・5人報告され¹⁰、それらについては、国家公務員倫理法(平成11年法律第129号)に違反することが確認されている(1件については野球チケットの交付を含む。)(別紙1参照)

- (2) もっとも、平成28年(2016年)7月から平成29年(2017年)10月までの間に開催された14件の会食に参加した職員は、いずれも、一般的な懇談を目的として開催されたものである、BS・CSなどの放送行政一般や、放送業界全体の実情等が話題になったなどと主張しており、東北新社に係る外資規制違反やその対応が話題になった事実は確認できなかった。

また、東北新社において調査の対象となった会食のうち、この期間に開催されたものは14件となっているが、同社の調査では、これらの会食において認定の承継やCS(右旋)のHD化の話題が出た可能性は認めながらも、これらの会食は通常の懇親の趣旨で開催されたものであり、外資規制違反について何らかの働きかけを行う目的や、そのような働きかけの対価として開催されたものではないとしている。

⁹ 国家公務員倫理法第23条第3項の規定に基づく任命権者による調査結果(令和3年2月24日及び令和3年6月4日総務省)

¹⁰ 7件は、当該認可に係る決裁に関与しない他の課室の職員に係るものであり、3件は、衛星放送行政を担当する職員に係るものであるが、許認可に係る時期以外のものである。

第4 平成29年(2017年)の東北新社グループへの認定及び認可に関連する放送法の外資規制等に係る規定等

1 平成29年(2017年)1月の衛星基幹放送事業者の認定関係

(1) 衛星基幹放送¹¹の業務を行おうとする者は、放送法第93条第1項各号に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。総務大臣は、認定に当たって、電波監理審議会に諮問しなければならない(放送法第177条第1項第2号)。

要件のうち、放送法第93条第1項第7号ニが、いわゆる外資規制であり、衛星基幹放送の業務を行おうとする者が、日本国籍を有しない者、外国政府若しくはその代表者又は外国の法人若しくは団体が議決権の5分の1以上を占める法人若しくは団体に該当しないことが定められている¹²。

同項ホ号も同趣旨の要件(いわゆる間接出資規制)であるが、衛星基幹放送の業務については適用されないため、例えば、親会社の議決権の5分の1以上を外国の法人等が占めている場合でも、その100%子会社は、当該親会社が日本の法人であれば、衛星基幹放送の業務を行うことが可能となる¹³。

(2) 衛星基幹放送事業者の認定を受けようとする者は、総務大臣に申請書を提出しなければならない。総務省令で定める申請書の様式には、外資規制への抵触を含め、申請者の欠格事由の有無を申告する「欠格事由の有無」欄(有・無それぞれの口にレ印を付すもの)が定められている(放送法第93条第2項、放送法施行規則第64条及び別表第6の2号)。<参考11>

また、申請書に添付する事業計画書の別紙(3)として、「主たる出資者及び議決権の数」が掲げられているが、注書で「議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者について記載する」とこととされ、申請者の株式を保有する外国法人及びその議決権を全て記載することまでは求められていない(放送法第93条第3項、放送法施行規則第65条第1項及び別表第7の2号)。<参考12>

一方、総務省による審査は、衛星・地域放送課担当者用のチェックリスト¹⁴では、上記の「欠格事由の有無」欄と事業計画書の別紙(3)で確認することとされている。<参考13>

(3) 衛星基幹放送事業者の認定に係る決裁は総務副大臣が最終決裁者であり、担当課である衛星・地域放送課が起案し、情報流通行政局長まで決裁を得た後、大臣官房長、総務審議官、事

¹¹ 放送法第2条第2号及び第13号参照

¹² この要件の趣旨は、「基幹放送は、国際条約に基づき我が国に分配された有限希少な周波数を利用するものであり、周波数の利用は原則として自国民を優先するものであること、言論報道機関としての我が国の世論形成、固有文化の創造の大きな影響力を有するものであること等から、外国性を有する者であることを絶対的欠格事由とした」とされている(放送法制研究会編著「放送法逐条解説 新版」p.219参照)。

¹³ 放送法第93条第1項第7号柱書。

¹⁴ 放送法関係の審査基準について、チェック項目、審査ポイント、確認書類、事業者向けマニュアルの参照ページを一覧で整理した表形式のリストであり、情報流通行政局の共用フォルダに保存されていたもの。

務次官、総務大臣政務官、総務副大臣の順に進達し、決裁が終了した後、総務大臣を文書施行名義人として、認定に係る文書を施行することとされている。(総務省行政文書取扱規則(平成23年4月1日総務省訓令第17号))

- (4) 衛星基幹放送事業者の認定を受けた者が外資規制に抵触した場合には、放送法第103条第1項に基づいて、当該者の認定を取り消さなければならない。同項においては、放送法第93条第1項第7号に該当しないこととなったときには認定を「取り消さなければならない」と規定しており、放送法第103条第2項(地上基幹放送事業者における間接出資規制違反)の規定(認定有効期間を限度として取消しを猶予可能)、第104条各号(正当な理由なく6か月以上の業務休止等)の規定(取消し「できる」規定)とは異なり、義務的取消事由とされている。

また、衛星基幹放送の事業者の認定を受けようとして申請を行った者について、外資規制に抵触することが認定前に判明した場合には、総務大臣は、当該認定を行うことはできないため、理由を示した上で認定を拒否する処分を行うこととなる。(行政手続法(平成5年法律第88号)第8条)。

- (5) 放送法第116条第5項及び同法施行規則第91条第1項及び第2項において、金融商品取引所に上場されている株式等を発行している認定基幹放送事業者は、外資比率について、会社の定款で定める公告の方法により、6か月ごとに公告しなければならない(ただし、その割合が15%に達しないときは、この限りではない。)旨を規定している。公告をしなかった場合の罰則等の規定は定められていないが、総務省が公告漏れを把握したような場合には、一般的には、当該事業者に公告を求めることとなると考えられる。

2 平成29年(2017年)10月の認定基幹放送事業者の地位の承継の認可関係

- (1) 衛星基幹放送事業者の認定を受けた法人から譲渡により衛星基幹放送事業を承継した者は、総務大臣の認可を受けて認定基幹放送事業者の地位を承継することが可能とされており(放送法第98条第2項)、放送法第93条第1項は当該認可に準用される(放送法第98条第6項)。

このため、申請者(承継先)が外資規制に抵触しないことが認可の要件の一つとなることから、抵触が認可前に判明した場合には、1(4)と同様、理由を付した上で認可を拒否する処分を行うこととなる。外資規制の趣旨や、第93条第1項第7号ホ号に掲げる間接出資規制が適用されないことについては、認定の場合と同様である。

なお、認可に当たっての電波監理審議会への諮問は、放送法において規定されていない。

- (2) 認定基幹放送事業者の地位の承継の認可に係る申請書の様式は総務省令で定められており¹⁵、外資規制への抵触を含め、「欠格事由に関する事項」として、申請者が欠格事由に該当しないときはその旨、及び「欠格事由に該当しない事実を証する書面」を添付することとされている。

¹⁵ 放送法施行規則第78条第1項及び別表第20号。

る。〈参考14〉

認定の場合と異なり、「欠格事由に該当しない事実を証する書面」の様式は定められていないが、運用上、認定の場合における申請書添付書類である1(2)の事業計画書が許容されており、外資規制について別紙(3)が用いられている。

なお、承継認可に係る総務省の審査におけるチェックリストの存在は確認されていないが、外資規制に係る審査基準は認定と承継認可で同一であるため、1(2)のチェックリストが活用できると考えられる。

(3) 認定基幹放送事業者の地位の承継の認可に係る決裁は情報流通行政局長が最終決裁者であり、担当課である衛星・地域放送課が起案し、同課長まで決裁を得た後、同局総務課長、同局担当の大臣官房審議官、同局長の順に進達し、決裁が終了した後、総務大臣を文書施行名義人として、認可に係る文書を施行することとされている。(総務省行政文書取扱規則)

(4) 基幹放送の業務を行う事業を分割しようとする認定基幹放送事業者(承継元)が外資規制に抵触していることが、承継先による認可の申請後に判明した場合には、放送法第103条第1項に基づいて、承継元の事業者の認定基幹放送事業者の認定を取り消さなければならない。

また、承継元の事業者の認定が取り消されなければならない状態であるならば、当該承継元から認可申請者(承継先)への認定基幹放送事業者としての地位の承継を、認可申請の内容に含めることは適当ではない。この場合、認可申請の内容が確定していないため、放送法第98条第6項において準用する第93条第1項に基づく審査を行うことができないことから、当該認可申請に対する審査は保留し、行政手続法第7条に基づいて、申請書の記載事項に不備があるものとして相応の期間を定めて認可申請の補正を求めることとなる。

(5) 認定基幹放送事業者の地位の承継の認可がなされた後に、承継元の事業者の外資規制違反が判明したとしても、承継先の認定基幹放送事業者に外資規制違反が生じていない限り、同者に対して放送法第103条第1項に基づく取消しを行うことはできない。

ただし、承継元が、その基幹放送事業者として認定を受けた時点で外資規制に違反していることが確認され、当該認定に瑕疵があったものとして、当該認定について職権による取消し¹⁶が行われた場合には、その結果として、承継先は当該承継元から承継した認定基幹放送事業者としての地位を喪失する。

¹⁶ 行政行為を行ったのちに、当該行政行為が違法又は不当であったことを行政庁が認識し、職権で当該行政行為の効力を失わせる場合がある(「職権取消し」)。職権取消しを求める明文の規定がなくとも、行政行為の根拠法規自体が職権取消しの根拠となると解される。〈宇賀克也「行政法概説I 行政法総論」有斐閣〉

第5 認定事実を踏まえた当委員会の評価

1 平成29年(2017年)1月の衛星基幹放送事業者の認定関係

(1) 平成29年(2017年)1月の衛星基幹放送事業者の認定については、総務省が、4K・8Kを推進する上でBS(左旋)を伝送路の1つとして位置付ける政策目標を実現するために公募を行ったものであり(第2の1(2)参照)、一方、東北新社側の主張によれば、BS(左旋)に参入する事業者が少なく、国の施策に協力するという判断からBS(左旋)4K事業に係る認定申請を行ったとされる。(第3の1(1)参照)

しかし、関係資料に照らしても、東北新社によるBS(左旋)4Kへの参入について、総務省と東北新社との不適切な癒着をうかがわせる事情は見当たらず、また、認定の手續自体は、放送法等の法令や衛星・地域放送課における標準的な審査の運用方法(第4の1(1)～(3)参照)に則って行われており、通常の手続と異なる点は確認できなかった。

(2) この点、総務省が、東北新社の外資規制違反を指摘しないまま認定を行ったことは事実であるが、そもそも東北新社の社内資料によると、東北新社自身が外資規制違反の状態にあることに気付いておらず、また、総務省においても、衛星・地域放送課における標準的な審査の運用方法に則って、申請書の記載のみで確認したことにより、違反を認識し得なかったためであると認められる。

すなわち、認定における外資規制違反の見逃しは、申請者における不備及び総務省における審査のあり方に起因するものと考えられ、それらの点の改善が急務ではあるが、当委員会の検証との関係でいえば、個々の職員の意図的な行為によって行政がゆがめられたとは認められない。

なお、総務省における外資規制に関する審査は、

- ・ 申請書の記載で確認することとなっているにもかかわらず、申請書の記載のみでは、外資規制に抵触しているか否かがわからない様式となっていること(第4の1(2)参照)、
- ・ 審査の過程で、外資比率について、衛星・地域放送課のチェック体制や分担が明確になっていないこと(第3の1(2)参照)、

といった問題があると認められ、その改善が急務である。

(3) 東北新社は、認定後、15%以上の外資比率であることの公告義務を怠っており(第3の1(3)、第4の1(5)参照)、総務省の担当者もこれに対して注意喚起や公告実施の指示をした形跡は見当たらない。しかし、総務省において、都度、認定後の事業者に対し、公告の要否や公告実施の有無を確認・審査する仕組みとはなっていない上、上記(2)のとおり、東北新社の認定申請時の申請内容によれば外資比率は15%に達していないとされ(ただしその比率が誤っていたことは上記第3の1(1)のとおり)、総務省も通常の審査方法では正しい外資比率を把握し得なかったことからすると、総務省が公告しないことを意図的に見逃が

したとは認められない。

(4) 以上のとおり、BS（左旋）4Kの認定や認定後の公告義務違反について、行政がゆがめられたとは認められないが、念のためその頃の会食について検討すると、当時の職員と東北新社との会食のうち、認定の決裁に関与する者によるものは、平成28年（2016年）12月14日の吉田大臣官房審議官（情報流通行政局担当）に係る1件がある。しかし、関係資料を総合しても、当該会食において、認定や外資規制に関するやり取りが行われたことを推測させる事情は確認できなかった（第3の3（2）参照）。

2 平成29年（2017年）10月の認定基幹放送事業者の地位の承継の認可関係（BS（左旋）4K事業の承継）

(1) 平成29年（2017年）10月の認定基幹放送事業者の地位の承継の認可のうち、東北新社からメディアサービス社へのBS（左旋）4K事業の承継については、事前の相談の段階で、総務省は、東北新社の外資規制違反を認識し、かかる状況の下で承継が行われることを少なくとも追認した可能性が高く（第3の2（6）参照）、そうだとすると、その時点で、放送法第103条第1項に基づく同社の衛星基幹放送事業者の認定取消しを行わなければならなかったにもかかわらず（第4の1（4）参照）、それを行わなかったと言える。

(2) また、総務省は、承継元である東北新社がBS（左旋）4Kの認定を取り消されることとなる状態であるならば、本来であれば、メディアサービス社からの認可申請のうち、東北新社からメディアサービス社への承継に係る部分について、認可をしないか、あるいはその前にメディアサービス社に対し、認可申請の補正を求める必要があったにもかかわらず（第4の2（4）参照）、それを行わず、むしろその部分の認可申請を追認した可能性が高いと言える（第3の2（7）（10）参照）。

(3) 以上のとおり、総務省は、認可申請前には東北新社の外資規制違反の事実を知っていた可能性が高く、そうであれば、対東北新社及び対メディアサービス社に対し、放送法等の規定に基づいて行政処分等を行うべきであったのにそれを行わず、承継の方針を追認した可能性が高い点で、行政をゆがめたとの指摘を免れない。

(4) そこで次に当時の総務省職員と東北新社の会食等による影響について検討すると、当時の職員と東北新社との会食等のうち、認可の決裁に関与する者によるものは、平成29年（2017年）7月11日の衛星・地域放送課の職員2人及び同年8月28日の井幡課長並びに同年9月27日の奈良大臣官房審議官（情報流通行政局担当）に係る3件の会食が認められるものの（うち、井幡課長が参加した会食では、会食後、野球チケットの交付が確認されている）、東北新社が外資規制違反を認識し、これを総務省に相談したと認定され、あるいは

東北新社側が主張する時期に会食が行われた事実は確認できず、関係資料を総合しても、会食の場で外資規制違反の事実が伝達され、あるいはその対応方針について相談がなされたことは確認できなかった。

衛星・地域放送課の職員2人の会食は、そもそも東北新社が外資規制違反を認識する前のものと考えられる一方、確かに、井幡課長の会食等は認可申請の直前、奈良大臣官房審議官（情報流通行政局担当）の会食は認可申請後の時期のものではある。しかし、そもそも奈良大臣官房審議官（情報流通行政局担当）が東北新社の外資規制違反について認識していたことを認めるに足りる資料はなく、東北新社から提供を受けた資料を精査しても、井幡課長及び奈良大臣官房審議官（情報流通行政局担当）が出席した会食で外資規制違反やその対応について話題になったことを示すものは見当たらない（なお、井幡課長との会食は、東北新社が外資規制違反に気付くよりも前に、課長就任時の懇親の場として元来設定されたものが、別の予定のためこの時期に延期されたものと認められる。）。

そして、これは当委員会による推論ではあるが、当時の総務省は、BS（左旋）及びCS（左旋）において多様な実用放送の実現を目指すべく、平成30年（2018年）にはBS（左旋）を含む4K・8K実用放送を開始するというスケジュールの実現に向けた取組みを行っており、その一環としてBS（左旋）4Kの公募を行ったものの、利用枠が埋まらないほど応募数が少なかったという状況にあった。〈参考15〉そして、公募により認定を受けた1社が東北新社だったのであり、東北新社のBS（左旋）4Kの認定は、総務省にとって貴重なものであったはずである。ところが、東北新社の外資規制違反という状態は、放送法上、是正措置を講じる余地を与えず、そのみで認定を取り消さねばならないという厳しい規定となっており、同法に忠実に処分を行うことは躊躇されたものと思われる。こうした事情を考慮すると、会食等の有無にかかわらず、政策の推進に影響を与えないためには認定の取消しを行わないとすることが適切であるとの自己正当化が図られた可能性があったのではないかとと思われる。

以上から、委員会としては、総務省は東北新社のBS（左旋）4Kの認定についてこれを取り消さなかった点で行政をゆがめたとの指摘を免れず、これについては、会食が行政をゆがめたと認めるに足りる事情は確認できなかったが、会食がなかったとしても同様にゆがめられた可能性が高いと考える。

もともと、この会食等の有無にかかわらず、行政がゆがめられた可能性が高いという状況は、会食等で行政がゆがめられたという状況よりもはるかに根深い問題をはらむ。職員が、自己正当化によって、ルールが守られなくても仕方がないと考えてしまうような状況では、再発防止のためのルール等をどれだけ整備しても、結局、理由を付けて、そのルールが守られないこととなり、問題ある行動が再発し、ひいては、問題ある行動が慣行化してしまう可能性さえあるところであり、これを深刻に受け止める必要があると考える。

- (5) なお、総務省が外資規制違反を認識する前と考えられるが、平成29年（2017年）8月5日に東北新社から送られた3事業者の事業を同社に承継する認可申請書の案の別紙(3)では、

主たる外国法人の出資者に係る議決権比率の合計が15.3%となっており、法令上義務付けられているわけではないが、同社に外資比率の公告を行うよう注意喚起をすべきところ、それを行わなかったと言える（第3の2(2)、第4の1(5)参照）。もっとも本件は、事前相談時にどこまで内容の確認をするかという審査の運用の問題でもあり、1(2)の問題の改善と併せて、改善を検討すべきである。

3 平成29年(2017年)10月の認定基幹放送事業者の地位の承継の認可関係(CS(右旋)3事業の承継)

(1) 平成29年(2017年)10月の認定基幹放送事業者の地位の承継の認可のうち、スカパー社、スーパー社、ファミリー社の3事業者からメディアサービス社へのCS(右旋)に係る承継については、事前の相談の段階で、総務省は、当初承継先として想定されていた東北新社が外資規制に違反していることを認識していた可能性が高い(第3の2(6)参照)。

しかし、事前の相談の段階でそのような事実を認識した場合、一般的には、行政手続法第9条第2項に基づく申請者への情報提供として、その旨を申請者に教示しつつ、外資規制に違反しない法人を承継先とすることを促すなどの対応を取ることが想定されるところであり、総務省が、3事業者に係る承継先を東北新社からメディアサービス社に変更した案で改めて相談を受けて、認可を行ったこと自体は、直ちに法令の規定に抵触すると評価することはできない(当初の承継先の東北新社そのものは、衛星基幹放送事業者の認定取消しを行わなければならないが、その評価は2(1)のとおりである。また、東北新社のBS(左旋)4K事業のメディアサービス社への承継についての評価は、2(2)のとおりである。)

また、3事業者からメディアサービス社への承継部分についての申請から認可に至るまでの手続は、放送法等の法令や衛星・地域放送課における標準的な審査の運用方法(第4の2(1)~(3)参照)に則って行われており、通常の手続と異なる点は確認できなかった。

(2) もっとも本件承継は、CS放送のHD化の準備として行われたものであったことから(第2の2(4)参照)、HD化のための手続に間に合わせるべく、当初から承継の時期やスケジュールも含めた総務省と東北新社の事前相談が行われていたが(第3の2(1)参照)、そのような中で、承継先となる東北新社の子会社の組織の体裁を整えるべく、職員の配置等を行うような指導が行われている(別紙2の第2の1⑤参照)。

このような指導は、2(1)の東北新社の外資規制違反に係る事業の承継を行うか否かにかかわらず、行われた可能性があったとも考えられ、また、法令の規定に抵触し、行政がゆがめられたとまでは認められないが、国民の誤解を招きかねない対応であると言える。

(3) この時期の総務省職員と東北新社の会食等による影響については2(4)のとおりであり、認可の決裁に関与する者によるものについて、会食の場で東北新社の外資規制違反やその対応について話題になったことを示すものは見当たらず、会食の場で東北新社の外資規制違反の事実が伝達され、あるいはそれに関連したメディアサービス社における3事業者の承継

に係る対応方針について相談がなされたことも確認できない(第3の3(2)参照)。

【別紙1】東北新社の認定・認可の時期に近接した会食の一覧

※(1)は総務省側の出席者、(2)は東北新社側の出席人数。

※同一の職員が、複数の会食に参加していることがある。

平成28年(2016年)

| | | |
|--------|-------------------------|--------|
| 7月20日 | (1) 他課室課長級職員 | (2) 2人 |
| 8月8日 | (1) 審議官(情報流通行政局担当) | (2) 2人 |
| 10月17日 | 東北新社から衛星基幹放送事業者の認定申請を提出 | |
| 11月28日 | (1) 他課室課長級職員 | (2) 2人 |
| 12月14日 | (1) 吉田審議官(情報流通行政局担当) | (2) 1人 |
| 12月20日 | (1) 他課室職員 | (2) 2人 |

平成29年(2017年)

| | | |
|--------|--|--------|
| 1月24日 | 東北新社への衛星基幹放送事業者の認定を実施 | |
| 3月8日 | (1) 衛星・地域放送課長 | (2) 1人 |
| 5月26日 | (1) 他課室課長級職員 | (2) 2人 |
| 6月14日 | (1) 他課室職員 | (2) 2人 |
| 6月22日 | (1) 衛星・地域放送課長 | (2) 3人 |
| 7月上旬～ | 東北新社から、3事業者のCS(右旋)を承継することについて、総務省に事前相談 | |
| 7月11日 | (1) 衛星・地域放送課職員2人 | (2) 2人 |
| 7月24日 | (1) 他課室課長級職員 | (2) 1人 |
| 7月28日 | 東北新社が3事業者のCS(右旋)を承継することについて、公表 | |
| 8月16日 | 東北新社が7月28日の公表の内容を中止する旨を公表 | |
| 8月23日 | 東北新社が取締役会で、メディアサービス社を9月1日に設立する旨みなし決議 | |
| 8月28日 | (1) 井幡衛星・地域放送課長 | (2) 1人 |
| | ・野球チケットを受領 | |
| | ・7月24日から7月27日までの間、課長就任時の懇親の名目で、本会食の日程を調整 | |
| 9月5日 | 東北新社が、BS(左旋)4K事業をメディアサービス社が承継する旨公表 | |
| 9月11日 | メディアサービス社から、東北新社のBS(左旋)4K事業及び3事業者のCS(右旋)事業を承継する旨の認可申請を提出 | |
| 9月27日 | (1) 奈良審議官(情報流通行政局担当) | (2) 1人 |
| 10月14日 | メディアサービス社に対する承継の認可を実施 | |
| 10月18日 | (1) 他課室局長級職員 | (2) 1人 |

【別紙2】事実認定の補足説明

東北新社の外資規制違反に関する当事者の認識や対応に関する東北新社側の主張と総務省側の主張は明らかに食い違いが見られる。そこで、これまでに収集した資料に基づいて資料の評価を行い、当委員会としての認定を論じることとする。

第1 鈴木総務課長への相談の事実

1 当事者の主張の要旨

東北新社の（役員）乙氏は、外資規制違反を認識後、その相談のため、平成29年（2017年）（以下、断らない限り平成29年をいう。）8月7日頃、井幡課長に電話をしたら夏休みだというので、同月9日頃、衛星・地域放送課長の前々任者だった鈴木総務課長に1人で会いに行き、東北新社がBS（左旋）4Kの認定を得ているが、外資規制違反の状態にあること、CSのHD化を前提とした東北新社へのCS事業の承継を考えていたこと等を伝え、同社の外資規制違反状態への対応策として、別法人への承継を検討してみる旨を伝えたところ、鈴木総務課長は黙って聞いていて特に反応はなかったと説明するのに対し、井幡課長は（役員）乙氏から電話を受けた覚えはない旨、鈴木総務課長も（役員）乙氏がその頃挨拶に来た可能性は排除しないものの、外資規制違反を相談されたことはない旨説明している。

2 検討

そこで検討するに、井幡課長の出勤簿や休暇簿、挨拶のため受け取った他企業の名刺に記載された受領日が8月7日付であること、8月8日及び9日において電子決済を行った旨の記録といった客観的資料によれば、井幡課長が8月7日頃は出勤しており、夏休み期間にはなかったことが明白であり、同人が仮に電話を受けたとして、「夏休みだ」と虚偽の回答をすることは考えにくく、そのため（役員）乙氏のこの部分の説明は客観的資料に合致しない。

また、総務省側の訪問記録は保存されておらず事実の確認がとれない一方、東北新社側の社内資料によれば、社長らに宛てた報告文書に、BS（左旋）4Kの認定を東北新社子会社に承継させることについて、「鈴木総務課長確認済み」と記載されているものの、訪問したとされる8月9日頃の総務省への出張記録、出張旅費精算書、具体的な面談状況の記録といった裏付資料は見当たらない。

さらに、（役員）乙氏は、当委員会におけるヒアリングの前の令和3年（2021年）3月、総務省情報流通行政局のヒアリングを受けているところ、その時の説明内容は、鈴木総務課長と会うこととした理由、鈴木総務課長に会った時の同行者の有無や相談内容等について現在の説明と食い違っており、必ずしも説明が一貫しているとは言えないし、東北新社が外資規制に違反していたという重大事実を伝えた際の態様（時間にして5分程度で、説明ペーパーもない。）や鈴木総務課長の反応・対応（黙って聞いており、特にコメントはなかった。）についての説明も理解しにくいところがあつて、説得的ともいい難い。

一方、鈴木総務課長、井幡課長を含む総務省の複数の職員がヒアリングにおいて主張するよ

うに、後輩が、先輩である総務課長のところに行くように言うことは考えられない、総務課長が単独で個別の法解釈のお墨付きを出したり、原課の仕事に容喙したりすることは考えられない等の違和感についても、一定程度理解できる。

3 結論

以上のとおりであり、鈴木総務課長への相談の事実については、その存否を決するに十分な資料は見当たらないといわざるを得ず、そもそも会った事実がない可能性、仮に会ったとしても外資規制違反について相談をしていないか、相談をしていたとしても、記憶に残らない程度に表面的でごく一般的な法律解釈を確認したに過ぎない可能性など、可能性の濃淡はあれども、あらゆる可能性が排除できず、特定の事実を認定するには至らなかった。

第2 井幡課長への相談と衛星・地域放送課との協議状況等の事実

1 当事者の主張の要旨

東北新社側の説明は、以下のとおりである。

- ①外資規制違反を認識した8月7日頃、社内では、東北新社が有するBS（左旋）4Kの認定について、現状はそのままにしてしかるべき時期に別法人に移すという対策案が検討されていた。
- ②その後、(役員)乙氏が井幡課長と連絡をとり、同月18日、他の社員1名と2人で総務省を訪問して井幡課長と会い、BS（左旋）4Kの認定を受けている東北新社が外資規制に違反している状況であること、そのため子会社を設立して事業の承継を計画していること等について説明・相談したところ、井幡課長はCS（右旋）の承継についてはCSのHD化申請（9月）までに間に合えば良いので淡々と進めれば良いというような反応だった。
- ③8月21日頃、井幡課長から(役員)乙氏に、「BS（左旋）4Kの承継も速やかにやってほしい」との連絡があったことから、CS（右旋）及び東北新社のBS（左旋）4Kの認定について別法人に承継させるスキームへと変更した。
- ④東北新社は、当該スキームについて早急に実務的な協議を総務省と行うべく、(担当者)Aと日程調整し、翌22日午前に打合せを行うこととなったが、急なスキーム変更によって、事情を知らない総務省担当者との協議が難航する可能性を懸念した社員が(担当者)Aに、東北新社が外資規制違反のため承継先を変えざるを得ない事情を知っているかという意味で、「事情は聞いておられますか。」と尋ねたところ、(担当者)Aは「上から話がおりにきています。」などと答えた。
- ⑤東北新社は、8月22日、(担当者)Aほかと、同社が設立する100パーセント子会社等に東北新社のBS（左旋）4Kを含む4つの事業を承継するスキームについて相談したところ、新設会社の役員は東北新社の役員が兼務すること、従業員がいないこと等に関し、「トンネル会社では？」との指摘を受け、また、後日、(担当者)B及び(担当者)Cからも従業員を配置するなどの体制整備の指摘を受け、こうしたやり取りを経て9月11日付けで正式に、認定基幹放送事業者の地位の承継の認可申請を行い、その後、認可された。

他方、総務省側においては、

- ⑦井幡課長は、「8月18日に（役員）乙氏らと会ったかどうか覚えていない。外資規制違反について聞いたことはない。（役員）乙氏にBS（左旋）4Kの承継をするよう指示したことはない。部下に東北新社の外資規制違反を伝えたことはない。」などと全て否定している。
- ⑧（担当者）B、（担当者）C及び（担当者）Aも、「東北新社の外資規制違反を聞いたことはない」などと全面的に否定し、（担当者）Aは、東北新社から承継スキームを急ぎよ変更したことの事情に関し、「上から話がおりにきている。」と発言した覚えもないなどと否定している。

2 検討

- (1) 東北新社の社内資料によると、井幡課長の予定や希望時間なども含めた8月18日の日程調整に関する具体的なやり取りが認められるところ、出勤簿等によるとこの日は井幡課長が現に出勤していたと認められ、また、訪問した（役員）乙氏の出張精算は見当たらないものの、同席した（役員）丁氏の霞が関までの交通費の精算がなされていることから、同日、（役員）乙氏と（役員）丁氏が総務省を訪問して井幡課長と打合せを行ったと推定される。
- (2) （役員）乙氏らは、当委員会でのヒアリングで、8月18日の井幡課長との打合せで自社の外資規制違反状態等について具体的に説明し、別会社に事業を承継させる旨を相談したと供述しているところ（上記1②参照）、（役員）乙氏の供述には前記のとおり一貫しない部分もあり、全面的に依拠できるものとは言えないものの、相当程度、具体的であり、上記(1)や後記(3)(4)の事情とも符合する。
- 他方、井幡課長らは、仮に外資規制違反の事実を聞いていないのであればどのような打合せであったのか、何を協議したのか、なぜ急なスキーム変更となったのかについて誰がどのように説明を受けたのかなど、本来、あつてしかるべき事実経過や理由について合理的な説明もできず、裏付けとなる客観的資料の提出もなかった。
- (3) 東北新社の社内資料によると、面談の3日後に井幡課長から（役員）乙氏に、東北新社のBS（左旋）4Kの承継も速やかに実施するよう連絡があったとの記録が残っているところ、前記のとおり、東北新社は、当時、急ぎCS（右旋）の事業承継を別会社にさせることの検討のほか、東北新社の外資規制違反があればこそ問題となるBS（左旋）4Kの承継についても課題と捉えていた中、8月21日にあったとされる井幡課長からの連絡を境に検討が加速し、翌日には（担当者）Aらに相談を行っているという事実経過に照らすと、BS（左旋）4Kの速やかな承継という井幡課長の連絡は、遅くともこの頃には、井幡課長が東北新社の外資規制違反を認識していたこと及び少なくとも東北新社から相談を受けて、BS（左旋）4Kの認定の承継について追認したことをうかがわせる事情となり得るものである。
- (4) また、この8月、井幡課長の部下である（担当者）Cは、放送法の解釈を所管する放送

政策課の職員に対し、事実上の打診、相談レベルの会話として、東北新社が外資規制違反の状態でありどうしたらよいかといった話をし、また、同じく部下である(担当者) Bは、当該職員からの質問に対し、「東北新社に聞いたらBS(左旋)4Kの認定時は外資規制違反ではなかった。」と答えたこと認められるところ¹⁷、両名が同社の外資規制違反を認識していた事実は、井幡課長が同じ認識を有していたこと及びこれが課内で共有されていたことを推定させると共に、(担当者) Aが東北新社側に、上から話を聞いている旨の発言をしたこととも符合する。

3 結論

当委員会は、本来、行政プロセスは透明性をもって公平に行われるべきものであるがゆえに、原則として総務省に客観的な資料に基づく合理的な説明責任があるとのスタンスをとっており、他方、当委員会の調査権限の限界を踏まえ、これらを前提として、上記の事情を総合的に考慮し合理的に推認する限り、衛星・地域放送課の井幡課長らは、東北新社から外資規制違反の事実について説明・相談を受けてこれを認識し、課内で問題共有が行われた可能性が高いというべきであり、それにもかかわらず、放送法の規定に沿って認定取消しに向けた対応を行わず、少なくとも東北新社の承継方針を追認した可能性が高いと指摘せざるを得ない。

第3 上位の職員の関与について

当委員会が収集し得た資料では、衛星・地域放送課より上位の部局・職員が東北新社の外資規制違反を認識していたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

もっとも、この点の評価について、委員からは、そもそも資料が乏しく適切な認定・評価が困難であるとの指摘があったことを付言する。

¹⁷ (担当者) C及び(担当者) Bは強く否定しているが、両名は、当委員会のヒアリングに対し、東北新社との打合せ状況や同社への指摘事項、スキーム変更に関する関与の状況、決裁の状況などあらゆる事情について「覚えていない」との趣旨の発言を繰り返し、客観的資料から認められる事実経過についての合理的な説明を行っておらず、信用することができない。

略語一覧

<組織名>

- ① 「放送政策課」・・・総務省情報流通行政局放送政策課
- ② 「東北新社」・・・株式会社東北新社
- ③ 「メディアサービス社」・・・株式会社東北新社メディアサービス
- ④ 「スカパー社」・・・株式会社スカパー・エンターテイメント
- ⑤ 「スーパー社」・・・株式会社スーパーネットワーク
- ⑥ 「ファミリー社」・・・株式会社ファミリー劇場
- ⑦ 「3事業者」・・・株式会社スカパー・エンターテイメント、株式会社スーパーネットワーク
及び株式会社ファミリー劇場

<政策・制度>

- ① 「4K・8K」・・・超高精細度テレビジョン放送
- ② 「BS（右旋）」・・・BS（右旋）放送
- ③ 「CS（左旋）」・・・東経110度CS（左旋）放送
- ④ 「BS（左旋）」・・・BS（左旋）放送
- ⑤ 「CS（右旋）」・・・東経110度CS（右旋）放送
- ⑥ 「SD」・・・標準画質
- ⑦ 「HD」・・・高画質
- ⑧ 「BS（左旋）4K」・・・BS（左旋）超高精細度テレビジョン放送
- ⑨ 「外資比率」・・・放送法第93条第1項第7号二に規定する外国法人等が有する議決権の議決権総数に対する割合

<氏名>

- ① 「鈴木総務課長」・・・当時の総務省情報流通行政局総務課長 鈴木信也氏
- ② 「井幡課長」・・・当時の総務省情報流通行政局衛星・地域放送課長 井幡晃三氏
- ③ 「(担当者) A」・・・当時の総務省情報流通行政局衛星・地域放送課 第一業務係長
- ④ 「(担当者) B」・・・当時の総務省情報流通行政局衛星・地域放送課 課長補佐
- ⑤ 「(担当者) C」・・・当時の総務省情報流通行政局衛星・地域放送課 課長補佐 (Bとは別の人物)
- ⑥ 「(担当者) 甲」・・・当時の東北新社デジタルメディア事業部社員
- ⑦ 「(役員) 乙」・・・当時の東北新社シニアマネジメント
- ⑧ 「(役員) 丙」・・・当時の東北新社取締役
- ⑨ 「(役員) 丁」・・・当時の東北新社デジタルメディア事業部長

東北新社グループに関連する出来事と会食の対比表

■行政の動き □総務省と東北新社のやり取り ◇東北新社グループの動き ◆衛星放送協会の動き ○その他
 【A】外資規制違反（BS左旋4Kの認定及び事業承継）関係、【B】囲碁・将棋チャンネルの認定関係、【C】衛星放送の未来像に関するWG関係

| 年月日 | 出来事 | 会食 |
|---------------------------|--|-----------------------------------|
| 平成 24 (2012) 年 2月 23 日 | ■東経 110 度CS右旋放送で囲碁・将棋チャンネルを 3.2 スロットSD番組として認定【B】他、11社13番組が認定 | |
| 10月 1 日 | ◇囲碁・将棋チャンネルが東経 110 度CS右旋放送で 3.2 スロットSD番組として放送開始【B】 | |
| 平成 25 (2013) 年 6月 11 日 | ■「放送サービスの高度化に関する検討会」検討結果取りまとめ ⇒ 東経 110 度CS右旋放送について周波数の活用方法の再整理に取り組む必要がある旨指摘【B】 | |
| 平成 26 (2014) 年 9月 9 日 | ■「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合」の第一次中間報告【A】【B】 | |
| 平成 27 (2015) 年 7月 30 日 | ■「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合」の第二次中間報告【A】【B】【C】 | |
| 11月 6 日 | | 【総務省】他課室課長級※ 【東北新社】(役員) α、他 1名 |
| 11月 13 日 | | 【総務省】部長・審議官級※ 【東北新社】(役員) α |
| 平成 28 (2016) 年 3月 17 日 | | 【総務省】他課室課長級※ 【東北新社】(役員) α |
| 4月 12 日 | ■基幹放送普及計画の改正【C】 ⇒ 衛星基幹放送について、HD放送又はSD放送は右旋、4K・8Kは左旋を基本 | |
| 4月 27 日 | ■4K・8K放送に係る衛星基幹放送業務の認定に関し、放送法施行規則等の一部を改正する省令案や放送法関係審査基準等について意見募集（～5月31日）【A】 | |
| 6月 1 日 | ■4K・8K放送に係る衛星基幹放送業務の認定に関し、放送法施行規則等の一部を改正する省令案等についての意見募集結果等に係る決裁を起案（6月6日終了。情報流通行政局長決裁）【A】 | |
| 6月 22 日 | ■4K・8K放送に係る衛星基幹放送業務の認定に関し、改正放送法施行規則等について情報流通行政局長から各総合通信局長等宛に通知を発出【A】 | |
| 7月 20 日 | | 【総務省】他課室課長級※ |

| 年月日 | 出来事 | 会食 |
|----------------------|--|-----------------------------------|
| | | 【東北新社】(役員) α、他1名 |
| 8月8日 | | 【総務省】部長・審議官級※ 【東北新社】(役員) α、他1名 |
| 8月26日頃 | ■東経110度CS右旋放送のHD化等について局幹部へ説明 ⇒ 「[囲碁・将棋チャンネル]はSDのままでよい。」との事業者の意向【B】 | |
| 9月14日 | ■4K・8K放送に係る衛星基幹放送業務の認定申請受付について報道発表(受付期間:9月15日~10月17日)【A】【C】 | |
| 10月17日 | ◇東北新社が、4K・8K放送に係る衛星基幹放送業務の認定申請書を提出(映画エンタテインメントチャンネル。後にザ・シネマ4K)【A】 ※同社の外資比率は20.75%(平成28年9月末時点) | |
| 11月28日 | | 【総務省】他課室課長級※ 【東北新社】(役員) α、他1名 |
| 12月14日 | | 【総務省】部長・審議官級※ 【東北新社】(役員) α |
| 12月20日 | | 【総務省】他課室室長級※ 【東北新社】(役員) α、他1名 |
| 平成29(2017)年 1月11日 | ■4K・8K放送に係る衛星基幹放送業務の認定申請に係る電波監理審議会への諮問・答申【A】【C】 | |
| 1月24日 | ■東北新社のBS左旋4K事業(ザ・シネマ4K)の認定【A】他、4社4番組が認定 | |
| 2月1日頃 | ■東経110度CS右旋放送のHD化等について局幹部へ説明【B】 ⇒ 資料に、HDの認定において余った0.8スロットについて、SDの認定において囲碁・将棋チャンネルに割り当てられる旨記載 | |
| 3月8日 | | 【総務省】課長級※ 【東北新社】(役員) α |
| 3月31日 | ◆衛星放送協会が、東経110度CS放送全体の可能な限りの高画質化を求める要望書の案を提出。要望書の文面を数次調整【A】【B】 | |
| 4月頃 | ■東経110度CS右旋放送のHD化等に関する資料に、囲碁・将棋チャンネルに6スロットSD番組とすることの可否を打診する必要がある旨記載【B】 | |
| 5月26日 | | 【総務省】他課室課長級※ 【東北新社】(役員) α |
| 5月末頃 | ■東経110度CS右旋放送のHD化等に関する資料 ⇒ この時点で認定が想定される番組名が記載。6スロット未満の既存SD番組の6スロットSD番組化の段階に囲碁・将棋チャンネルが記載【B】 | |

| 年月日 | 出来事 | 会食 |
|-----------|---|----------------------------------|
| 6月2日 | ◆衛星放送協会が正式な要望書を提出 ⇒ 「衛星放送協会では 110 度CS放送のHD画質評価会を実施」、「おおむねHD画質について12スロットにて充分」との記載【A】【B】 | |
| 6月14日 | | 【総務省】他課室室長級* 【東北新社】社員2名 |
| 6月15日～20日 | ■東経 110 度CS右旋放送のHD化等に向けた業務の公募・認定について政務・省幹部へ説明【A】【B】 | |
| 6月22日 | | 【総務省】課長級* 【東北新社】役員、(役員) α、他1名 |
| 6月22日 | ■東経 110 度CS右旋放送のHD化等に向けた放送法関係審査基準改正について意見募集(～7月21日)【A】【B】 | |
| 7月上旬～ | □東北新社から、同社が3事業者の東経 110 度CS右旋事業を承継することについて総務省に事前相談【A】 | |
| 7月11日 | | 【総務省】職員2名* 【東北新社】社員2名 |
| 7月24日 | | 【総務省】他課室課長級* 【東北新社】(役員) α |
| 7月28日 | ◇東北新社が、3事業者の東経 110 度CS右旋事業を承継することを公表【A】 ※同社の外資比率は22.08%(平成29年3月末時点) | |
| 8月4日 | ■東経 110 度CS右旋放送のHD化等に関し、放送法関係審査基準を改正【A】【B】 | |
| 8月4日 | ◇東北新社の(担当者)甲氏が、同社が外資規制に抵触し、3事業者の東経 110 度CS右旋事業を承継できない可能性を認識し、社内で事実確認を開始。【A】 | |
| 8月5日頃 | ◇東北新社の(担当者)甲氏が、同社が3事業者の東経 110 度CS右旋事業を承継する認可申請書の案を総務省へ送付【A】 | |
| 8月7日 | ◇東北新社の(担当者)甲氏が、外資規制違反の状況、経緯、対策等を取りまとめた報告書を同社の(役員)乙氏、(役員)丙氏、(役員)丁氏へメールで送信【A】 | |
| 8月15日 | ◇東北新社の(役員)丁氏が、同社社長等へ外資規制への対応について報告【A】 | |
| 8月16日 | □東北新社の(担当者)甲氏が、総務省の(担当者)Aに、同社が事業承継することを中止する旨を公表前にメールで報告。 ⇒ 「当社では承継できないことが判明しましたため、現在、承継先の見直しを行っております。」と記載【A】 | |
| 8月16日 | ◇東北新社が、7月28日に公表した内容(同社が事業承継すること)を中止する旨を公表【A】 | |
| 8月17日 | ◇東北新社の(役員)乙氏が、(役員)丁氏との間で、翌日に総務省井幡課長へ報告に行くこと等について話し合い【A】 | |

| 年月日 | 出来事 | 会食 |
|--------|---|--------------------------------------|
| 8月頃 | <p>□総務省の井幡課長が、同社が外資規制違反の状態にあり、子会社を設立しての事業承継を計画していることを認識し、課内に共有した可能性。東北新社の(役員)乙氏に対し、同社のBS左旋4Kについても速やかに新会社に承継するよう連絡を行った可能性【A】</p> <p>(8月17日頃、東北新社の(役員)乙氏と(役員)丁氏が、翌日に総務省井幡課長へ報告に行くこと等について話し合い、18日頃、総務省の井幡課長を訪問し、同社が外資規制違反の状態にあり、子会社を設立しての事業承継を計画していることについて説明した可能性)</p> | |
| 8月中 | <p>■放送政策課職員に対して、衛星・地域放送課職員が、東北新社の外資規制違反状態について相談し、その際、衛星・地域放送課の(担当者)Bが、「東北新社に聞いたらBS左旋4Kの認定時は外資規制違反ではなかった」と説明【A】</p> | |
| 8月22日 | <p>□総務省担当者数名と東北新社担当者数名とで、同社のBS左旋4K事業及び3事業者の東経110度CS右旋事業を新会社が承継するスキームについて打合せ【A】</p> | |
| 8月23日 | <p>◇東北新社が、取締役会で100%子会社である東北新社メディアサービスを9月1日に設立する旨みなし決議【A】</p> | |
| 8月25日 | <p>□東北新社が、同社のBS左旋4K事業及び3事業者の東経110度CS右旋事業を東北新社メディアサービスが承継する認可申請書案について衛星・地域放送課に事前相談【A】</p> | |
| 8月28日 | | <p>【総務省】課長級※ 【東北新社】役員、(役員)α</p> |
| 9月5日 | <p>◇東北新社が、同社のBS左旋4K事業を東北新社メディアサービスが承継する旨公表【A】</p> | |
| 9月11日 | <p>◇東北新社メディアサービスが、東北新社のBS左旋4K事業及び3事業者の東経110度CS右旋事業を承継する旨の認可申請書を提出【A】</p> | |
| 9月13日 | <p>■東経110度CS右旋放送のHD化等に係る認定申請受付について報道発表(受付期間:9月22日~10月23日)【A】【B】</p> | |
| 9月27日 | | <p>【総務省】部長・審議官級※ 【東北新社】(役員)α</p> |
| 10月4日 | <p>■東北新社メディアサービスの事業承継について認可の決裁を起案(10月13日終了、同日認可。情報流通行政局長決裁)【A】</p> | |
| 10月14日 | <p>■東北新社メディアサービスが事業を承継【A】</p> | |
| 10月18日 | | <p>【総務省】他部局局長級※ 【東北新社】(役員)α</p> |
| 10月20日 | <p>◇囲碁将棋チャンネルが、東経110度CS右旋放送のSD高画質化に係る業務認定申請書、廃止届出書及び認定証訂正申請書を提出【B】</p> | |

| 年月日 | 出来事 | 会食 |
|---------------------|---|------------------------------|
| | ⇒ 衛星・地域放送課が申請書等の記載内容について照会等のやりとり | |
| 10月20日 | ◇東北新社メディアサービスが、東経110度CS右旋放送のHD化に係る業務認定申請書、廃止届出書及び指定事項変更申請書を提出【A】 ⇒ 衛星・地域放送課が申請書等の記載内容について照会等のやりとり | |
| 10月30日 | ■衛星放送における新たな認定更新制度と新規参入事業者について省幹部への説明【C】 | |
| 11月下旬 | ■BS放送への新規参入意向等について事業者へのヒアリング開始【C】 | |
| 11月29日 | ■規制改革推進に関する第2次答申（規制改革推進会議決定）【C】 ⇒ 放送用の帯域の更なる有効利用について総務省は検討等を行うこととされる | |
| 12月8日 | ■新しい経済政策パッケージ（閣議決定）【C】 ⇒ 放送事業の未来像を見据えて放送用に割当てられている周波数の有効利用などにつき検討を行う旨が盛り込まれる | |
| 平成30（2018）年 2月8日 | ■第1回未来像WGの開催【C】 | |
| 2月19日 | | 【総務省】部長・審議官級※ 【東北新社】（役員）α |
| 2月26日 | | 【総務省】他課室課長級※ 【東北新社】（役員）α |
| 3月5日 | ■第2回未来像WGの開催【C】 | |
| 3月7日 | | 【総務省】課長級※ 【東北新社】（役員）α |
| 3月29日 | ■東経110度CS右旋放送のHD化等に係る衛星基幹放送の業務の認定について決裁を起案（4月5日終了。副大臣決裁）【A】【B】 | |
| 4月2日 | ■第3回未来像WGの開催【C】 | |
| 4月6日 | ■東経110度CS右旋放送のHD化等に係る電波監理審議会への諮問・答申【A】【B】 | |
| 4月25日 | ■第4回未来像WGの開催【C】 | |
| 5月11日 | ■東経110度CS右旋放送での囲碁・将棋チャンネルのSD高画質化（6スロットSD番組化を認定【B】他、11社15番組が認定） ■東経110度CS右旋放送での東北新社メディアサービスの1番組のHD化を認定【A】他、11社15番組が認定（再掲） | |
| 5月18日 | ■第5回未来像WGの開催（報告書取りまとめ）【C】 ⇒ 2K放送は右旋、4K・8K放送は左旋の方針を当面維持。BS右旋放送の空き帯域は、①SD番組のHD番組への移行、②2K放送の新規参入を優先 | |
| 5月22日 | | 【総務省】他課室課長級※ |

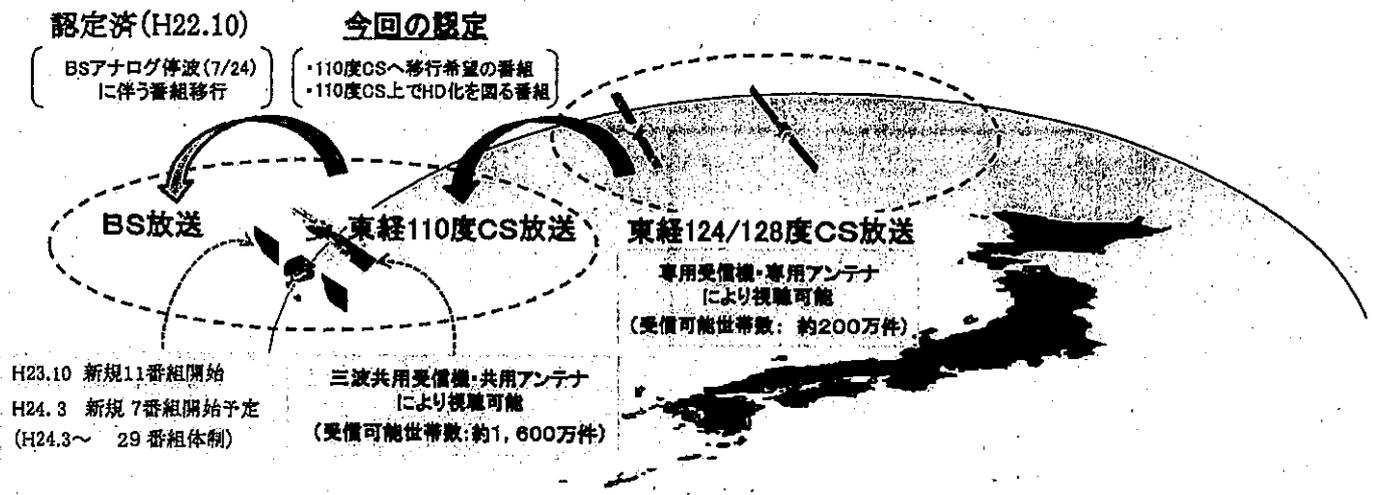
| 年月日 | 出来事 | 会食 |
|----------------------|--|--|
| | | 【東北新社】(役員) α |
| 6月18日 | | 【総務省】部長・審議官級* 【東北新社】(役員) α |
| 7月19日 | ■第1期未来像WG報告書(案)等についての意見募集(～8月20日)【C】 | |
| 7月20日 | | 【総務省】課長級* 【東北新社】(役員) α |
| 8月22日 | □総務省が東北新社に対して、東北新社グループの有するBS右旋帯域のスロットを自主的に返上することの検討依頼【C】 | |
| 9月13日 | | 【総務省】課長級* 【東北新社】(役員) α |
| 9月19日 | | 【総務省】他課室室長級 【東北新社】社員2名 |
| 9月28日 | ◆第1期未来像WG報告書等についての意見募集結果の公表【C】 ⇒衛星放送協会から、インフラコストの負担軽減に向けた検討と実現を要望する旨の意見提出 | |
| 10月9日 | | 【総務省】他部局局長級* 【東北新社】社長級、(役員) α、他2名 |
| 11月6日 | ◆「BS放送右旋帯域の返上希望」の提出【C】 ⇒衛星放送協会から、総務省宛てに衛星放送協会会員8社から、BS右旋帯域の計42スロットを自主的に返上する旨を申出 | |
| 11月29日 | | 【総務省】他部局部長・審議官級* 【東北新社】(役員) α |
| 12月12日 | | 【総務省】部長・審議官級* 【東北新社】(役員) α |
| 12月22日 | ■BS右旋放送への新規参入を含む公募認定のための審査基準についての意見募集(～平成31年1月25日)【C】 | |
| 平成31(2019)年 1月23日 | | 【総務省】他課室課長級* 【東北新社】(役員) α |
| 2月6日 | | 【総務省】課長級* 【東北新社】(役員) α |
| 2月14日 | | 【総務省】他部局部長・審議官級*、他1名 【東北新社】(役員) α、他1名 |
| 2月26日 | ■BS右旋放送への新規参入を含む公募認定のための審査基準についての意見募集結果の公表【C】 | |

| 年月日 | 出来事 | 会食 |
|--------------------|---|--|
| 3月13日 | ■BS放送等における新規参入等に係る認定申請受付(～令和元年5月13日)【C】 | |
| 令和元(2019)年 6月5日 | ■放送法の一部を改正する法律の公布【C】 ⇒衛星基幹放送の認定及び認定更新の際に周波数の使用に関する基準への適合性(周波数使用基準)を審査要件に追加 | |
| 6月6日 | | 【総務省】他部局局長級* 【東北新社】(役員)α、他2名 |
| 8月1日 | | 【総務省】他課室課長級* 【東北新社】(役員)α |
| 8月22日 | | 【総務省】他課室課長級* 【東北新社】(役員)α |
| 8月27日 | | 【総務省】他課室課長級* 【東北新社】(役員)α |
| 8月30日 | | 【総務省】課長級*、他1名* 【東北新社】社員2名 |
| 9月3日 | | 【総務省】課長級*、他1名* 【東北新社】(役員)α |
| 9月9日 | ■衛星基幹放送(BS右旋)に関する新規参入等に係る認定案を電波監理審議会に諮問し、4者の認定を相当とする答申【C】 | |
| 10月23日 | | 【総務省】他部局局長級* 【東北新社】社長級、(役員)α、他2名 |
| 11月6日 | | 【総務省】次官級(他分野担当) 【東北新社】社長級、(役員)α、他2名 |
| 11月14日 | ○BS右旋帯域で放送されている2番組が令和2年3月末をもって業務廃止することを表明【C】 | |
| 11月27日 | | 【総務省】他課室課長級* 【東北新社】(役員)α、他1名 |
| 11月28日 | | 【総務省】他課室課長級* 【東北新社】(役員)α |
| 11月29日 | ■衛星基幹放送(BS放送)に関する新規参入等に係る認定事業者に対し認定証を交付【C】 | |
| 11月29日 | | 【総務省】課長級*、他1名* 【東北新社】社員2名 |
| 12月上旬 | ■第6回未来像WGの開催(メール開催)【C】 | |
| 12月14日 | ■周波数使用基準案(総務省令案)についての意見募集(～令和2年1月17日)【C】 | |

| 年月日 | 出来事 | 会食 |
|---------------------|--|--------------------------------------|
| | ⇒ 放送法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令等の整備 | |
| 12月中旬 | ■第2期未来像WGの再開に向けた検討及び局幹部との意見交換【C】 | |
| 12月17日 | | 【総務省】他部局局長級※ 【東北新社】(役員) α、他1名 |
| 12月19日 | | 【総務省】課長級※、他1名※ 【東北新社】(役員) α、他1名 |
| 令和2(2020)年 1月24日 | | 【総務省】局長級※ 【東北新社】(役員) α、他1名 |
| 2月5日 | ■周波数使用基準案(総務省令案)についての意見募集結果の公表【C】 ⇒ BS右旋放送で今後発生する空き帯域には、4Kへの割当を優先すべき等との意見提出 | |
| 4月24日 | ■◆第7回未来像WGの開催【C】 ⇒ 衛星放送協会から、BS右旋放送既存事業者による4K化希望やインフラコストの低減化等に関する説明 | |
| 5月26日 | ■第8回未来像WGの開催【C】 | |
| 7月8日 | ■第9回未来像WGの開催【C】 | |
| 7月30日 | | 【総務省】局長級※ 【東北新社】(役員) α、他1名 |
| 8月4日 | ONHKの次期中期経営計画案において、同社の現行の右旋3波を2波(4K・2K)に整理・削減する意向が示される【C】 | |
| 8月5日 | | 【総務省】課長級※ 【東北新社】社員 |
| 8月12日 | | 【総務省】他課室課長級※ 【東北新社】(役員) α |
| 9月28日 | ■第2期未来像WG報告書において、BS右旋の空き帯域を4K放送に割り当てる方針転換を打ち出すことについて省幹部への説明【C】 | |
| 9月30日 | ■◆第10回未来像WGの開催【C】 ⇒ 衛星放送協会から、BS右旋放送既存事業者による4K化希望やインフラコストの低減化等に関する説明 | |
| 10月7日 | | 【総務省】次官級※ 【東北新社】社長級、(役員) α、他2名 |
| 11月6日 | ■第11回未来像WGの開催【C】 | |
| 12月8日 | | 【総務省】次官級(他分野担当)※ 【東北新社】(役員) α、他1名 |

| 年月日 | 出来事 | 会食 |
|--------|---|-----------------------------------|
| 12月10日 | | 【総務省】局長級※ 【東北新社】(役員) α、他1名 |
| 12月14日 | | 【総務省】部長・審議官級※ 【東北新社】(役員) α、他1名 |
| 12月15日 | ■第12回未来像WGの開催(報告書(案)取りまとめ)【C】 ⇒ B S右旋の空き帯域は4K放送に割当すること、インフラ事業者は利用料金の低減に向けた取組を積極的に進めること等が盛り込まれた | |
| 12月19日 | ■第2期未来像WG報告書(案)についての意見募集(～令和3年1月22日)【C】 | |

- (注) 1. 「出来事」欄の平成29年(2017年)8月頃の総務省関係者及び東北新社関係者の略称は第一次報告書による。
2. 「会食」欄の※は、国家公務員倫理法令違反として処分等をされたもの。また、会食参加者については、総務省及び東北新社グループの参加者のみを記載している。なお、東北新社グループの参加者は(役員) αのみであるが、他企業の参加者がいた会食が3件ある。
3. 総務省側の会食参加者のうち、業務に関与していない者については、役職・級に「他分野担当」、「他部局」、「他課室」を付記した。



H23.10 新規11番組開始
H24.3 新規7番組開始予定
(H24.3～ 29番組体制)

三波共用受信機・共用アンテナにより視聴可能
(受信可能世帯数: 約1,600万件)

<H24.3現在>

| 種類 | BS放送 (H12～) | 東経110度CS放送 (H14～) | 東経124/128度CS放送 (H8～) |
|---------|--|--|---|
| 特性 | 【基幹放送】 ・三波共用受信機(地上・BS・110度CS)により、より多くの視聴者が簡単に視聴可能 | | 【一般放送】 ・視聴するためには、専用受信機が必要 |
| HD番組の割合 | 97% (HD 28番組/SD 1番組) | 17% (HD 9番組/SD 45番組) | 34% (HD89番組/SD 172番組) |
| 普及状況 | BS契約件数(NHK) 1,612万件(H23.10) WOWOW加入者数 250万件(H23.12) | スカパー!e2 加入者数 164万件(H23.12) ⇒加入者増加(前年度比 33万件増) | スカパー!SD 145万件/HD 57万件(H23.12) ⇒加入者減少(前年度比 26万件減) |

* 三波共用受信機で視聴可能な放送の中では、HD番組が少ない。

II. 認定手続の概要

1. 使用可能な周波数 ... 3p
BSアナログ停波に伴い、110度CS上新たにHD6番組分の周波数が使用可能。
これを使用して放送を行おうとする者は、総務大臣の認定を受けることが必要(※放送法第93条第1項)。
2. 申請の概要 ... 4p
申請受付を実施した結果、HDを希望する36番組、SDを希望する23番組が申請。
(※公募期間:平成23年8月19日～同年9月30日)
3. 審査の実施 ... 5p
審査基準については、あらかじめパブコメを行った上で策定、公表。この基準に基づいて審査を実施。
(※パブコメ期間:平成23年6月4日～同年7月4日 / 公表:平成23年8月9日)
4. 審査の結果 ... 22p
上記の審査の結果、認定することが適当な番組に関する案が得られた。総務大臣による認定を行うに当たり、放送法第177条第1項に基づき、電波監理審議会に諮問するもの。

※: 放送法第93条

- 1 基幹放送の業務を行おうとする者は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。
 - 一 当該業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。
 - 二 当該業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
 - 三 当該業務に用いられる電気通信設備が第111条第1項の総務省令で定める技術基準に適合すること。
 - 四～六 (略)

1. 使用可能な周波数

○ 110度CS上、新たに使用可能となった周波数は下記のHD6番組分。
(今回の審査の過程で新たに生ずる空き周波数についても、集約・再編して追加認定(5p参照)。)

＜東経110度CS放送の番組配列図(平成24年7月以降)＞

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|----------------|--------|----------------|-----------|-----------|--------|------------|--------|------------|----------|-------|--------|------------|--------|-----------|----------|----------|------|--|--|--|
| 2ch | 4ch | | | | | | 8ch | | | | | | 8ch | | | | | | | | |
| | スカパー・エンターテイメント | | | インターナショナル | | | サテライトサービス | | | シーエス映画放送 | | | 時代劇専門チャンネル | | | キッズチャンネル | | | | | |
| 未使用 | スカパーHD | | | スカパーHD | | | スカパーHD | | | スカパーHD | | | 時代劇専門チャンネル | | | キッズチャンネル | | | | | |
| | (12) | (8) | (8) | (8) | (8) | (8) | (7) | (7) | (7) | (4,8) | (4,8) | (4,8) | (4,8) | (0,8) | (24) | (24) | | | | | |
| 10ch | 12ch | | | | | | 14ch | | | | | | 18ch | | | | | | | | |
| | スカパー・エンターテイメント | | | | シーエス・ワンテン | | | | 未使用 | | | | | | パナソニックホーム | | インタラクティブ | | | | |
| スカパーHD | | | | スカパーHD | | | | 未使用 | | | | | | スカパーHD | | スカパーHD | | | | | |
| (18) | | | | (8) | | | | (8) | | | | (12) | | | | (8) | | (10) | | | |
| 18ch | 20ch | | | | | | 22ch | | | | | | 24ch | | | | | | | | |
| | インタラクティブ | | スカパー・エンターテイメント | | | | サテライト・サービス | | シーエス・ビー・エス | | | | シーエス日本 | | | | | | | | |
| スカパーHD | | スカパーHD | | | | スカパーHD | | スカパーHD | | | | スカパーHD | | | | | | | | | |
| (18) | | (14) | | | | (14) | | (20) | | | | (18) | | | | | | | | | |

2. 申請の概要

- HDを希望する36番組、SDを希望する23番組の申請は以下のとおり。
- 申請番組は、全てCS放送上の既存番組(編成の一部が異なる番組はあり。)であり、新規番組の申請はなかった。

| 申請番組名 | 申請希望 | ジャンル | 現状 | |
|----------------|-------|----------|-----|---------|
| | | | 110 | 124/128 |
| 囲碁・将棋チャンネル | HD/SD | 教育 | - | ○ |
| AXN | HD | 海外ドラマ | ○ | ○ |
| 衛星劇場 | SD | 邦画 | ○ | ○ |
| 松竹チャンネル | HD/SD | 邦画・国内ドラマ | - | ○ |
| アニメシアターX(AT-X) | HD | アニメ | ○ | ○ |
| GAORA | HD | スポーツ | ○ | ○ |
| KNTV | HD/SD | 雑談 | - | ○ |
| ザ・シネマHD | HD | 映画 | ○ | ○ |
| 日テレプラスHD | HD | 総合映画 | ○ | ○ |
| 朝日ニュースター | HD | ニュース | ○ | ○ |
| MTV | HD | 音楽 | ○ | ○ |
| テレ朝チャンネル | HD | 総合映画 | ○ | ○ |
| Mnet | HD/SD | 雑談 | - | ○ |

| 申請番組名 | 申請希望 | ジャンル | 現状 | |
|--------------------|-------|----------|-----|---------|
| | | | 110 | 124/128 |
| KBS World | HD/SD | 雑談 | - | ○ |
| TBSチャンネルHD | HD | 総合映画 | ○ | ○ |
| MONDO TV | HD/SD | 原簿・パチンコ | - | ○ |
| ディスカバリーチャンネルハイビジョン | HD | ドキュメンタリー | ○ | ○ |
| Super! drama TV HD | HD | 海外ドラマ | ○ | ○ |
| スカイ・A sports+ | HD | スポーツ | ○ | ○ |
| スペースシャワーTV | HD | 音楽 | ○ | ○ |
| アジアドラマチックTV | HD/SD | 韓国等 | - | ○ |
| ミュージックジャパン・プラチナ | HD/SD | 音楽 | - | ○ |
| 東映チャンネル | SD | 邦画・アニメ | ○ | ○ |
| エンタメ〜テレ★シネドラバラエティ | HD/SD | 総合 | - | ○ |
| チャンネルNECO | HD/SD | 映画 | ○ | ○ |
| パチンコ★パチスロTV | HD/SD | パチンコ | - | ○ |

| 申請番組名 | 申請希望 | ジャンル | 現状 | |
|--------------|-------|----------|-----|---------|
| | | | 110 | 124/128 |
| 時代劇専門チャンネル | HD/SD | 時代劇 | ○ | ○ |
| 日経CNBC | SD | ニュース | - | ○ |
| JLOスポーツ | HD/SD | 映画・スポーツ | - | ○ |
| ナショジオ ワイルド | HD/SD | ドキュメンタリー | ○ | ○ |
| FOXCRIME | HD/SD | 海外ドラマ | - | ○ |
| FOXムービー | HD/SD | 映画 | - | ○ |
| ヒストリーチャンネルHD | HD | ドキュメンタリー | ○ | ○ |
| V☆パラダイス | HD/SD | 邦画 | - | ○ |
| ファミリー劇場HD | HD | 国内ドラマ | ○ | ○ |
| ディズニージュニア | HD/SD | 教育 | ○ | ○ |
| AXN Mystery | HD/SD | 海外ドラマ | - | ○ |
| MUSIC ON! TV | HD | 音楽 | ○ | ○ |
| ユニバーサルチャンネル | HD/SD | 海外ドラマ・映画 | - | ○ |

*申請者名の五十音順に記載(表記は申請番組名)。 *「申請希望」欄の「HD/SD」は、「HD 第1希望、SD 第2希望」を示す。 *「現状」欄の「○」は当該衛星上での既存番組であることを示す。

C. 第二次比較審査について

2. SDの申請番組に関する審査

(2) (1)以外の申請番組 - 審査方法

(2) (1)以外の申請番組

【審査方法】

○ 審査基準によれば、前頁で認定された番組以外の申請番組の審査については、4頁に示した14の審査項目への適合性その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も公共の福祉に適合するものを優先するとされている。具体的には次の方法で審査を行った。

- ア. HDの場合と同様、14の審査項目は全て同じ価値とする。
- イ. 14の審査項目への適合性の審査については、次の方法で行った。
- 各審査項目ごとに、審査の対象となる申請内容について、9頁の※1と同様の方針により、上位2番組※を優位とする。
 - 最終的に、優位とされた審査項目の合計数が多い順に、SDに指定可能な範囲で2番組認定する。
なお、この合計数が同点となる場合には、審査基準第7条別紙3「4(9)」に基づき、「放送番組の視聴需要」の審査項目への適合性がより高い申請番組を優先して認定する。
 - 選定された2番組のうち、評価が最も高い1番組については6スロットを指定。そして次点の1番組が申請事項と異なる指定に同意している場合には、当該番組に残余の3. 2スロットを指定する。

※:上位とする番組数の考え方

- 前項(1)の認定後、残るスロットは9. 2スロット。今回、SDの申請番組は全て6スロットの指定を希望。この申請希望どおりの指定については、今回残るスロットの範囲では、6スロットのSD1番組分の参入枠がある。
- このSD番組分を差し引くと、3. 2スロットが残るが、これはどの申請番組の希望にも合致しない。この場合の取扱いについて、審査基準第8条は、申請希望と異なる内容でも、申請者の同意があれば指定は可能と定めている。すなわち、同意する申請番組があれば、申請希望を下回るスロットについても指定が可能である。
- 審査過程で確認したところ、申請希望を下回るスロット数であっても、指定を希望する申請番組があった。
- 従って、上記の残る9. 2スロットの範囲では、参入枠は、6スロットの1番組分と、3. 2スロットの1番組分、合計2番組となる。

18

C. 第二次比較審査について

2. SDの申請番組に関する審査

(2) (1)以外の申請番組 - 審査の結果

【結果】

- ア. 審査項目14項目のうち、以下の9項目については、申請番組間で評価に差は生じなかった。
(評価の観点、⑦以外については上記1(2)【結果】アの項(10~12頁)に同じ。⑦については以下のとおり。)

① 資金調達の適正性及び確実性

② 収支の適正性及び確実性

③ 表現の自由の享有

④ 広告放送の割合

⑤ 個人情報の保護

⑥ 青少年の保護

⑦ 放送番組の高画質性

→ SDを希望する申請であるため、審査基準*によりいずれの申請番組も、審査基準を満たすものとみなされる。

⑧ 放送設備の維持

⑨ 提供条件の説明

*審査基準 第7条別紙3

4 (4) 上記2(4)及び3(9)(※放送番組の高画質性)の規定は、テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請に関し比較審査を行う場合に限り、適用することとする。

この場合において、上記1(2)に掲げる業務に係る申請(※SD申請)についての上記2(4)及び3(9)(※高画質性)の基準の審査に当たっては、放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。)に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなす。

19

C. 第二次比較審査について

2. SDの申請番組に関する審査

(2) (1)以外の申請番組 - 審査の結果

【結果】

- イ. 審査項目14項目のうち、次の5項目については、以下の観点から「優位」と評価する番組を決定した。
(各項目の< >内は審査基準第7条別紙3の「3」に規定された各審査項目の抜粋。【*】は絶対審査の際の評価。)

| | |
|---|---|
| ① 放送番組の制作及び調達等 | <3(2)放送番組の制作及び調達の体制並びに放送番組の適正を図るための措置がより充実したものであること。> |
| 【評価の観点】 | 【* 番組制作・調達体制の整備、番組基準の策定、番組審議機関の設置、等を確認。】 |
| 1) 番組供給契約等によって、番組を100%調達できること。 2) 過去一年間に、番組審議会の開催実績があること。 | |
| 【評価の結果】 | |
| 1) 放送番組を確実に制作できる放送時間と、確実に調達できる放送時間の合計時間が総放送時間に占める割合が100%である申請番組を優位と判断した。 2) 過去一年間に、番組審議会の開催実績がある申請番組を優位と判断した。 → この結果、上記1)及び2)の双方を満たす14番組を優位と評価した。 | |
| ② 放送番組の多様性 | <3(4)衛星基幹放送全体として、放送番組の分野の特定分野への偏り及び放送番組の内容の他の放送番組の内容との重複の程度等を勘案し、より放送番組の多様性の確保に資するものであること。> |
| 【評価の観点】 | |
| 1) 衛星基幹放送における新たなジャンルの放送番組であること。 2) 一か月間の再放送率が低いこと。 | |
| 【評価の結果】 | |
| 1) 衛星基幹放送における新たなジャンル(教育)の申請番組を優位と判断した。 2) 一か月間の再放送率が低い順に2番組を優位と判断した。 → この結果、優位とされる項目のより多い、上位2位まで3番組(同率のものを含む)を優位と評価した。 | |
| ③ 字幕番組等の充実 | <3(8)字幕付与可能な放送番組に係る一週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合がより高く、かつ、解説放送を実施するものであること。> |
| 【評価の観点】 | 【* 字幕放送をできる限り多く設けるものであることを確認。】 |
| 以下の2点を満たすこと。 1) 字幕付与率がより高いこと。 2) 解説放送を実施すること。 | |
| 【評価の結果】 | |
| 解説放送を実施する申請番組の中から、字幕付与率の高い順に、上位2位まで3番組(同率のものを含む)を優位と評価した。 | |

20

C. 第二次比較審査について

2. SDの申請番組に関する審査

(2) (1)以外の申請番組 - 審査の結果

| | |
|---|--|
| ④ 災害に関する放送の実施 | <3(10)災害に関する放送の実施体制がより充実したものであること。> |
| 【評価の観点】 | 【* 災害の発生を予防し、被害を軽減するために役立つ放送を実施する体制を確認。】 |
| 1) 「暴風、豪雨、洪水、地震、津波」について、具体的な災害情報を提供する体制があること。 2) 緊急地震速報を実施する体制があること。 | |
| 【評価の結果】 | |
| 1) 我が国の主な自然災害である「暴風、豪雨、洪水、地震、津波」について、具体的な災害情報を提供する体制を備えている申請番組を優位と判断した。 2) 緊急地震速報を実施する体制を備えている申請番組を優位と判断した。 → この結果、上記1)及び2)の双方を満たす17番組を優位と評価した。 | |
| ⑤ 放送番組の視聴需要 | <3(13)放送番組について、視聴者の需要がより高いものであること。> |
| 【評価の観点】 | |
| 過去二年間(平成21年度、平成22年度)における東経110度CS放送と東経124/128度CS放送の視聴料収入とされる額の合計がより高いこと。 | |
| 【評価の結果】 | |
| 過去二年間(平成21年度、平成22年度)における東経110度CS放送と東経124/128度CS放送の視聴料収入とされる額の合計、上位2番組を優位と評価した。 | |

- ウ. 上記ア及びイを経て、優位であると評価を受けた審査項目の合計数が多い順に2番組選定し、合計数が同点となる場合には、「放送番組の視聴需要」の審査項目への適合性がより高い申請番組を優先する。

* 審査基準第7条別紙3

4 (9) 上記1の審査については、上記3(13)(※注:視聴需要)の基準への適合性がより高い申請等を優先するものとする(略)。

審査の結果、最上位の評価は■■■■■であるので、これに6スロットを指定する。残る3.2スロットについては、次点の■■■・■チャンネルが申請事項と異なる指定に同意しているため、3.2スロットを指定する。以上の2つの番組を認定することとする。

21

4. 審査の結果

○ 以上の審査の結果、以下のとおり、HDを希望する10番組、SDを希望する4番組の認定案が得られた。

<HD>

| 番組名 | 主な出資者 | ジャンル |
|---------------------|---------------------|-------------|
| ・朝日ニュースター * | テレビ朝日 | ニュース |
| ・Super! drama TV HD | 朝報堂 | 海外ドラマ |
| ・時代劇専門チャンネル | フジテレビジョン | 時代劇 |
| ・ファミリー劇場HD | 東宝 | 国内ドラマ |
| ・GAORA | 毎日放送 | スポーツ(全般) |
| ・スカイ・A sports+ | 朝日放送 | スポーツ(野球中心) |
| ・MTV | MTV Networks Japan | 音楽(海外中心) |
| ・MUSIC ON! TV | ソニー・ミュージックエンタテインメント | 音楽(国内中心) |
| ・テレ朝チャンネル * | テレビ朝日 | バラエティ・国内ドラマ |
| ・TBSチャンネルHD * | TBSホールディングス | バラエティ・国内ドラマ |

(* 12スロット返上)

<SD>

| 番組名 | 主な出資者 | ジャンル |
|-------------|------------|--------|
| ・囲碁・将棋チャンネル | 東北新社 | 教育 |
| ・ディズニージュニア | ウォルト・ディズニー | 教育 |
| ・衛星劇場 | 松竹 | 邦画 |
| ・東映チャンネル | 東映 | 邦画・アニメ |

スロット出し入れ一覧表

●現状のSDのままを希望

(7番組)

| トラポンNo | 番組名 | 保有スロット数 | 備考 |
|--------|-----|---------|----|
| (1) | | | |
| (2) | | | |
| (3) | | | |
| (4) | | | |
| (5) | | | |
| (6) | | | |
| (7) | | | |
| スロット合計 | | 42 | |

重複番組数(3)のみ除く
 廃止番組数(2)のみ除く
 重複番組数(2)のみ除く

仕上りの姿

| 種類 | 番組数 | 保有スロット数 | 必要スロット数 | 過不足 |
|-----------------|-----|---------|---------|-------|
| 合計 | | 52 | 578 | 578 |
| SD社 | | 8 | 452 | 48 |
| 現状と変わらず(6スロ) | 7 | 42 | 42 | 0 |
| SDの画質向上(6スロ) | 1 | 3.2 | 8 | -2.8 |
| HD社 | 44 | 530.8 | 528 | 2.8 |
| 画質向上のために提出するHD社 | 10 | 160 | 120 | 40 |
| HD化を希望(優先枠) | 5 | 36 | 60 | -24 |
| HD化を希望(認定申請) | 12 | 92.8 | 144 | -51.2 |
| HD化等のために提出 | 9 | 154 | 108 | 46 |
| 指定事項変更の提出元 | 3 | 48 | 36 | 12 |
| 指定事項変更の提出先 | 5 | 40 | 60 | -20 |

●SDの画質向上のための認定申請

(1番組)

| トラポンNo | 番組名 | 保有スロット数 | 不足スロット数 | 備考 |
|--------|----------------|---------|---------|----------------------------|
| (1) | ND4 囲碁・将棋チャンネル | 3.2 | 2.8 | HD化等のための提出」分では対応・仕上がり6スロSD |
| スロット合計 | | 3.2 | 2.8 | |

注:0.8スロットを引き受けて4スロSDになるのではなく、6スロSDの可否を打診する必要があります。

●HD化を希望(優先枠認定:同一社からスロット融通)

(5番組)

重複3番組を除く

| トラポンNo | 番組名 | 保有スロット数 | 不足スロット数 | 備考 |
|--------|-----|---------|---------|----|
| (1) | | | | |
| (2) | | | | |
| (3) | | | | |
| (4) | | | | |
| (5) | | | | |
| (6) | | | | |
| (7) | | | | |
| (8) | | | | |
| スロット合計 | | 36 | 24 | |

●優先枠のための提出

(10番組)

| トラポンNo | 事業者名 | 番組名 | 保有スロット数 | 提出スロット | 残スロット |
|----------|------|-----|---------|--------|-------|
| (1) | | | | | |
| (2) | | | | | |
| (3) | | | | | |
| (4) | | | | | |
| (5) | | | | | |
| (6) | | | | | |
| (7) | | | | | |
| (8) | | | | | |
| (9) | | | | | |
| (10) | | | | | |
| 提出スロット合計 | | | 160 | 40 | 120 |

注: 〇〇が提出分を〇〇と見なす、なお不足するスロットを申請する。

●HDを希望(認定申請)

(12番組)

| トラポンNo | 番組名 | 保有スロット数 | 不足スロット数 | 備考 |
|--------|-----|---------|---------|----|
| (1) | | | | |
| (2) | | | | |
| (3) | | | | |
| (4) | | | | |
| (5) | | | | |
| (6) | | | | |
| (7) | | | | |
| (8) | | | | |
| (9) | | | | |
| (10) | | | | |
| (11) | | | | |
| (12) | | | | |
| スロット合計 | | 92.8 | 51.2 | |

●HD化等のための提出

(9番組)

廃止2番組を除く

| トラポンNo | 事業者名 | 番組名 | 保有スロット数 | 提出スロット数 | 残保有スロット数 |
|--------|------|-----|---------|---------|----------|
| 注1 | | | | | |
| (1) | | | | | |
| (2) | | | | | |
| (3) | | | | | |
| (4) | | | | | |
| 注2 | | | | | |
| (5) | | | | | |
| (6) | | | | | |
| (7) | | | | | |
| (8) | | | | | |
| (9) | | | | | |
| スロット合計 | | | 154 | 54 | 100 |

注1 予め番組廃止前に指定事項を変更
 注2 新たな持ち株会社に移行(提出の意思確認が必要)

●指定事項の変更によるHD化(同一放送事業者かつ、同一トラポンのスロット移動に限る。)

| トラポンNo | 提出元番組名 | 保有スロット数 | 提出スロット数 | 提出先番組名 | 保有スロット数 | 不足スロット数 |
|--------|--------|---------|---------|--------|---------|---------|
| (1) | | | | | | |
| (2) | | | | | | |
| (3) | | | | | | |
| (4) | | | | | | |
| (5) | | | | | | |
| スロット合計 | | 48 | 20 | | 40 | 20 |

(3番組) 一提出元(重複3社を除く)
 (5番組) 一提出先

今回のHD化の優先順位（第2次比較審査）の考え方

① SD → 12HD（優先枠）

注：第1次比較審査中、業務の優先順位は、HD→SD（別紙3 1）

注：その番組のSDスロットを含め、12スロット以上を返上（同一社内からのみの返上に限る。）する申請を優先

（番組）

② SD → 12HD

注：返上スロットが12スロット未満のもの（返上スロット数による優劣あり）

注：「②」を割振ってもなお、12HD化が可能な場合、「③」に移行

（番組）

③ 新規12HD

注：「②」を行った時点で、残スロット数が $1 \leq n < 12$ の場合は、「③」を行わず「④」以降に移行（実質は、残スロットがなく「④」に移行）

④ SD → SD（既存6スロSDの高画質化）

注：「①」～「③」の残スロットで割振り

注：「④」を行ってもなお、残スロット数がある場合は「⑤」に移行

（番組）

囲碁将棋チャンネル

⑤ 新規SD・12スロを越えるHD

注：平成23年は、3.2スロ残となったが、審査基準第8条の「申請内容と異なる際でも同意があれば指定が可能」の規定により、「囲碁・将棋チャンネル」を3.2スロで認定

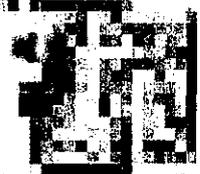
注：申請に基づき認定を実施しても、なお残スロットがある場合、「空スロット」として次回の公募に利用



平成29年6月2日

総務省 情報流通行政局
衛星・地域放送課 御中

一般社団法人 衛星放送協会
専務理事
110度委員長



「110度CS放送の高画質化の早期実現に関する要望書」

平素はCS多チャンネル放送の伸展に向けてご支援ご尽力を賜り、誠に有難うございます。

ご承知のように110度CS/BS放送において4K・8K放送が2018年度後半にスタートする予定であります。また一方で4K対応テレビの普及も順調に進んでおり、放送の高度化・高画質化がますます進展していくことが予想される所です。これに合わせるようにTV画面の大型化も急速に進展していくと思われま。

このような状況におきまして、標準画質放送が今後ますます劣後していくことが危惧される所です。

つきましては当協会は110度CS放送全体の可能な限りの高画質化実現に向け、既存放送事業者の理解の促進については、プラットフォーム事業者と緊密に連携を図り推進してまいり所存であります。

貴省におかれましては何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

尚、今般、衛星放送協会では110度CS放送のHD画質評価会を実施いたしました。

本評価会の結果につきましては添付資料のとおりであり、おおむねHD画質につき12スロットにて充分であることが伺えます。このような結果を踏まえ要望いたします。

以上

■ 110度CS画質評価会

2017年5月16日(火)、17日(水)、18日(木)、スカパー東京メディアセンターにて実施。50社148名が参加。

【エンコード方式】

- HD 12スロット固定レート、HD 12スロット4チャンネル統計多重、HD 16スロット3チャンネル統計多重の3通りとし、何れもF/F方式(フレーム/フィールド構造適応符号化方式)を適用した。
- エンコーダ装置および設定は、2013年2月および2015年10月の画質評価会と同一である。映像の他にステレオ音声は2つ、災害情報用データ放送と字幕の運用を想定した。

【評価素材】

• ジャンル別に、映画、スポーツ、総合・その他1、総合・その他2の4組を用意し、以下①～④の順で合計約24分の編成とした。

- ① 映画 : 15素材 約6分間
- ② スポーツ : 21素材 約6分間
- ③ 総合・その他1 : 24素材 約6分間
- ④ 総合・その他2 : 23素材 約6分間

• 評価素材を6分間ずつ時間差を付けて再生する事により、4チャンネルまたは3チャンネル統計多重用の素材とした。

【使用テレビ】

• 普及が進んでいる大型の4Kテレビ(55inch×3台)にて視聴した。テレビの画質設定は、メーカー出荷時の標準設定とした。

■ アンケート結果

映画、スポーツ、総合・その他1と2を通して視聴した全体について、110度CS放送の画質として「許容できる」、「まあまあ許容できる」、「許容できない」から選択し、回答いただいた。

「許容できる」と「まあまあ許容できる」を合計した比率は以下の通り。

- 4Kテレビ HD 12スロット 固定レート F/F方式あり : 87%
- 4Kテレビ HD 12スロット 4Ch統計多重 F/F方式あり : 95%
- 4Kテレビ HD 16スロット 3Ch統計多重 F/F方式あり : 99%

- HD16スロット統計多重は、最も評価が高い。
- HD12スロットの固定レートと統計多重では、統計多重の方が評価が高い。
- HD12スロットは、固定レート、統計多重ともに「まあまあ許容できる」以上の比率がかなり高い。理由の一つとして、4Kテレビは、映像の圧縮ノイズの低減処理技術が進んでおり、ブロックノイズ等が自立し難しくなっている事が考えられる。
- アンケートのコメント(自由記入)では、HD12スロットは、スポーツ等の動きが激しい場面や複雑な絵柄等では、画質として厳しいとの指摘もあった。HD12スロットの運用は、番組ジャンルや編成を考慮した各チャンネルの放送事業者による判断が重要である事に注意されたい。

■全回答者、評価結果の回答まとめ

以下は、全回答者について回答の比率(%)を出したものの、
四捨五入のため、合計が100%にならない事もあり得る。
回答総数:146

| 回答比率 (%) | HD12スロット固定レート | | | HD12スロット統計多重 | | | HD16スロット統計多重 | | |
|--------------|---------------|---------------|------------|--------------|---------------|------------|--------------|---------------|------------|
| | 許容 できる | まあまあ 許容できる | 許容 できない | 許容 できる | まあまあ 許容できる | 許容 できない | 許容 できる | まあまあ 許容できる | 許容 できない |
| 4Kテレビで 視聴 | 47 | 40 | 13 | 51 | 44 | 5 | 79 | 20 | 1 |
| | 87 | | | 95 | | | 99 | | |

※エンコーダ装置は、2013年および2015年画質評価会と同一機種のNEC製エンコーダを使用。

※評価用の4Kテレビは、ソニー製KD-55X8500B (2014年 発売)。テレビの画質設定は、メーカー出荷時の標準設定。

※参考:

前回評価会(2015年10月)におけるHD12スロット4Ch統計多重の「まあまあ許容できる」以上の比率

2Kテレビ 映画:85% スポーツ:52% 総合・その他:79% (3ジャンルの平均:72%)

4Kテレビ 映画:90% スポーツ:64% 総合・その他:83% (3ジャンルの平均:79%)

前回(2015年10月)の評価会と今回の違いは、素材、編成と評価用テレビの違い、および今回は、映画、スポーツ、総合・その他を通して視聴した全体での回答とした点である。

審査の概要

I 絶対審査

株式会社囲碁将棋チャンネル等14者（21番組）の申請番組については、13者（20番組）が、

- ① 放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第93条第1項
- ② 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成27年総務省令第26号）第8条
- ③ 基幹放送普及計画（昭和63年郵政省告示第660号）第2
- ④ 放送法関係審査基準（平成23年総務省訓令第30号。以下「審査基準」という。）第6条及び別紙2

の各規定（以下「絶対審査基準」という。）に適合するものと認められた。また、1者（1番組）が、法第93条第1項第2号、第5号及び第6号に適合しないものと認められることから、当該1者（1番組）の申請番組の認定を拒否することとした。

この結果、絶対審査基準に適合した申請番組に対し指定することのできる周波数が不足することとなったため、審査基準第7条及び別紙3の規定に基づく比較審査を行うこととなった。

II 比較審査

絶対審査基準に適合した13者（20番組）の申請番組（HDTV番組11者（16番組）、SDTV番組4者（4番組））を対象に、以下のとおり比較審査を行うこととなった。

(1) 第一次比較審査（審査基準別紙3「2」）

審査基準別紙3「2」の規定により、4つの審査項目のいずれにも適合していると認められる申請番組を優先することとした。審査の結果、絶対審査基準に適合した全ての申請番組は、4つの審査項目のいずれにも適合しており、全ての申請番組が優先されることとなった。

(2) 第二次比較審査（審査基準別紙3「3」及び「6」）

① 既存のSDTV番組のHD化（12スロットに限る）に係る審査（返上するスロット数が12以上）

審査基準別紙3「6」(1)の規定により、既存の放送番組の廃止等により12スロット以上の周波数を返上して既存の放送番組のHD化を希望する4者（6番組）の申請番組を優先して、認定することとした。

② 既存のSDTV番組のHD化（12スロットに限る）に係る審査（返上するスロット数が12未満）

上記①の審査により4者(6番組)の申請番組を認定しても、なお指定することのできる周波数があったため、審査基準別紙3「6」(2)の規定により、上記①の認定後の残りの周波数(上記①の認定に伴い返上された周波数を含む。)及び②の審査を経て認定されることにより新たに返上される周波数を対象に、既存の放送番組の廃止等により12スロット未満の周波数を返上して既存の放送番組のHD化を希望する6者(7番組)の申請番組を優先して、審査を行った。審査の結果、当該6者(7番組)の申請番組を認定することとした。

③ 新規のHDTV番組(12スロットに限る)の審査

上記②の審査により6者(7番組)の申請番組を認定しても、なお指定することのできる周波数があったため、審査基準別紙3「6」(3)の規定により、上記②の認定後の残りの周波数(上記②の認定に伴い返上された周波数を含む。)を対象に、新たにHDTV番組を希望する3者(3番組)の申請番組を優先して、審査基準別紙3「3」の規定に基づく比較審査を行った。審査の結果、2者(2番組)の申請番組を認定することとし、1者(1番組)の申請番組の認定を拒否することとした。

④ 既存のSDTV番組の高画質化(6スロットに限る)に係る審査

なおSDTV番組に指定することのできる周波数があったため、残りの周波数及び本号の審査を経て認定されることにより新たに返上される周波数を対象に、審査基準別紙3「6」(4)の規定に定められる順序により、審査を行った。審査の結果、既存のSDTV番組の画質向上を目的とする1者(1番組)の申請番組を認定することとした。

⑤ その他の申請に係る審査

上記①から④までの審査を終えた段階で指定することのできる周波数がなくなったことから、残る1者(1番組)の申請番組の認定を拒否することとした。

Ⅱ. 認定手続の概要

1. 使用可能な周波数 ... p4

東経110度CS上において、周波数の効率的利用に資するために返上された周波数及び今回の審査の過程等で新たに生ずる空き周波数。

これを使用して放送を行おうとする者は、総務大臣の認定を受けることが必要(※放送法第93条第1項)。

2. 申請の概要 ... p5

申請を受け付けた結果、HDを希望する17番組、SDを希望する4番組の申請あり。

(※公募期間:平成29年9月22日～同年10月23日)

3. 審査の実施 ... p6

審査基準については、あらかじめパブコメを行った上で策定、公表。この基準に基づいて審査を実施。

(※パブコメ期間:平成29年6月22日～同年7月21日 / 公表:同年8月4日)

4. 審査の結果 ... p20

上記の審査の結果、認定することが適当な番組に関する案が得られた。総務大臣による認定を行うに当たり、放送法第177条第1項に基づき、電波監理審議会に諮問するもの。

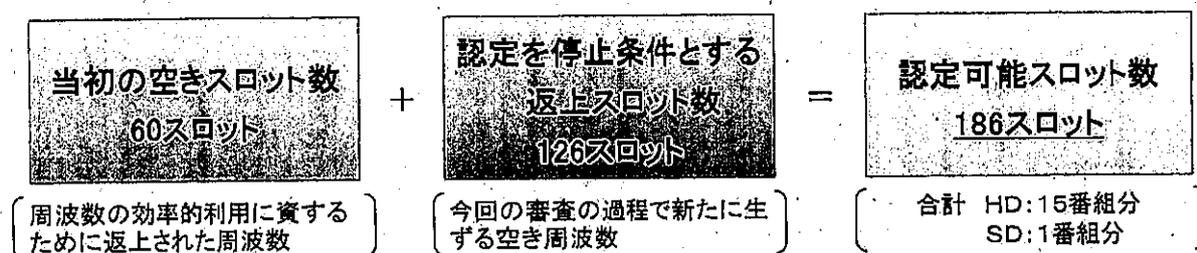
※: 放送法第93条

1 基幹放送の業務を行おうとする者は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。

- 一 当該業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。
- 二 当該業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 当該業務に用いられる電気通信設備が第111条第1項の総務省令で定める技術基準に適合すること。
- 四～六 (略)

2

1. 使用可能な周波数



【参考】今回の審査におけるスロット数の変遷(具体的な審査の流れ等はP6以降参照)

| 第二次比較審査 | 認定可能スロット数 186スロット |
|--|----------------------|
| 1 既存SD番組のHD化(12スロット以上返上)に係る審査による認定(6番組) | 72スロット ...残114スロット |
| 2(1) 既存SD番組のHD化(12スロット未満返上)に係る審査による認定(7番組) | 84スロット ...残30スロット |
| 2(2) 新規HD番組に係る審査による認定(2番組)、認定拒否(1番組) | 24スロット ...残6スロット |
| 2(3) 既存SD番組の高画質化に係る審査による認定(1番組) | 6スロット ...残0スロット |
| 2(4) その他の申請(新規SD番組)に係る審査...認定拒否(1番組) | |

4

2. 申請の概要

- HDを希望する17番組、SDを希望する4番組の申請は以下のとおり。
- 申請番組は、全てCS放送上の既存番組であり、新規番組の申請はなし。

| 申請者名 | 申請番組名 | 申請希望 | 主な分野 | 現状 | |
|----------------|---------------------------|-------|----------|-----|---------|
| | | | | 110 | 124/128 |
| 株式会社囲碁将棋チャンネル | 囲碁・将棋チャンネル | SD | 教育・資格 | ○ | ○ |
| 株式会社インタラクティブヴィ | アニメシアターX(AT-X) | HD | アニメ | ○ | ○ |
| | チャンネル銀河 歴史ドラマ・サスペンス・日本のうた | HD | ドラマ | ○ | ○ |
| | ヒストリーチャンネル | HD | ドキュメンタリー | ○ | ○ |
| 株式会社サテライト・サービス | Mnet | HD/SD | 娯楽・趣味 | — | ○ |
| | スペースシャワーTV | HD | 音楽 | ○ | ○ |
| 株式会社GSTV | ジュエリー☆GSTV | HD | ショッピング | — | ○ |
| 株式会社CS日本 | チャンネルNECO | HD | 映画 | ○ | ○ |
| | MONDO TV | HD | 娯楽・趣味 | ○ | ○ |

| 申請者名 | 申請番組名 | 申請希望 | 主な分野 | 現状 | |
|-----------------------|---|-------|----------|-----|---------|
| | | | | 110 | 124/128 |
| 株式会社シーエス・ワシテン | KBS World | HD | ドラマ | — | ○ |
| | ディズニージュニア | HD | 教育・資格 | ○ | ○ |
| 株式会社シー・ティ・ビー・エス | TBSニュースバード | HD | ニュース | ○ | ○ |
| 松竹ブロードキャスティング株式会社 | 衛星劇場 | HD | 映画 | ○ | ○ |
| 株式会社スカパー・エンターテイメント | FOX | HD | ドラマ | ○ | ○ |
| 東映衛星放送株式会社 | 東映チャンネル | HD | 映画 | ○ | ○ |
| 株式会社東北新社メディアサービス | ザ・シネマHD | HD | 映画 | ○ | ○ |
| 名古屋テレビ放送株式会社 | エンタメ〜テレHD★シネドラバラエティ (SDの場合は、「エンタメ〜テレ★シネドラバラエティ」) | HD/SD | 娯楽・趣味 | — | ○ |
| 株式会社ピーエスFOX | ナショナル ジオグラフィック | HD | ドキュメンタリー | ○ | ○ |
| 株式会社ヒューマックスコミュニケーションズ | V☆パラダイス | SD | 映画 | — | ○ |

*「申請者名」の五十音順に記載。 *「申請希望」欄の「HD/SD」は、「HD 第1希望、SD 第2希望」を示す。 *「主な分野」欄は、申請書記載の「放送の分野別の放送時間等」に基づく。
*「現状」欄の「○」は当該衛星上での既存番組であることを示す。

3. 審査の実施

絶対審査

1項目でも不適合
↓
認定拒否
↓
＜全番組中、1番組(※)が右記の等の基準に適合せず、認定拒否＞
※

第一次比較審査

＜絶対審査をクリアした全ての番組が右記基準に適合＞
※ 1項目でも不適合なら、第一次比較審査通過者に劣後

第二次比較審査

＜絶対審査、第一次比較審査をクリアした番組のうち、右記の手順により16番組を認定＞

◆放送を実施する上で必ず満たすべき条件として、以下の基準への適合性を審査 ⇒ p7「A」
〔放送法第93条1項及び放送法関係審査基準(以下「審査基準」という。)第6条〕

- ①基幹放送局設備の確保可能性、②経理的基础、③技術的能力、④技術基準の適合維持義務、⑤マスメディア集中排除原則への適合性、⑥放送番組間の調和(総合放送の場合)、⑦教育番組の種別の基準等、⑧災害放送の実施、⑨番組供給に関する協定の制限、⑩放送系の数の目標の充足、⑪事業計画の確実性、⑫番組準則の遵守(成人向け番組を行う場合には青少年保護措置)、⑬教育専門番組の要件適合性(教育専門番組の申請のみ)、⑭視聴覚障害者への配慮、⑮番組基準の策定等、⑯番組基準の公表、⑰放送番組審議機関の設置、⑱毎日放送義務、⑲補充放送の提示、⑳個人情報保護、㉑有料放送の提供条件の説明等(有料放送を行う申請のみ)、㉒欠格事由(外資規制及び処罰歴)への非該当

◆以下の基準への適合性を審査〔審査基準第7条別紙3〕 ⇒ p8「B」

- 以下の①～④のいずれにも適合する申請を優先
- ①広告放送の割合(有料放送を除く)3割を超えない
- ②青少年の保護(成人向け番組を行わない)
- ③字幕番組の充実(字幕中5割以上)
- ④放送番組の高画質性(128スロットHD番組の比率が5割以上)

◆以下の手順で審査〔審査基準第7条別紙3〕 ⇒ p9「C」以降

I 以下のHD番組の申請を優先
既存SD番組のHD化(※1)に係る申請であって、申請者の既存番組から12スロット以上を廃止・削減する(※2)もの
⇒ 6番組認定

II 上記Iにより優先された申請以外のものについて、以下の1から4の順序で、指定できる周波数がある場合に、①～④の各項目を審査し、総合評価
〔審査の順序〕

1. 既存SD番組のHD化に係る申請(※1) ⇒ 7番組認定
2. HD番組に係る申請(1を除く)(※2) ⇒ 2番組認定
3. 既存SD番組の高画質化に係る申請(6スロットを申請スロット数とするものに限る) ⇒ 1番組認定
4. その他の申請

〔審査項目〕

- ①資金調達の適正性及び確実性、②収支の適正性及び確実性、③放送番組の制作及び調達等、④表現の自由の享有、⑤放送番組の多様性、⑥広告放送の割合、⑦個人情報保護、⑧青少年の保護、⑨字幕番組等の充実、⑩放送番組の高画質性、⑪災害に関する放送の実施、⑫設備の維持、⑬提供条件の説明及び苦情等の処理、⑭放送番組の視聴需要、⑮周波数の有効利用、⑯放送の能率的な普及

※1 12スロットを申請スロット数とするものに限る。 ※2 認定を受けることを条件として廃止・削減するもの。

C. 第二次比較審査について

2.1の認定後の空き周波数 (3) 既存SD番組の高画質化

(3) 既存SD番組の高画質化に係る審査

[審査方法]

- 審査基準により、HD番組を希望する申請を認定後、更に残余の周波数がある場合は、SD番組を希望する申請の審査を行うこととしている。(2)(p17)までのHD番組の認定後、SD番組に指定可能な周波数(6スロット)について、既存SD番組の高画質化に係るものを優先することとしている(審査基準第7条別紙3の「6(4)」)。

*審査基準第7条 別紙3

6(4)(3)の審査によっても、なお指定することのできる周波数がある場合は、上記2に掲げる基準(※第一次比較審査の基準)のいずれにも適合する申請について、次に掲げる順序により、上記3の審査(※第二次比較審査)を行うものとする。(略)

ア 東経110度CS放送の既存の放送番組の画質の向上を目的とする申請であって、次のいずれにも該当すること。

(7) (略)

(イ) 標準テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務の申請であって、希望するトランスポンダ数が0.125であること。

[結果]

- 既存SD番組の高画質化を希望する番組(6スロットを申請スロット数とするもの)は、**囲碁・将棋チャンネル**1番組である。
- これに周波数を指定しても、周波数の不足は生じない。従って、審査基準第7条別紙3の「3」に基づき、**当該1番組を認定番組とする。**(認定可能スロット数6→0)

18

4. 審査の結果

- 以上の審査の結果、以下のとおり、HDを希望する15番組、SDを希望する1番組の認定案が得られた。

<HD>

| 番組名 | 主な出資者 | 主な分野 | 番組名 | 主な出資者 | 主な分野 |
|-----------------------------|-----------------|----------|------------------------------|----------------------|----------|
| アニメシアターX(AT-X) * | テレビ東京 | アニメ | FOX ** | スカパーJSAT ホールディングス | ドラマ |
| チャンネル銀河 歴史ドラマ・サスペンス・日本のうた * | テレビ東京 | ドラマ | 東映チャンネル ** | 東映 | 映画 |
| ヒストリーチャンネル * | テレビ東京 | ドキュメンタリー | ザ・シネマHD * | 東北新社 | 映画 |
| Mnet 【新規】 | フジメディア・ホールディングス | 娯楽・趣味 | エンタメ〜テレHD★シネドラバラエティ 【新規】 | 名古屋テレビ放送 | 娯楽・趣味 |
| スペースシャワーTV * | フジメディア・ホールディングス | 音楽 | ナショナル ジオグラフィック ** | FOXネットワークス | ドキュメンタリー |
| チャンネルNECO ** | 日本テレビホールディングス | 映画 | * 1.2スロット返上 ** 1.2スロット未返上 | | |
| MONDO TV ** | 日本テレビホールディングス | 娯楽・趣味 | <SD> | | |
| ディズニージュニア * | テレビ朝日ホールディングス | 教育・資格 | 番組名 | 主な出資者 | 主な分野 |
| TBSニュースパード ** | 東京放送ホールディングス | ニュース | 囲碁・将棋チャンネル | 東北新社 | 教育・資格 |
| 衛星劇場 ** | 松竹 | 映画 | | | |

20

放送を巡る諸課題に関する検討会 第二次取りまとめ（平成30年9月28日）衛星放送の
未来像に関するワーキンググループ部分（抜粋）

他方で、本年からの新4K8K衛星放送の実現に向けて新たに開放されたBS放送及び東経110度CS放送の左旋帯域については、対応する新たなアンテナが必要であるなど受信環境の相違から、公募を行ったにも関わらず利用可能枠が全ては埋まらず、今後更に利用可能な帯域が拡充される見込みであることも踏まえれば、右旋帯域とは別の意味で有効活用が進んでいない状況である。

したがって、帯域の有効活用を検討するに当たっては、BS放送及び東経110度CS放送の右旋帯域と左旋帯域の利用状況の非対称性を前提にすることが必要⁷であり、

- ① 右旋帯域については、符号化装置の高度化等、放送機器の性能向上等を踏まえて効率的利用の観点から、
- ② 左旋帯域については、受信環境の整備など利用促進の観点から、それぞれ有効活用のあり方を別々に検討することが望ましいと考えられる。

3. 効率的利用の観点からの右旋帯域の有効活用

(1) 基本的な考え方

現在の法制度においては、BS放送及び東経110度CS放送といった衛星基幹放送に参入するに当たっては、総務大臣の認定を受けることが必要であり、認定期間は5年、更新も可能とされている。認定の更新に際しては、地上基幹放送と異なり⁸、マスメディア集中排除原則への適合性のみを審査することとされており、一旦認定を受けて事業参入すれば、容易に当該認定を更新することが可能な仕組みとなっている。

このため、帯域の有効活用に関しては、新規参入に係る認定についても、5年ごとの認定の更新についても審査項目とされていない⁹。この背景としては、これまでは、右旋帯域についても新たな周波数の開放やデジタル化に伴うアナログ放送の停波等により、比較的潤沢に新たな利用可能帯域が生じてきたという経緯があり、また、衛星放送という新たなメディアの普及を促進するため、番組（チャンネル）の継続性を重視するという観点から既に参入した事業者の認定更新に際して過度の負担を課さないという考え方に基づいて制度設計されたことによるものと考えられる。

しかしながら、BS放送及び東経110度CS放送のいずれについても、右旋帯域については、

- ① 2018年（平成30年）12月に開始予定の新4K8K衛星放送の一部をBS放送の右旋帯域で実施するに当たり、参入事業者が既存放送の帯域の一部を自主的に縮減すること

⁷ 東経124/128度CS放送については、参入に際して総務大臣が帯域を指定する「認定」ではなく、「登録」によることとされており、今回の本ワーキンググループにおける検討の対象外とするものであるが、現時点で100万以上の加入者が存在しており、今後の事業動向等を見据えつつ、必要があればあらためて検討を行うことが望ましい。

⁸ 地上基幹放送については、ハード・ソフト一致の「再免許」も、ハード・ソフト分離の「認定の更新」も、参入時と同じ項目を全て審査する制度となっている。

⁹ 唯一、帯域の有効活用が考慮された例として、平成17年のBS放送の新規認定に際して、行政が定める「認定方針」において、比較審査項目として「周波数の効率的利用が図られるものであること」が盛り込まれたことがある。

を、優先的に認定が受けられる条件とすることにより帯域を確保

- ② 2018年（平成30年）5月の認定による東経110度CS放送の高画質化について、高画質化に必要な帯域を確保するために、画質評価を経た関係事業者の合意の下、高精細度テレビジョン（HD）放送を行う帯域を従来の16スロットから12スロットに引き下げることで実現

といった事実が示すように、新たな利用可能帯域は容易に見込めない状況である。

他方で、BS放送及び東経110度CS放送といった衛星基幹放送が年間数億円のインフラ利用コストで3,000～4,000万世帯にリーチ可能な放送メディアであることを踏まえれば、潜在的な新規参入要望も相当程度あるものと想定される。

こうした状況を踏まえれば、右旋帯域に関しては、新規参入に関する認定、5年ごとの認定の更新いずれについても、帯域が有効活用される、あるいはされてきたかを検証し、有効活用が見込まれない場合には、総務大臣が指定する帯域を有効活用が担保できる水準とする仕組みを法制度上明確に定めることが適当である。

(2)有効活用の検証の基準

有効活用されているか否かを行政が判断するに当たっては、客観的な基準が必要であるが、その際、同じ衛星基幹放送の右旋帯域であっても、BS放送と東経110度CS放送では、後述するとおり技術的な特質や事業の態様等が異なっていることから、その相違を踏まえて基準を設けることが適当である。

まず、東経110度CS放送の右旋帯域については、2018年（平成30年）5月の認定による高画質化に際して、既に画質評価を経た関係事業者全体の合意として、高精細度テレビジョン（HD）放送について、従来の16スロットではなく、一律12スロットで実施することとされたところであり、当面はこの基準に基づいて有効活用されているか否かを判断することが適当である。

一方、BS放送の右旋帯域については、

- ① 東経110度CS放送と異なり、原則として、番組ごとにTS（Transport Stream）IDが割り振られ、番組ごとの送出を前提とした設備構成となるため、統計多重方式¹⁰の活用が困難であること、
- ② マルチ編成や常時のデータ放送等、東経110度CS放送では実施されていないサービスが提供されていること、
- ③ 1,440×1,080ピクセルのHDだけでなく、1,920×1,080ピクセルのフルHD¹¹といっ

¹⁰ 各番組の伝送容量の一部を必要に応じ各瞬間ごとに他の各番組の伝送に割り振る技術方式。

¹¹ この報告書で用いる画質に関する用語の区分は以下のとおり。

| | 放送法令上の区分 | 解像度 |
|----|------------------|--|
| 2K | 標準テレビジョン（SD）放送 | ・720×480ピクセル |
| | 高精細度テレビジョン（HD）放送 | ・1,440×1,080ピクセル ・1,920×1,080ピクセル（フルHD） |
| 4K | 超高精細度テレビジョン放送 | ・3,840×2,160ピクセル |

た高画質であることをビジネスモデルのコアとして展開されている例もあること等、東経110度CS放送とは異なる事業実態があり、たとえ単純な帯域1スロット当たりの伝送レートが東経110度CS放送より高い¹²という事実があるとしても、東経110度CS放送と同様の一律12スロットによる高精細度テレビジョン（HD）放送の実施を求めることは適当ではない。

上記のような事業実態の相違を踏まえて、今後、BS放送の右旋帯域に関する具体的な基準を検討していくことが必要となるが、その際、以下の点に留意すべきである。

- ① 衛星基幹放送に係る行政処分の判断基準となるものであることから、客観的かつ定量的な基準とすること。
- ② ただし、事業者ごとに活用する技術や使用する放送機器、ビジネスモデルが異なる¹³ことを踏まえ、当該基準は、ある程度幅を持たせた柔軟なものであること。
- ③ 当該基準については、技術の進展等を踏まえて、定期的に見直しを行うべきものであること。

また、基準については、行政処分の判断基準であることから、放送法及びその下位法令といった法制度の中に明記することが適当であるが、その策定に当たっては、行政、関係事業者及び関係団体等から構成される意見交換の場を設けることを始め、行政処分の当事者や視聴者も含めた関係者の意見を聞く機会を十分に設ける¹⁴ことが必要である。なお、有効活用されているか否かを判断するに当たっては、認定又は認定の更新に際して、まずは申請事業者が自ら法制度に定められた基準への適合性及び新たな技術・サービスの導入状況その他の勘案すべき事情に関する説明責任を果たし、行政がその妥当性を検証するといった対応が望ましいと考えられる。

(3)利用方策に関する基本方針

衛星基幹放送の右旋帯域において利用可能な帯域が生じた場合、有効活用の観点から公募により速やかに新たな利用方策を決定することが望ましい。

その際、基本的な方針として、既存番組に帯域を追加することで画質の向上を図ることと、新規番組の参入によりコンテンツの多様化を図ることのいずれを優先するかが論点となるが、これを検討するに当たっては、2018年（平成30年）12月より新4K8K衛星放送が開始されることを十分に踏まえることが必要である。すなわち、新4K8K衛星放送の開始により、現在標準画質（SD）で放送されている既存番組については従来以上に画

| | |
|----|------------------|
| 8K | ・7,680×4,320ピクセル |
|----|------------------|

¹² 符号化方式が同じMPEG2でも、実態上変調方式が違うことから、東経110度CS放送が帯域1スロット当たり約0.8Mbpsであるのに対し、BS放送は帯域1スロット当たり約1.1Mbps。

¹³ 例えば、画像解像度1,920×1,080ピクセルのフルHDについては、帯域24スロットで放送する事業者がある一方で、フレーム/フィールド構造適応符号化方式を活用して帯域18スロットで放送する事業者も存在する。

¹⁴ 米国の国立標準技術研究所（NIST：National Institute of Standards and Technology）のように国の機関が技術基準を策定する際に、広くRFC（Request for Comments）を採用している例もある。

質格差が顕著となることが想定されることから、2018年（平成30年）5月の認定による東経110度CS放送の高画質化においても行われた¹⁵ように、まずは既存の標準画質（SD）番組で高精細画質（HD）番組への移行を希望する者を優先することが適当である。他方、既に高精細画質（HD）で放送を行っている番組の更なる画質向上については、4K・8K放送の実施により実現可能であることから、新規参入によるコンテンツの多様化を優先することが適当である。

なお、2Kと4K・8Kに関して、現在、総務省告示「基幹放送普及計画」において、「2K放送は右旋、4K・8K放送は左旋を基本」という方針¹⁶が設けられているが当面はこれを維持することが望ましい。しかしながら、当面は、4K・8K放送に関して独自のコンテンツを大量に確保することが困難な状況ではあるにしても、帯域の有効活用という観点から、同様のコンテンツを2K放送と4K・8K放送の双方の帯域で放送することを継続する期間について、どの程度までであれば適切なのかという検討課題がある。このため、2Kから4K・8Kへの移行について、4K・8Kテレビの普及状況、受信環境の整備状況、メディアの特性等も見ながら、適切なタイミングで関係者間で検討を開始することが適当である。

(4)帯域の再編成

2018年（平成30年）12月の新4K8K衛星放送の実施に伴うBS右旋帯域の再編成や、今般の高画質化に伴う東経110度CS右旋帯域の再編成等、既存番組の帯域の縮減・追加や新規参入により右旋帯域全体の再編成が必要となることがある。大規模な帯域再編は時間・多大な費用を伴うだけでなく、録画の失敗等、視聴者にも不利益が発生するリスクがあることから、できるだけ避けることが望ましいが、ソフト事業者の新たな取組や新規参入による活性化は、衛星放送事業全体のダイナミズムを確保する上で必要であり、そのために一定規模の再編が不可避となる局面もあり得るものである。

その際、視聴者への影響を最小限としつつ、時間・コストの効率化を図る観点から、行政や関係事業者が連携して、これまでの再編成も参考に、視聴者に対する周知・広報の方策も含めた再編成の標準的な手順の策定について検討することが望ましいと考えられる。

また、最近の再編成においては、帯域の縮減を行った事業者、帯域の追加を行う事業者及び新規参入事業者といった再編成の端緒となった当事者以外の既存事業者が、帯域の移行等を求められるようなケースも発生しており、こうした場合における当該既存事業者に発生する費用の負担についてどのように考えるべきか整理する必要がある。基本的には再編成に係る原因者・受益者負担とすることが妥当と考えられるが、国の政策による再編成など、一定の場合には、その一部を国が負担することを検討すべきである。

¹⁵ 東経110度CS放送の高画質化においては、①既存の標準画質（SD）番組の高精細画質（12スロットHD）番組化、②新規の高精細画質（12スロットHD）番組、③既存の標準画質（SD）番組の高画質（6スロットSD）番組化、④その他の順に優先。

¹⁶ 右旋の4K放送については、現在の受信環境を踏まえ、4K・8K放送の普及促進を図るための措置という位置付け。

衛星放送の未来像に関するワーキンググループ報告書（案）（令和2年12月15日）（抜粋）

② 訴求効果の高い周知広報の推進

視聴者の認知度を高めるため、業界全体で、新 4K8K 衛星放送の魅力やそこで放送される優良な番組・コンテンツについて、訴求効果の高い周知広報の手法を検討、実施していくことが必要である。また、定期的に市場調査を実施し、周知広報の効果を検証するとともに、視聴者のニーズや環境の変化を把握することが望ましい。

2. 周波数の有効利用の推進

(1) BS 右旋帯域の空き帯域の活用

前章のとおり、かねてからひっ迫していた右旋帯域であったが、BS 右旋帯域においては、周波数使用基準の適用、一部事業者の撤退等及び NHK の衛星波の整理・削減といった理由により、今後一定の空き帯域が発生することが見込まれている。現行の基幹放送普及計画では、右旋帯域は 2K 放送で使用することが基本とされているが、今後、当該空き帯域を有効活用するに当たり、当該帯域を 2K 放送に割り当てるべきか、4K 放送に割り当てるべきか検討する必要がある。

ワーキンググループでは、この点について関係事業者・団体から、今後の番組整理の際には、2K 放送ではなく 4K 放送への移行を図ることになると考える⁴⁴という意見や、現状の左旋帯域における 4K 放送事業者の事業運営は厳しく、既存事業者の需要もあることから、BS 右旋帯域も 4K 化するべきである⁴⁵といった意見があった。また、BS 左旋帯域において 4K 放送の認定を受けている事業者からは、早期に BS 右旋帯域で 4K 放送を行いたい⁴⁶との要望があった。

構成員からも、衛星放送における高精細・高品質化の流れや 4K コンテンツの充実という観点に鑑みれば、BS 右旋帯域の空き帯域については、4K 放送に割り当てるべきであるとの意見が複数あった。

これらの意見等を踏まえ、BS 右旋帯域の活用については、以下の方針により進めるべきである。

① BS 右旋帯域の 4K 放送への割当て

今後、BS 右旋帯域において一定帯域が確保できた場合には、当該帯域は 4K 放送に割り当てるべきである。

新 4K8K 衛星放送視聴可能機器の累計出荷台数は着実に伸びてきてはいるも

⁴⁴ 第 10 回会合資料 10-2 (B-SAT) 9 ページ (参考資料 40 ページ) 参照

⁴⁵ 第 10 回会合資料 10-3 ((一社) 衛星放送協会) 10 ページ (参考資料 42 ページ) 参照

⁴⁶ 第 11 回会合資料 11-1 ((株) WOWOW) 11 ページ (参考資料 44 ページ) 参照

の、新 4K8K 衛星放送の認知度は 3～4 割程度にとどまっております、更なる普及及推進策が求められている。このため、受信環境が整っている右旋帯域において 4K 放送の番組を増やし、4K 放送を市場としてしっかり立ち上げることが必要であると考えられる。

また、左旋帯域の 4K 放送の受信環境整備には相当程度の期間が必要となることから、視聴者が 4K 受信機を購入しても、左旋帯域の番組を視聴できない場合が想定されるため、より受信環境が整っている右旋帯域において番組の選択肢を増やし、4K コンテンツの充実を図ることは、4K 受信機を購入した視聴者の利益にもつながると言える。

② BS 右旋帯域の割当てに必要となる制度整備と帯域再編に係る費用負担の在り方

現行の基幹放送普及計画では、右旋帯域は 2K 放送で使用することが基本とされているため、BS 右旋帯域に 4K 放送を割り当てる方針に沿い、今後、一定帯域の確保の見通しが立った段階で、総務省において基幹放送普及計画を改正することが適当である。

また、今後発生する空き帯域は、複数のトランスポンダにまたがって分散的に発生すると想定されることから、4K 放送への割当てを行う際には、帯域再編が必要になると見込まれる。その際、帯域再編の端緒となった当事者以外の既存事業者が移行等を求められるような場合の費用負担について、現状は特段の取り決めがないため、事前に整理することが必要である。一般的には原因者・受益者負担とすることが適当と考えられるが、こういった考え方も含め、円滑に帯域再編を遂行するため、帯域再編に係る費用負担の在り方について関係事業者・団体において議論すべきである。

(2) 左旋帯域の未使用帯域の活用

左旋帯域は、受信環境整備の課題があることから、BS 放送及び東経 110 度 CS 放送ともに利用可能な帯域があるものの、実際に放送が行われている帯域は限定的であり、十分に有効活用されているとは言いがたい状況である。

基幹放送普及計画では、左旋帯域は 4K・8K 放送で使用することが基本とされているが、他の新たなサービスへ活用する可能性も含め、その有効活用について検討する必要がある。

ワーキンググループでは、関係事業者・団体から、4K・8K 放送以外の新たな

サービスの可能性について、いくつかの提案があり⁴⁷、その1つとして、2K放送において HEVC 方式⁴⁸を活用することで、コンテンツの多様化・充実を図ることや難視聴エリアや災害時に地上デジタル放送を送信する活用方法に関する提案があった。構成員からは、このような新たなサービスへの活用に賛同する意見のほか、8K放送普及の重要性についても指摘があった。

これらの意見等を踏まえ、左旋帯域の活用については、以下の方針により進めるべきである。

① 左旋帯域における受信環境整備の推進

左旋帯域における新 4K8K 衛星放送の受信環境整備については、相当程度の期間がかかることが見込まれるが、その整備自体は引き続き着実に進めていくべきである。また、継続的にその進捗状況を把握することも必要であると考えられる（具体的な推進策は第3章1.(1)を参照）。

② 新たなサービスへの活用の可能性に関する検討

左旋帯域の 4K・8K 放送以外の新たなサービスへの活用については、今後、具体的な活用方策を前提に、そのサービス内容、技術的課題、費用対効果等について、関係事業者との連携の下、適宜検討を進めていくべきである。

特に、2K放送において HEVC 方式を活用することは、番組の柔軟な編成やコンテンツの充実という観点から、また、難視聴エリアや災害時に地上デジタル放送を再放送するという活用方法もあり得るといった点からも検討する価値があると考えられるが、まずは、サービスの具体的内容の精査や技術的課題の抽出・検証等を行うことが必要である。

3. 経営環境変化への対応

衛星放送事業をめぐる経営環境が厳しさを増す中、放送事業者は、コンテンツへの投資、新規加入者の獲得、ネット配信事業の展開、コストダウン等の対応を求められている。基本的には、各事業者の経営努力により対応を行うべきものではあるが、個々の事業者では対応困難な事項を中心としてワーキンググループにおいて議論が行われた。

⁴⁷ 第10回会合において、B-SAT から、ローカル 5G やホームサーバー向けデータ放送の提案があった。また、スカパーJSATからは、第10回会合において、2K放送における HEVC 方式の活用によるコンテンツ多様化の提案が、第11回会合において、1つの活用案として、難視聴エリアや災害時に地上デジタル放送を送信する活用方法の提案があった。第10回会合資料10-2 (B-SAT) 10ページ(参考資料41ページ)、資料10-4 (スカパーJSAT) 17ページ(参考資料46ページ)、第11回会合資料11-2 (スカパーJSAT) 3ページ(参考資料47ページ) 参照

⁴⁸ H.265/HEVC (High Efficiency Video Coding)

(1) インフラの利用料金の負担軽減

近年、B-SAT 及びスカパーJSAT が運用している人工衛星を利用する BS 及び CS の放送事業者においては、他のサービスとの競争により衛星放送事業の経営環境が厳しくなる中で、両者に支払う衛星のトランスポンダ費用及びアップリンク費用といった利用料金の負担が相対的に厳しくなっている。

| | BS | CS |
|----------------|---|--|
| 事業者名 | (株)放送衛星システム | スカパーJSAT(株) |
| 運用衛星 | BSAT-3a、3b、4a、4b、 BSAT-3c/JCSAT-110R※1 (東経110度) | JCSAT-110A BSAT-3c/JCSAT-110R※1 (東経110度) JCSAT3A、4B(東経128度、 124度) |
| 地球局・ 管制センター | アップリンクセンター(渋谷、葛蒲 (無人)、君津(無人)) 管制センター(川口、君津(無人)) | スカパー東京メディアセンター(江東区) 衛星管制センター(横浜) ネットワーク管制センター(常陸大宮、山口) |
| 費用 (12スロット) | トランスポンダ : 約1億9,800万円/年 アップリンク : 約8,000万円/年 (契約約款: 2011/10/1~) | トランスポンダ: 約1億2,500万円(変動型プラン※2)/年 アップリンク : 約4,100万円(変動型プラン※2)/年 (東経110度サービス契約約款: 2020/3/31~) |

注 各社HP及び契約約款より作成

※1 BSAT-3c/JCSAT-110Rは両者のハイブリッド衛星

※2 スカパー変動型プランは、加入者数によって、月額基本料が変動

【図表 20 BS 放送及び CS 放送における衛星等の運用状況】

ワーキンググループでは、(一社)衛星放送協会から、個社におけるコスト低減の取組には限界があり、固定的経費である利用料金の負担感が増していること、コンテンツへの更なる投資やサービス料金の値下げを図る観点から、今後、B-SAT とスカパーJSAT が協調・連携し、利用料金の低廉化に向けて取り組むことを期待する旨の要望があった。同協会からは、併せて、今後、インフラ事業者との間で、利用料金の低廉化に向けた意見交換を行う場を設置することの提案もあった。

また、スカパーJSAT から、衛星の調達・運用コストといったハード事業の構造見直しについては当然検討すべき課題であるとの意見があった。

このように、利用料金の負担軽減に向けた検討の必要性については、放送事業者及びインフラ事業者双方の共通認識となっている。

また、2011年には、BSAT-3c/JCSAT-110R が B-SAT 及びスカパーJSAT のハイブリッド衛星として打ち上げられ、現在も運用されているが、我が国の衛星放送に関連したハイブリッド衛星の事例はこの1つだけである。ワーキンググループでは、ハイブリッド衛星に関して、衛星の調達・運用コストの削減が期待できるとの意見があった一方で、衛星の大型化による打ち上げ費用の増加を懸念する意見もあった。また、利用料金の軽減策として、地球局設備や管制業務の共用化

等についても意見があり、構成員からは、B-SAT とスカパーJSAT、事業者団体が連携して、この問題を検討することは重要との議論があった。

こうした議論を踏まえ、利用料金については、以下の取組を進めるべきである。

- ① インフラ事業者である B-SAT 及びスカパーJSAT は、次期契約約款改定及び今後のシステム更新・改修等に向け、現行のシステム構成のスリム化や運用コストの精査等、各社においてコスト構造を見直すことにより、利用料金の低減に向けた取組を積極的に進める。その際は、諸外国の動向や技術の進展も踏まえつつ、地球局や管制センターの統合運用や設備の共同利用、ハイブリッド衛星調達の可能性について、両者で連携して検討を進めることが重要である。
- ② ①の取組の検討状況や成果については、(一社)衛星放送協会が、B-SAT 及びスカパーJSAT 並びに有識者の参加を得て、放送事業者との意見交換の場を設けて議論を行い、利用料金の低減策等について関係者間の合意形成を図る。その結果を踏まえて、総務省においても必要な対応を行う。

さらに、以上のような事業者等間における取組を進める過程においては、総務省も必要に応じて議論に参加し、サポートしていくべきである。

(2) 柔軟なプラットフォーム運営の実現

有料多チャンネル衛星放送におけるプラットフォーム事業者に対する規律については、当初プラットフォーム事業者による自主的なガイドラインの策定とその運用に委ねられてきたが、2008年の改正放送法⁴⁹の施行により有料放送管理事業者制度が導入され、事前規制として業務の実施方針の公表や適正かつ確実な運営を確保するための措置を講じること等⁵⁰及び事後規制として業務改善命令⁵¹が規定された。

スカパーJSAT による「衛星放送に関するプラットフォーム業務に係るガイドライン」⁵²は、衛星デジタル放送の開始による視聴者の増加に伴い、東経 110 度 CS 放送においてプラットフォーム事業者が視聴者や放送事業者等に与える影響の拡大が見込まれたことに鑑み、2003年に総務省の有識者会議⁵³が公表した「衛

⁴⁹ 放送法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 136 号）による改正後の放送法

⁵⁰ 料金その他の提供条件等を明らかにする措置、苦情等を適切かつ迅速に処理する措置、業務の適正かつ確実な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。また、業務の実施方針を策定し、公表しなければならない。（放送法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号）第 182 条）

⁵¹ 有料放送管理事業者の業務に違反が認められた場合は、業務の方法の改善等を命ずることができる。（放送法第 156 条第 4 項）

⁵² 第 11 回会合資料 11-3（事務局提出）18 ページ（参考資料 48 ページ）参照

⁵³ CS デジタル放送に関係する事業の在り方に関する検討会（座長：舟田正之 立教大学教授（当時））

NTTグループに関連する出来事と会食の対比表

■行政側の動き □総務省とNTTグループとの打合せ等 ◇NTTグループ側の動き ○その他
 【A】携帯電話料金の低廉化関係、【B】NTTドコモの完全子会社化関係、【C】中間持株会社の設立関係

| 年月日 | 出来事 | 会食 |
|-------------------------|---|---|
| 平成 28 (2016) 年 3月1日 | ◇NTTドコモが携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース（平成27年10月～12月）の提言内容を踏まえライトユーザ向けの「シェアパック5」の導入【A】 | |
| 3月25日 | ■「スマートフォンの料金負担の軽減及び端末販売の適正化に関する取組方針」（平成27年12月18日策定）「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」を策定【A】 | |
| 6月 | ◇NTTドコモが「携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース（平成27年10月～12月）」の提言内容を踏まえ長期利用者向け「ずっとドコモ割」の拡充【A】 | |
| 7月20日 | | 【総務省】課長級（【B】・【C】担当）＊、他3名（同）＊ 【NTTドコモ】部長級、他3名 |
| 9月1日 | | 【総務省】課長級（【A】担当）＊、他3名（同）＊ 【NTTドコモ】部長級、他4名 |
| 9月29日 | | 【総務省】部長・審議官級＊、課長級（【B】・【C】担当）＊ 【NTTドコモ】副社長級、他2名 |
| 10月7日 | ■スマートフォン購入補助適正化ガイドラインに基づき、NTTドコモ等に対して 厳重注意・報告徴求【A】 | |
| 10月13日 | ■モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合（第1回）【A】 | |
| 10月17日 | ■モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合（第2回）【A】 | |
| 11月7日 | ■モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合（第3回）【A】 | |
| 11月10日 | ■モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合 取りまとめ公表【A】 | |
| 平成 29 (2017) 年 1月10日 | ■モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合取りまとめを踏 まえ「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」策定【A】 | |
| 1月16日 | | 【総務省】課長級（【B】・【C】担当）＊、他1名（同）＊ 【NTT】部長級、他1名 |
| 1月17日 | | 【総務省】課長級（【B】・【C】担当）＊、他3名（同）＊ 【NTTドコモ】部長級、他3名 |

| 年月日 | 出来事 | 会食 |
|-------------|---|--|
| 3月3日 | | 【総務省】課長級（【B】・【C】担当）※ 【NTTドコモ】部長級、他1名 |
| 5月24日 | ◇NTTドコモが、「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」を踏まえ、SIMロック解除に応じない期間を見直し【A】 | |
| 6月 | ◇NTTドコモが、中古端末下取り価格の適正化及びdocomo withの新設【A】 | |
| 9月27日 | | 【総務省】課長級（【B】・【C】担当）※、他3名（同）※ 【NTTドコモ】部長級、他3名 |
| 10月16日 | | 【総務省】課長級（【A】担当）※、他3名（同）※ 【NTTドコモ】部長級、他4名 |
| 12月25日 | ■モバイル市場の公正競争促進に関する検討会（第1回）【A】 | |
| 平成30（2018）年 | | |
| 1月15日 | ■モバイル市場の公正競争促進に関する検討会（第2回）【A】 | |
| 1月22日 | ■モバイル市場の公正競争促進に関する検討会（第3回）【A】 | |
| 1月30日 | ■モバイル市場の公正競争促進に関する検討会（第4回）【A】 | |
| 4月9日 | ■モバイル市場の公正競争促進に関する検討会（第5回）【A】 | |
| 4月20日 | ■モバイル市場の公正競争促進に関する検討会（第6回）【A】 | |
| 4月27日 | ■モバイル市場の公正競争促進に関する検討会 報告書公表【A】 | |
| 5月 | ◇NTTドコモが、長期利用者向け「ずっとドコモ割プラス」を新設【A】 | |
| 5月28日 | | 【総務省】部長・審議官級、課長級（【B】・【C】担当）※ 【NTT】部長級、他1名 【NTT東日本】役員 【NTT西日本】役員 |
| 6月6日 | ■モバイル市場の公正競争促進に関する検討会報告書を踏まえ、NTTドコモ等に対して行政指導【A】 | |
| 6月7日 | ■モバイル市場の公正競争促進に関する検討会報告書を踏まえ「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」等の改正案について意見募集（～7月6日）【A】 | |
| 7月12日 | □NTT持株が総務省を訪問し、中間持株会社の設立に関し説明。NTT持株はNTT法及び電気通信事業法上の法的な制約がないか等を確認【C】 | |
| 7月下旬 | □事業政策課長からNTT持株に、口頭で、法令上中間持株会社を規制する規定はない、再編成の趣旨に反しない、事業計画の変更の認可は不要と伝達【C】 | |
| 8月2日 | | 【総務省】課長級※、他1名（他分野担当）※ 【NTT】部長級、他1名 |
| 8月7日 | ◇NTTが、持株会社の配下に中間持株会社の設立を発表（設立は同年11月）【C】 | |
| 8月21日 | ■菅官房長官が、北海道政経懇話会において、「携帯電話、この料金があまりにも不 | |

| 年月日 | 出来事 | 会食 |
|----------|--|---|
| | 透明で、…今よりも私自身は4割程度下げる余地はある」と発言【A】 | |
| 8月23日 | ■「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」の情報通信審議会への諮問【A】 | |
| 8月28日 | ■モバイル市場の公正競争促進に関する検討会報告書を踏まえ「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」等を改正【A】 | |
| 9月4日 | | 【総務省】局長級※ 【NTT】社長級、他1名 |
| 9月12日 | | 【総務省】課長級（[B]・[C]担当）※、他3名（同）※ 【NTTドコモ】部長級、他4名 |
| 9月20日 | | 【総務省】局長級※ 【NTT】社長級、他1名 |
| 9月27日 | | 【総務省】課長級（[B]・[C]担当）※、他2名（同）※ 【NTT】部長級、他2名 |
| 9月27日 | | 【総務省】課長級（[A]担当）※、他3名（同）※ 【NTTドコモ】部長級、他4名 |
| 10月 | ◇NTT持株社長「18年10月にドコモの負けは見ていたので、そのときにはすでに完全子会社化は念頭にあった」（週刊ダイヤモンド20201212号）【B】 | |
| 10月10日 | ■モバイル市場の競争環境に関する研究会（第1回）【A】 | |
| 10月18日 | ■モバイル市場の競争環境に関する研究会（第2回）【A】 | |
| 10月19日 | □NTT持株社長、NTTドコモ社長が総務省を訪問し、「料金プランの見直しの方向性」について情報提供【A】 | |
| 10月26日 | □NTTドコモと料金サービス課がモバイル市場の競争環境に関する研究会に係る打合せ【A】 ⇒ 他のMNOの子会社のMVNOがNTTドコモのネットワークを借りている問題を指摘 | |
| 10月31日 | ◇NTTドコモ決算説明会において、同社社長が「2019年度第1四半期（4～6月）に新料金プランを導入し、携帯料金を2割～4割下げる」と明言【A】 | |
| 11月8日 | | 【総務省】次官級、部長・審議官級※ 【NTT】社長級、他1名 |
| 11月14日 | ■モバイル市場の競争環境に関する研究会（第3回）【A】 | |
| 11月26日 | ■モバイル市場の競争環境に関する研究会（第4回）【A】 | |
| 11月28日 | ■「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言（案）」の意見募集（～12月18日）【A】 | |
| 12月26日 | ■モバイル市場の競争環境に関する研究会（第5回）【A】 | |
| 平成31、令和元 | | |

| 年月日 | 出来事 | 会食 |
|----------|--|---|
| (2019) 年 | | |
| 1月17日 | ■モバイル市場の競争環境に関する研究会（第6回）【A】 ⇒ 「緊急提言」取りまとめ。通信料金と端末代金の完全分離などを法案に反映 | |
| 1月22日 | ■モバイル市場の競争環境に関する研究会（第7回）【A】 | |
| 2月1日 | ■モバイル市場の競争環境に関する研究会（第8回）【A】 | |
| 2月21日 | | 【総務省】部長・審議官級*、課長級（【B】・【C】担当）* 【NTT】副社長級、他1名 |
| 2月22日 | ■モバイル市場の競争環境に関する研究会（第9回）【A】 | |
| 3月14日 | ■モバイル市場の競争環境に関する研究会（第10回）【A】 | |
| 3月16日 | ■「モバイル市場の競争環境に関する研究会 中間報告書（案）」の意見募集（～4月1日）【A】 | |
| 4月10日 | □NTTドコモが総務省を訪問し、4月15日に発表を予定していた「新しい料金プランの具体的内容」について情報提供【A】 | |
| 4月15日 | ◇NTTドコモが「ギガホ」、「ギガライト」を発表（6月1日サービス開始）【A】 | |
| 4月19日 | ■モバイル市場の競争環境に関する研究会（第11回）【A】 ⇒ 「中間報告書」案取りまとめ | |
| 5月17日 | ■電気通信事業法の一部を改正する法律公布（10月1日施行）【A】 ⇒ 通信料金と端末代金の分離及び行き過ぎた囲い込みの禁止 | |
| 5月21日 | ■モバイル市場の競争環境に関する研究会（第12回）【A】 | |
| 5月30日 | ■モバイル市場の競争環境に関する研究会（第13回）【A】 | |
| 6月11日 | ■モバイル市場の競争環境に関する研究会（第14回）【A】 | |
| 6月18日 | ■モバイル市場の競争環境に関する研究会（第15回）【A】 ⇒ モバイル市場の公正な競争環境の整備に関する基本的考え方を取りまとめ | |
| 6月19日 | | 【総務省】課長級* 【NTT】部長級、他1名 【NTTドコモ】課長級 |
| 8月29日 | ■モバイル市場の競争環境に関する研究会（第16回）【A】 | |
| 9月11日 | ■モバイル市場の競争環境に関する研究会（第17回）【A】 | |
| 9月20日 | ■モバイル市場の競争環境に関する研究会（第18回）【A】 | |
| 9月24日 | | 【総務省】課長級（【B】・【C】担当）*、他3名（同）* 【NTTドコモ】部長級、他4名 |
| 10月1日 | ■電気通信事業法の一部を改正する法律及び電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を施行【A】 ⇒ 端末の購入等を条件とする通信料金の割引の禁止、セット購入時の端末代金の | |

| 年月日 | 出来事 | 会食 |
|---------------------|---|--|
| | 値引き等の上限を2万円に制限、期間拘束契約の期間の上限を2年とし、違約金の上限を1,000円とすること等 | |
| 10月1日 | ◇NTTドコモが2年定期契約等の解約時における解約金を9,500円から1,000円に値下げ【A】 | |
| 10月1日 | | 【総務省】他部局部長・審議官級※、他2名(同)※ 【NTTドコモ】部長級、他2名 |
| 10月21日 | ■モバイル市場の競争環境に関する研究会(第19回)【A】 | |
| 11月7日 | | 【総務省】局長級※ 【NTTデータ】社長級 |
| 11月20日 | ■モバイル市場の競争環境に関する研究会(第20回)【A】 | |
| 11月22日 | ■「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」の改正【A】 ⇒ 購入時に信用確認が取れた場合のSIMロックの即時解除等の義務付け | |
| 12月2日 | ■モバイル市場の競争環境に関する研究会(第21回)【A】 | |
| 12月17日 | ■モバイル市場の競争環境に関する研究会(第22回)【A】 | |
| 12月17日 | ■「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」(諮問)に関する情報通信審議会からの最終答申【A】 | |
| 12月25日 | ■モバイル市場の競争環境に関する研究会(第23回)【A】 | |
| 12月27日 | ■「モバイル市場の競争環境に関する研究会 最終報告書(案)」の意見募集(～1月24日)【A】 | |
| 令和2(2020)年 1月23日 | | 【総務省】課長級(【B】・【C】担当)※、他2名(同)※ 【NTT】部長級、他2名 |
| 2月18日 | ■モバイル市場の競争環境に関する研究会(第24回)【A】 ⇒ 「最終報告書」案取りまとめ、公表(2月21日) | |
| 4月 | ◇NTT持株がNTTドコモの完全子会社化の検討を開始(澤田社長が吉澤ドコモ社長(当時)に対して「ドコモを完全子会社にしたいと思っています」と発言)(週刊ダイヤモンド20201212号)【B】 | |
| 4月21日 | ■競争ルールの検証に関するWG(第1回)【A】 | |
| 5月26日 | ■競争ルールの検証に関するWG(第2回)【A】 | |
| 5月29日 | ■NTTドコモ及び販売代理店70社に対し電気通信事業法の規定の遵守等を指導【A】 | |
| 6月4日 | | 【総務省】次官級(他分野担当)、他部局局長級※ 【NTT】社長級、他1名 |
| 6月11日 | ■競争ルールの検証に関するWG(第3回)【A】 | |
| 6月25日 | ■競争ルールの検証に関するWG(第4回)【A】 | |

| 年月日 | 出来事 | 会食 |
|-------|--|--------------------------|
| 6月30日 | ■競争ルールの検証に関するWG（第5回）【A】 | |
| 6月30日 | ■菅官房長官が、携帯電話料金について、「東京の料金水準は諸外国と比べて依然として高い水準にあり、…大幅な引き下げの余地がある」と発言【A】 | |
| 7月3日 | | 【総務省】次官級※ 【NTTデータ】社長級 |
| 7月21日 | ■競争ルールの検証に関するWG（第6回）【A】 | |
| 7月30日 | □NTT持株が総務省を訪問し、NTTドコモの完全子会社化が、NTT法や電気通信事業法上の問題がないかについて確認したいと申し出。総務省からはNTT法及び電気通信事業法上の制約について整理の上回答すると対応【B】 | |
| 7月31日 | ■競争ルールの検証に関するWG（第7回）【A】 | |
| 8月18日 | □NTT持株が総務省を訪問し、完全子会社化の実施目的等について説明。総務省からは、公正競争上の課題、事業計画への影響等を中心に適宜指摘【B】 | |
| 8月24日 | □NTT持株が総務省を訪問し、公正競争の確保のための考え方などについて説明。総務省はNTT法及び電気通信事業法上の制約等について整理すると対応【B】 | |
| 8月27日 | ■競争ルールの検証に関するWG（第8回）【A】 ⇒ 競争ルールの検証に関する報告書骨子（案）を公表 | |
| 9月2日 | ■菅官房長官が総裁選立候補会見にて携帯電話料金の引き下げについて言及【A】 | |
| 9月4日 | □NTT持株が総務省を訪問。総務省より、①NTTドコモの完全子会社化を妨げるNTT法・電気通信事業法上の直接的な規律はないこと、②NTTドコモの完全子会社に伴い、公正競争上の課題についての検討が必要と思われる旨説明【B】 | |
| 9月7日 | ■競争ルールの検証に関するWG（第9回）【A】 | |
| 9月8日 | □NTT持株が総務省を訪問し、株式公開買付に向けた準備の進捗状況等を説明【B】 | |
| 9月9日 | ■「競争ルールの検証に関する報告書 2020（案）」の意見募集（～10月8日）【A】 | |
| 9月16日 | □NTT持株が総務省を訪問し、株式公開買付に向けた準備の進捗状況等を説明【B】 | |
| 9月16日 | ■菅内閣発足。菅総理が就任会見で携帯電話料金値下げについて発言【A】 | |
| 9月18日 | ■武田総務大臣が携帯電話料金の値下げについて発言【A】 | |
| 9月24日 | □NTT持株が総務省を訪問し、株式公開買付に向けた準備の進捗状況等を説明【B】 | |
| 9月28日 | □NTT持株が総務省を訪問し、株式公開買付に向けた準備の進捗状況等を説明【B】 | |
| 9月中 | ■総務省が同省政務三役に対してNTTドコモの完全子会社化について説明【B】 | |
| 9月29日 | ◇NTT持株がNTTドコモの完全子会社化目的のTOB（株式公開買付）を行うことを発表【B】 | |

| 年月日 | 出来事 | 会食 |
|------------|--|----|
| 10月頃 | ○他事業者から、NTTドコモの完全子会社化について懸念が提示【B】 | |
| 10月23日 | ■競争ルールの検証に関するWG（第10回）【A】 | |
| 10月27日 | ■競争ルールの検証に関するWGが「競争ルールの検証に関する報告書2020」を取りまとめ【A】 | |
| 10月27日 | ■「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」を公表【A】 | |
| 11月11日 | ○KDDI、ソフトバンク等28者がNTTドコモの完全子会社化に係る意見申出書を総務大臣に提出【B】 | |
| 11月12日 | ■競争ルールの検証に関するWG（第11回）【A】 | |
| 11月17日 | ◇NTTがTOB成立を公表【B】 | |
| 11月20日 | ■電気通信市場検証会議の下に「公正競争確保の在り方に関する検討会議」を新たに設置・開催することについて報道発表【B】 | |
| 12月2日 | □NTTドコモが「ahamo」について総合通信基盤局長等へ説明【A】 | |
| 12月3日 | ◇NTTドコモが、データ容量20GBで月額2,980円（税抜き）の格安料金プラン「ahamo」を発表（翌年3月にサービス開始）【A】 | |
| 12月3日 | ■公正競争確保の在り方に関する検討会議（第1回）【B】 | |
| 12月18日 | ◇NTTドコモが、大容量ユーザ向け新料金プラン（ギガホプレミア）を発表【A】 | |
| 12月21日 | ■競争ルールの検証に関するWG（第12回）【A】 | |
| 12月25日 | ■公正競争確保の在り方に関する検討会議（第2回）【B】 | |
| 12月25日 | ◇NTTドコモの上場廃止【B】 | |
| 12月29日 | ◇NTTドコモ完全子会社化【B】 | |
| 令和3（2021）年 | | |
| 1月14日 | ■公正競争確保の在り方に関する検討会議（第3回）【B】 | |
| 1月28日 | ■公正競争確保の在り方に関する検討会議（第4回）【B】 | |
| 2月1日 | ■競争ルールの検証に関するWG（第13回）【A】 | |
| 2月16日 | ■公正競争確保の在り方に関する検討会議（第5回）【B】 | |
| 3月3日 | ■公正競争確保の在り方に関する検討会議（第6回）【B】 ⇒ 「報告書（案）」を取りまとめ | |
| 3月6日 | ■公正競争確保の在り方に関する検討会議の「報告書（案）」の意見募集（～4月5日）【B】 | |
| 3月8日 | ■競争ルールの検証に関するWG（第14回）【A】 | |
| 3月29日 | ■競争ルールの検証に関するWG（第15回）【A】 | |
| 4月5日 | ○KDDI、ソフトバンク等21者が3月6日に意見募集を開始した検討会議報告書（案）に対し、連名意見書を総務省に提出【B】 | |
| 4月16日 | ■競争ルールの検証に関するWG（第16回）【A】 | |
| 4月26日 | ■競争ルールの検証に関するWG（第17回）【A】 | |

| 年月日 | 出来事 | 会食 |
|-------|--|----|
| 5月17日 | ■競争ルールの検証に関するWG（第18回）【A】 | |
| 5月31日 | ■競争ルールの検証に関するWG（第19回）【A】 | |
| 6月9日 | ■競争ルールの検証に関するWG（第20回）【A】 | |
| 6月23日 | ■競争ルールの検証に関するWG（第21回）【A】 | |
| 7月9日 | ■競争ルールの検証に関するWG（第22回）【A】 | |
| 7月14日 | ■「競争ルールの検証に関する報告書 2021（案）」の意見募集（～8月17日）【A】 | |
| 9月15日 | ■競争ルールの検証に関するWG（第23回）【A】 | |

- (注) 1. 「会食」欄の※は、国家公務員倫理法令違反として処分等されたもの。また、会食参加者については、総務省及びNTTグループの参加者のみを記載している。
2. 総務省側の会食参加者のうち、業務に関与していない者については、役職・級に「他分野担当」、「他部局」を付記した。なお、総務省側の会食参加者の「(同)」は、同じ会食に参加した役職段階が最も高い者と同じ業務に関与していることを示す。

平成4年4月28日
郵 政 省

日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離について

1. 日本電信電話株式会社（以下「N.T.T」という。）の移動体通信業務の分離についてこのほど、新会社の概要等が別紙のとおりとりまとめられました。
2. この移動体通信業務の分離については、「日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずる措置」（平成2年3月30日政府決定。）の一項目として、その具体的な実施方法についての基本的枠組みが昨年2月20日に明らかにされたところですが、その後、この基本的枠組みに基づき細部の検討が行われてきたものです。
3. 今後、N.T.Tにおいて具体的手続きを進めていくこととなりますが、郵政省としても分離が適正かつ円滑に実施されるように配慮していくとともに、移動体通信市場における公正有効競争の実現と市場の活性化を通じ、料金の一層の低廉化とサービスの高度化・多様化が促進され、国民、利用者の利益が増進されることを期待しています。

連絡先：電気通信局電気通信事業部事業政策課
電 話：03-(3504)4825

1 新会社の概要

- (1) 商号 エヌ・ディ・ティ移動通信網株式会社
- (2) 業務範囲
 - ① 自動卓電話、携帯電話、船舶電話及び航空機公衆電話
 - ② 無線呼び出し
- (3) 資本金・授指資本金 600億円、当初資本金 150億円（営業開始時N.T.T 100%出資）
- (4) 資産、負債
営業開始時の新会社の資産は移動体通信事業用の設備等約 3,190億円、負債は約 3,040億円である。
- (5) 収支の見通し

(億円)

| | 4年度 (4.7~) | 5年度 | 6年度 |
|------|---------------|-------|-------|
| 収 益 | 3,620 | 5,740 | 6,670 |
| 費 用 | 3,540 | 5,540 | 6,340 |
| 経常損益 | 80 | 200 | 330 |

(注) 4年度については、4.7.1~5.3.31の期間である。

- (6) 社員数 1,800人（営業開始時）
- (7) 営業開始日 平成4年7月1日
- (8) 地域別運営への移行
新会社の営業開始後1年程度を目途に、中核となる会社とその子会社である地域会社による地域別運営に移行する（地域割りは、全国9ブロック）。
なお、現在、移動体通信業務の一部を委託している受託会社については、各会社と地域ごとに一体化を図る。
- (9) 株主還元策
N.T.T株主への還元を十分配慮し、中核となる会社の株式の売却益による特別配当、中核となる会社の株式の優先割当等の中から、中核となる会社及びN.T.T双方の経営状況等を勘案しつつ株主にとって最善の方策を講ずるものとするが、具体的方策の決定は、上場時及びそれ以降に株主総会等の手続きを経て行うものとする。

2 公正有効競争条件の整備

(1) 新会社のネットワーク

新会社は、可能な限り、NTTと別個の伝送路を構築するものとし、NTTの回線を利用する場合には、移動体系新事業者と同一の条件とする。

(2) 取引条件等

NTTと新会社との間において行われる取引については、取引を通じたNTTから新会社への補助が行われないようにする。

また、NTTと新会社との間において行われる鉄塔・局舎の使用、研究開発成果の利用等の取引条件並びにNTTとの間の接続条件、事業者間精算、情報の開示等の条件については、移動体系新事業者と同一とする。

(3) NTTとの人的関係

NTTから新会社への社員の移行は、「転籍」により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないこととする。

(4) 出資比率の低下

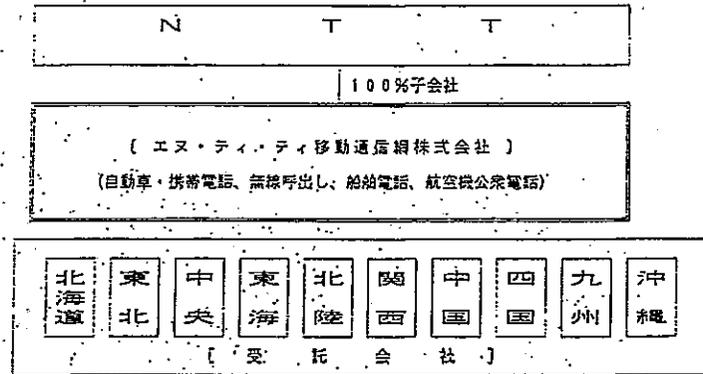
中核となる会社の株式については、会社設立の5年後の上場を目指すこととし、上場の機会等をとらえNTTの出資比率を低下させるものとする。

(5) 資材調達

新会社がNTTの購買力を使用することのないよう、NTTと新会社は共同資材調達を行わないものとする。

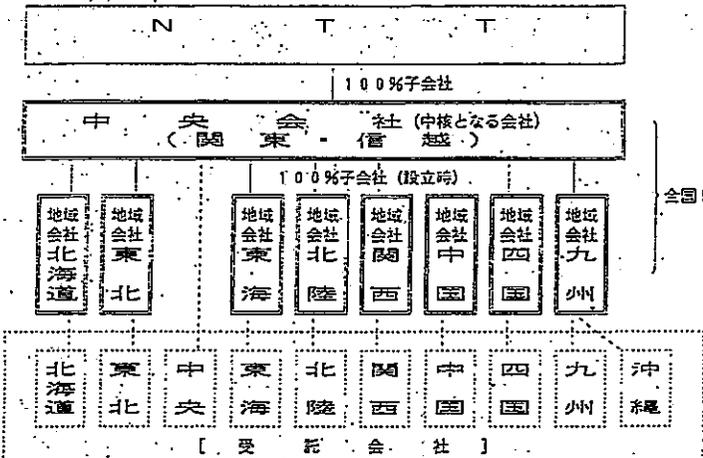
会 社 の 形 態

〔平成4年7月1日〕



(1年程度を目標)

〔地域会社の営業開始時〕



(注) 受託会社については、全国9ブロックの移動通信網会社と地域毎に一体化を図ることとする。

〔中央会社の上場〕

新会社発足後、5年後の上場を目指す。

● NTTの再編成についての方針（平成8年12月6日 郵政省）

郵政省は、本年三月二十九日の閣議決定（「規制緩和推進計画の改定について」）に基づき、NTTの在り方について検討を進めてきたところであるが、この度、左記の通りNTTを再編成する方針を定めた。

郵政省としては、本方針によって必要な調整を進め、次期通常国会に所要の法律案を提出する予定である。

記

- 一 日本電信電話株式会社（以下NTTと呼ぶ）を純粋持株会社の下に、長距離通信会社と二の地域通信会社に再編成する。
- 二 長距離通信会社は、基本的に県を超える通信を扱う、民間会社とし、新たに国際通信にも進出しようものとする。
- 三 地域通信各社は、基本的に県内に終始する通信を扱う、特殊会社とし、当該エリアにおける電話をあまねく確保する責務を負う。
地域通信各社の営業エリアは、東日本（北海道、東北、関東、東京、信越）、西日本（東海、北陸、関西、中国、四国、九州、沖縄）とする。
- 四 持株会社は、地域通信各社の株式の全てを保有するとともに、基盤的な研究開発を推進する特殊会社とする。
また、持株会社は、長距離通信会社の株式の全てを保有するものとする。
- 五 研究開発のうち、基盤的研究開発については、持株会社に一元的に行わせるとともに、事業に密着した応用的研究開発は、長距離通信会社、地域通信各社において行わせる。
- 六 NTTは、国際通信進出を視野に置き、海外における通信事業への参入及び出資、並びに多国籍企業等のグローバルな情報流通ニーズへの対応などに積極的に取り組むものとする。
- 七 公正有効競争を担保するための条件を、長距離通信会社と地域通信会社との間に確保する。
- 八 郵政省は、再編成の実施のために、独占禁止法、商法等の関係法令、及び、譲渡益課税、連結納税等の税制上の特例措置について、政府内の調整を進める。
- 九 郵政省は、その他、再編成に関連して、必要な事項について、関係者の意見を聴取しつつ、所要の調整を進め、次期通常国会に所要の法律案を提出するものとする。

● 日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針
(平成9年12月4日 郵政省) (抜粋)

五 承継会社への事業の引継ぎに当たって電気通信の分野における公正な競争の確保に関し必要な事項に関する基本的な事項

会社は、承継会社への事業の引継ぎに当たっては、電気通信の分野における公正な競争を確保するための以下に掲げる条件等が遵守されるよう適切な措置を講ずるものとする。

- (一) 地域会社と長距離会社との間の役員兼任は行わないこと
- (二) 地域会社と長距離会社との間において在籍出向は行わないこと
- (三) 持株会社及び承継会社の短期借入については、それぞれ個別に実施すること
- (四) 持株会社及び地域会社は、長距離会社と共同して資材調達を行わないこと
- (五) 地域会社と長距離会社との間の接続形態は、地域会社と他の電気通信事業者との間のものと同等にすること
- (六) 地域会社と長距離会社との間の接続条件は、地域会社と他の電気通信事業者との間のものと同一とすること
- (七) 地域会社と長距離会社との間の電気通信役務の提供に関連する取引条件は、地域会社と他の電気通信事業者との間のものと同一とすること
- (八) 長距離会社は、独立した営業部門を設置すること。なお、利用者の利便性維持のために地域会社が長距離会社の販売業務を受託する場合には、その条件は他の電気通信事業者との間のものと同一とすること
- (九) 地域会社と長距離会社との間で提供される顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業者との間のものと同一とすること
- (十) 持株会社及び地域会社が、長距離会社に対して行う研究成果(長距離会社が費用負担した基盤的研究に係るものを除く。)に係る情報の開示の条件は、他の電気通信事業者に対するものと同一とすること

総務省が行ったNTTドコモ及び他のMNOに対する行政指導等の一覧(注1、2)
(平成28年4月1日～令和3年8月31日)

| 年月日 | 対象事業者 | 行政指導等 | |
|----------------|----------------------------------|---|--|
| | | 概要 | 根拠等 |
| 平成28年 4月5日 | NTTドコモ、ソフトバンク | 【要請】スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドラインの趣旨に沿って、端末購入補助の適正化を図ること | スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン(平成28年3月25日策定) |
| 平成28年 10月7日 | NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク及び沖縄セルラー電話(注3) | 【厳重注意・報告徴求】(注4) 端末を購入する利用者の負担が合理的な額となるよう、ガイドラインに沿わない不適正な端末購入補助を速やかに是正し、その結果について報告すること | 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第166条第1項、スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン(平成28年3月25日策定)等 |
| 平成30年 3月23日 | KDDI、ソフトバンク | 【要請】 第二種指定電気通信設備に関する接続料の算定において、BWAに係る原価及び需要について適正に反映される方法にすること | 電気通信事業法第34条第3項等 |
| 平成30年 6月6日 | NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク | 【指導】 ・ HLR/HSS連携機能の提供に関してMVNOからの要望により協議を行うに際しては、MVNOが負担する金額並びにその根拠及び適正性に関する説明を当該MVNOに対し書面により行うこと ・ 自社からのメールが受信拒否メールとして扱われないことを要望するMVNOに対しては、要請の対象事業者において設けるセキュリティ確保のための要件を満たす場合にはこれに応じるとともに、この要件となる基準を当該MVNOに提示すること | モバイル市場の公正競争促進に関する検討会報告書(平成30年4月27日) |
| 平成30年 6月6日 | ソフトバンク | 【指導】 端末の販売店に対し、端末の販売価格の割引等の実質的な指示を行わないよう販売店への対応を適正化すること | モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針(平成29年1月10日策定) |
| 平成30年 6月8日 | NTTドコモ | 【指導】 ウェブサイト上において、割引提供条件と整合しない不適切な情報を提供する記載があったことを踏まえ、適正な広告表示を確保するため、再発防止等の措置を講ずること | 「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(平成29年度)」 |
| 平成30年 12月4日 | ソフトバンク | 【厳重注意】 「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」の遵守を徹底し、指針に沿わない不適正な端末購入補助を行わないこと | モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針(平成29年1月10日策定) |
| 令和元年 | NTTドコモ | 【要請】 | 電気通信事業法の |

| 年月日 | 対象事業者 | 行政指導等 | |
|----------------|---|--|----------------------|
| | | 概要 | 根拠等 |
| 6月20日 | モ、KDDI、 沖縄セルラー 電話、ソフト バンク | <ul style="list-style-type: none"> 店頭での適正広告表示の確保等、現行規律の遵守 電気通信事業法の改正趣旨に反する料金プランの整理・縮小、改正趣旨に則った新料金プランへの円滑な移行促進計画の策定等 販売代理店における適切な業務執行体制の整備 | 一部を改正する法律(令和元年法律第5号) |
| 令和元年 8月26日 | 楽天モバイル | 【指導】 サービス提供開始に先立ち、十分な余裕を持って利用者に情報提供するとともに、苦情・問合せ処理体制の整備に取り組むこと | 電気通信事業法第1条 |
| 令和元年 9月6日 | NTTドコモ、KDDI、 沖縄セルラー 電話、ソフト バンク | 【要請】 ※令和元年6月20日付け要請を改めて徹底するもの <ul style="list-style-type: none"> 店頭での適正広告表示の確保等、現行規律の遵守 電気通信事業法の改正趣旨に反する料金プランの整理・縮小、改正趣旨に則った新料金プランへの円滑な移行促進計画の策定等 販売代理店における適切な業務執行体制の整備 | 電気通信事業法の一部を改正する法律 |
| 令和元年 10月1日 | KDDI、沖縄セルラー 電話、ソフト バンク | 【要請】 割賦により端末を販売する際の販売手法(広告見直し、SIMロック改善策等)を見直すこと | 電気通信事業法第27条の3 |
| 令和元年 12月18日 | NTTドコモ、KDDI、 ソフトバンク | 【要請】 <ul style="list-style-type: none"> 5Gサービス利用者へのサービス提供と同時期にMVNOに対しても同サービス提供に係る機能開放を行うこと MVNOに対して5Gサービス提供に必要な情報を速やかに(また、MVNOにおいて機能解放等に先立ち対応を要する事項があれば十分に余裕を持って実施できるスケジュールで)提供すること | 電気通信事業法第34条第3項等 |
| 令和2年 3月6日 | UQコミュニ ケーションズ 及び同社の販 売代理店1社 | 【指導】 不適切な端末代金の値引きが行われたことについて、電気通信事業法の規定の遵守を徹底し、法違反事案の再発防止を図るよう指導するとともに、届出媒介等業務受託者に対する指導その他必要な措置を徹底すること | 電気通信事業法第27条の3第2項第1号 |
| 令和2年 3月6日 | KDDI、同 社の販売代理 店26社、UQ コミュニケー ションズ | 【指導】 不適切な端末代金の値引きが行われたことについて、電気通信事業法の規定の遵守を徹底し、再発防止策を着実に実施するよう指導するとともに、届出媒介等業務受託者に対する指導その他必要な措置を徹底すること | 電気通信事業法第27条の3第2項第1号 |
| 令和2年 3月13日 | NTTドコモ、KDDI、 | 【要請】 <ul style="list-style-type: none"> 4Gに係る接続料を単独で設定する場合 | 「モバイル市場の競争環境に関する |

| 年月日 | 対象事業者 | 行政指導等 | |
|-----------|-----------------------------|--|--|
| | | 概要 | 根拠等 |
| | ソフトバンク | <p>の料額の推計値及びその推移並びにそれらの算定根拠を、令和2年度に適用される接続料の届出と同時期に総務省に情報提供すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 5G導入後の接続料及び網改造料について、5G導入の影響がどの程度寄与しているのか、MVNOからの求めに応じて適切に説明すること | 研究会「最終報告書（令和2年2月21日）」 |
| 令和2年5月15日 | NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク | <p>【要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> MVNOからの要望やMVNOとの協議の状況について、検討課題や検討状況を含め、具体的に報告を行うこと 上記報告は、令和2年6月末までに行うとともに、その後、同年7月1日から令和4年3月末までの間における毎四半期末時点の状況について、当該毎四半期経過後1月以内に行うこと | 「モバイル市場の競争環境に関する研究会」最終報告書（令和2年2月21日）」 |
| 令和2年5月29日 | NTTドコモ、同社の販売代理店70社 | <p>【指導】</p> <p>電気通信事業法の規定の遵守を徹底し、再発防止策を着実に実施するよう指導するとともに、届出媒介等業務受託者に対する指導その他必要な措置を徹底すること</p> | 電気通信事業法第27条の3第2項第1号 |
| 令和2年5月29日 | NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー電話、ソフトバンク | <p>【要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「通信役務の利用」等を条件としない端末購入プログラムに係る実質的な負担額、対象者、加入の条件等について当該端末購入プログラムに加入しようとする者が誤解することがないように、不適切な広告、勧誘、説明等を行わないようにするとともに、キャリアショップや量販店等の販売代理店に対する指導を徹底すること 「通信役務の利用」等を条件としない端末購入プログラムに加入する非回線契約者が購入した端末がSIMロックにより使用不可になることがないように、移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン（令和元年11月最終改正）の遵守を徹底すること 提供する端末購入プログラムに関し、総務省に報告すること | 電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン（令和元年9月6日策定）等 |
| 令和2年9月11日 | 楽天モバイル | <p>【指導】</p> <p>電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある利益の提供を約し、又は第三者に約させたことについて、法の規定の遵守を徹底し、再発防止策を着実に実施すること</p> | 電気通信事業法第27条の3第2項第1号 |
| 令和3年1月22日 | KDDI | <p>【指導】</p> <p>電気通信事業報告規則等に基づく報告内容に関し、事実と異なる報告を行ったことについて</p> | 電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）第 |

| 年月日 | 対象事業者 | 行政指導等 | |
|---------------|--|--|---------------------|
| | | 概要 | 根拠等 |
| | | て、再発防止策を徹底して実施するとともに、 不断の見直し及び改善を図ること | 2条の3 |
| 令和3年 2月9日 | NTTド コモ、KDDI、 ソフトバンク | 【要請】 令和3年度以降に適用される予測接続料の算 定に当たり、状況変化も含めた市場環境の見 通しを適切に反映し、より一層精緻な予測に 基づく算定を改めて行うこと | 電気通信事業法第 34条第3項等 |
| 令和3年 5月25日 | NTTド コモ、KDDI、 ソフトバンク 及び一般社団 体法人全国携帯 電話販売代理 店協会 | 【要請】 要請の対象事業者が販売代理店の業務の適正 かつ確実な遂行を確保するために講じている 措置の実施状況を改めて確認するとともに、 販売代理店に対し、不適切な行為が行われな いようにするための措置を徹底するよう改め て求めること | 電気通信事業法第 27条の4等 |

- (注) 1. 総務省の報道資料に基づき作成
2. 総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課及び同部事業政策課が行った、NTTド
コモ及び他のMNOに対する行政指導等の案件を抽出
3. 沖縄セルラー電話に対しては注意
4. ガイドラインに沿わない不適正な端末購入補助について、NTTドコモ及びソフトバンクには
平成28年4月5日付けで文書で是正の要請が、同年4月13日付けでKDDIには口頭注意が行
われたが、再度、ガイドラインに沿わない不適正な端末購入補助が行われたことを踏まえ、嚴重
注意及び報告徴求が行われたもの

携帯電話料金の低廉化に係る発言（総務省資料（抜粋））

●平成 30 年（2018 年）8 月 21 日（火）政経懇話会【菅内閣官房長官（当時）】

そしてもう一つこれもぜひやりたい。これは通信事業の改革。具体的に申し上げますと携帯電話です。携帯電話は 1 人 1 台、そういう時代になった。まさに国民生活にとって大事なライフラインでもある。しかし、この携帯電話、この料金があまりにも不透明で、そして他の国と比較すると高すぎるのではと、こうした懸念があります。

そしてこの携帯電話サービスというのは、国民の皆さんの財産であります電波、公共の電波を提供されることによって、その電波を利用してみなさんは利用させてもらっている訳であります。ですから事業で過度な利益をあげるべきではなく、利益を利用者に還元しながら、広めていくもんだらうと思います。

実際どういうことかと思って調べてみましたが、日本の大手の事業者というものは 3 社とも 7, 8000 億円の利益を挙げています。そして利益率については 20%、他の業種は 6.7% でありますから、そういう意味で競争が働いていない、こう言わざるをえないと思っています。

総理はこの問題に対しても、まさに経済財政諮問会議、この軽減に努めることは大事だと発言をしている。今よりも私自身は 4 割程度下げる余地はあるとこのように思っています。こうした状況について、公正取引委員会、競争は依然として十分でない、こういう状況にあるとの認識の下に、さまざまな商取引の慣行、独占禁止法とか、あるいは景品表示法上の問題など、こうした指摘をしております。私は公共の電波を使用して、こうしたことが指摘をされることは極めて残念なことであると思っています。

いずれにせよ、今こうした指摘を受けて、大手の事業者は「4 年縛り」をやめるとか、あるいは中古端末の使用者に対して SIM ロックを解除するとか、いろんなことの動きが出始めています。公取から指摘されてこうした動き、遅すぎる感はありますけど、ある意味では通常の状況になってきている。日本にはいわゆる中古品が、中古の端末が流通できないような仕組みになっている。このことも私は大きな問題だという風に思います。

来年の 10 月から楽天が 3 社に加わって 4 社目としてサービスを開始することが決定しています。また格安携帯電話、この競争もぜひ実現をさせたい、こういう風に思います。こうしたことによって、最終的には利用者である国民の利益につながる、こうしたことを実現できるように、政府としては公正取引委員会と十分に連携していきながら、いままで以上に利用者にとって分かりやすく、納得のできる料金、そうした料金やサービスが実現されるように、ここはしっかり取り組んでいきたい、こういう風にも思っております。

●令和 2 年（2020 年）6 月 30 日（火） 長官会見【菅内閣官房長官（当時）】

東京の料金水準は諸外国と比べて依然として高い水準にあり、大手 3 社の利益率も 20% と高止まりしていることから、大幅な引き下げの余地があると考えます。

●令和2年(2020年)9月2日(水) 総裁選立候補会見【菅内閣官房長官(当時)】

もう一つの例は携帯電話の料金であります。

国民の財産である公共の電波を提供されるにも関わらず、上位3社は市場を約9割の寡占状態を維持し世界でも高い料金で、約20%もの営業利益を上げております。私が一昨年、携帯電話料金は4割程度引き下げられる余地があると表明したのもこのような問題意識があったからであります。事業者間で競争がしっかり働く仕組みをさらに整備してまいりたいこのように思います。

現場の声に耳を傾け何が当たり前なのかを見極めて判断をしそして大胆に実行するこのような私の信念はこれからも揺らぎません。

●令和2年(2020年)9月16日(水) 総理会見【菅内閣総理大臣】

省庁の縦割りによってわが国にあるダムの大半は洪水対策に全く活用されていなかった事実、国民の財産の電波の提供を受け、携帯電話の大手3社が9割の寡占状態を長年にわたり維持して、世界でも高い料金で20%もの営業利益を上げ続けている事実、ほかにもこのような当たり前でないいろいろなことがあります。

●令和2年(2020年)9月18日(金) 閣議後会見【武田総務大臣】

(総理指示について)

問 すいません、もう1点。今日1割では済まないというふうに官邸でおっしゃったと思うんですけども、当初、就任関係では競争の結果ということをかなり重視されてたと思うんですけども、最初にこのゴールが見えてしまうと。

答 私はゴールを示してません。

問 1割では済まないというふうに。

答 1割という具体的な数字を出されるから、私の考えとしては、もっと健全な市場競争が果たされれば、1割以上の値下げも可能と踏んでますから。1割で決めつけて良いのでしょうか。できる限り公正な競争の下で通話料金を下げたいと思っています。

問 何割ということが今念頭にあるわけではないと。

答 全くありません。1割というのは私が言ったのではなく、記者さんから聞かれたものです。私は1割ということに言及しておりません。

日本電信電話株式会社設立（民営化）等の経緯①

昭和27年（1952年）に設立された日本電信電話公社（電電公社）は、設立以来、電話需要の伸びに対応し、新技術の開発・導入を図りつつ、電話の積滞解消と全国自動即時通信化の二大目標を達成し、経営業績は概ね良好であったが、除々に公社形態、完全独占に伴う弊害も現れてきた。こうした状況の下、1982年に開催された臨時行政調査会において検討を行うこととなった。

1982年7月 第3次臨時行政調査会答申

臨時行政調査会は、電電公社を活力を持つ、状況変化に弾力的に対応できる事業体とするといった基本的考え方に基づき、5年以内に中央会社と複数の地方会社に再編成することを提言

【参考】臨時行政調査会「行政改革に関する第3次答申」

電電公社の改革について、今後電電公社が国民必需の電気通信サービスを低廉な価格で供給し、将来にわたって技術開発力を充実していくためには、十分な当事者能力を持ち、徹底的に合理化された経営体であるべきことから、経営形態を民営化の方向で改革し、競争の仕組みを設けて独占の弊害を除去し、経営規模の適正化を図る必要がある等の提言を行った。

※ 臨時行政調査会…行政の実態に全般的な検討を加え、行政制度及び行政運営の改善に関する基本的事項を調査審議し、内閣総理大臣に意見を述べ、又は内閣総理大臣の諮問に答申することを目的として、臨時行政調査会設置法に基づき、総理府に付属機関として昭和56年3月に設置された。

1985年4月 NTT民営化・競争原理の導入

①電気通信制度改革時に、NTTは全国1社体制で民営化、②・民営化後5年以内にNTTの在り方を見直す旨、NTT法附則（第2条）に規定

【参考】NTT法附則第2条：政府は、NTT成立の日から5年以内に、（略）会社の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

1990年3月2日 電気通信審議会答申

NTTの巨大・独占性の弊害を除去するとともに、電気通信市場における構造上の問題（独占的分野と競争的分野の一体的経営）を解消し、NTTの経営の向上と公正有効競争の実現を図る観点から以下の措置、方策を講ずることを提言。

① 長距離通信業務の分離、② 市内通信会社の再編成は、引き続き検討課題、当面1社、③ 移動体通信業務の分離

日本電信電話株式会社設立（民営化）等の経緯②

1990年3月30日 「政府措置」の決定

電気通信審議会答申の精神を生かし、「日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずる措置」（いわゆる「政府措置」）を決定。

【政府措置の概要】

- ① 公正有効競争の促進、事業部制の徹底、**移動体通信業務の分離等**
- ② NTTの経営の向上等
- ③ 公正有効競争の促進及びNTTの経営の向上等のためのNTTの在り方
→ 上記①、②の措置の結果を踏まえ、NTTの在り方について平成7年度に検討を行い、結論を得る。
- ④ 研究開発の推進
- ⑤ 電気通信の安全・信頼性の向上
- ⑥ 諸措置の着実な推進

【公正有効競争の促進(抄)】

移動体通信分野における公正有効競争を実現するため、**移動体通信業務を一両年内を目処にNTTから分離し、移動体通信業務を営むこととなる会社については、これを完全民営化する。**

※「移動体通信業務」とは、自動車電話業務、船舶電話業務及び無線呼出業務を言う。

1992年4月 「日本電信電話株式会社の移動体事業の分離について」（郵政省報道資料）

【公正有効競争条件の整備(抄)】

- ① 可能な限り、NTTと別個の伝送路を構築
- ② 取引を通じたNTTから新会社への補助の禁止、移動体系新事業者との同一条件
- ③ NTTから新会社への転籍による社員の移行
- ④ **NTTの出資比率の低下**（会社設立の5年後の上場を目指すこととし、上場の機会等を捉えNTTの出資比率を低下させるものとする）
- ⑤ NTTと新会社の共同資材調達^{の禁止}

1992年7月 移動体通信事がNTTから分離（現NTTドコモ分離）

日本電信電話株式会社設立（民営化）等の経緯③

1996年2月 電気通信審議会答申

以下のNTTの再編成の具体像を提言。

- ① 長距離通信会社と2社の地域通信会社に再編成する
- ② 長距離会社は完全民営化とするとともに、業務の自由化を図る
- ③ 地域通信会社についても、地域通信市場における競争の進展状況に応じて、最終的には完全民営化を目指す
- ④ 地域通信会社には地域間の相互参入を認め、既存営業エリア外での電話、CATV、コンテンツその他の業務への参入を可能とする
- ⑤ 以上の措置は、株主、債権者の権利確保に十分配慮しつつ行う
- ⑥ 再編成の時期は、平成10年度中を目途とする

1996年3月 規制緩和推進計画の改定について(閣議決定)

「NTTの在り方については、現在の情報通信の国際市場をめぐる情勢、国内における競争状況をとりまく環境に留意すれば、早急に措置すべき重要課題であるが、7年度内に結論を得ることは困難である。したがって、本件については、電気通信審議会の答申の趣旨に沿って、関係者の十分な意見を聴取しつつ、規制緩和と、接続関係の円滑化を積極的に推進するとともに、次期通常国会に向けて結論を得ることができるよう引き続き検討を進める。」

1996年12月 「NTTの再編成についての方針」の決定

【方針の概要】

- ① NTTを純粋持株会社の下に、長距離通信会社と二の地域通信会社に再編成する。
- ② 長距離通信会社は、基本的に県を超える通信を扱う、民間会社とし、新たに国際通信にも進出しようものとする。
- ③ 研究開発のうち、基盤的研究開発については、持株会社に一元的に行わせるとともに、事業に密着した応用的研究開発は、長距離通信会社、地域通信各社において行わせる。
- ④ 公正有効競争を担保するための条件を、長距離通信会社と地域通信会社との間に確保する。

1997年6月 日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律の公布

1999年7月 日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律の施行

日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に再編成

「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申～IT時代の競争促進プログラム～」(平成12年12月21日)(抜粋)

活性化を図る観点から、持株会社の出資比率を低下させることにより、その経営の実質的な独立性を確保することが重要である。

ウ NTTドコモ等の位置付け

- ① NTTドコモについても、東・西NTTの有力な競争相手とすることが、地域通信市場におけるダイナミックな競争を実現する観点からは望ましく、また、公正競争条件の確保というNTTドコモ分離の趣旨を徹底させる観点からも、NTT持株会社によるNTTドコモ株の保有比率をNTTドコモがその経営を実質的に独立できる程度まで引き下げ、そのグループ経営の支配から解放することが必要であるとの指摘がある。
- ② また、「規制緩和推進3ヵ年計画の再改定について」³⁰においても、「NTTのドコモ株の保有割合の引き下げについては、携帯電話事業者間の競争状況とドコモと東・西NTT地域会社との間の競争の状況に留意しつつ、引き続き検討を進める」旨、閣議決定されているところである。
- ③ NTTドコモに関しては、東・西NTTの有力な競争相手になることによる市場活性化効果などから、基本的には、上記の指摘を踏まえ、NTT持株会社のNTTドコモ株保有割合が一層低下することが望ましい。
- ④ また、携帯電話のグローバル化に対応して事業展開を機動的に行う必要性が増していることから、株式の外国上場等を通じて持株会社の保有株式比率をできるだけ低下していく努力が望まれる。
- ⑤ その他NTTドコモ等を含めて、グループ各社がインターネットを中心とする新たな事業領域において、自己の経営判断のもとに自由な事業展開ができるようにすることが重要である。
- ⑥ なお、NTTドコモ及びNTTデータは、既に証券取引所に上場しており、両社には少数株主が存在する。両社の取締役がNTT持株会社の取締役を兼任することは、商法上違法ではないが、将来の市場における競争の進展に伴い、両社の利益とは必ずしも一致しないNTTグループ全体の利益が追求され、両社それぞれの独自の事業展開が抑制される事態も想定される。こうした事態を回避するためにも、NTT持株会社とこれら子会社の取締役を兼任している状況を速やかに解消することが望まれる。

³⁰ 平成12年3月閣議決定

規制改革推進のための3か年計画 等

▶ 規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日 閣議決定）

1. IT関係

イ 電気通信分野における新たな競争政策の樹立

⑦NTTの在り方（総務省）

- a NTTのグループ経営の改善と公正競争の確保を図る観点から、地域通信網の開放の徹底、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモに対するNTT持株会社の出資比率の引下げを含むNTTグループ内の相互競争の実現、東・西NTTの経営効率化の推進等、競争促進のための自主的な実施計画をNTT持株会社及び東・西NTTが作成し、公表することを期待するとともに、当該実施計画の実施状況を注視する。

▶ 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日 閣議決定）

1. IT関係

イ 電気通信事業における競争政策の推進

⑥NTTの在り方（総務省）

- a NTTグループの経営形態等については、今後ともネットワークのオープン化を始めとする公正競争環境の整備の推進状況とNTT関係の各事業会社が独立した経営体として相互に公正競争を行う状況を以下のように引き続き注視するとともに、公正な競争を促進するための施策によっても十分な競争の進展が見られない場合は、通信主権の確保や国際競争の動向も視野に入れ、NTTの在り方等の抜本的な見直しを行う。
- (a) NTTのグループ経営の改善と公正競争の確保を図る観点から、地域通信網の開放の徹底、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモに対するNTT持株会社の出資比率の引下げを含むNTTグループ内の相互競争の実現、NTT東西の経営効率化の推進等を内容として作成された競争促進のための自主的な実施計画の実施状況を引き続き注視する。

▶ 規制改革推進のための3か年計画（平成19年6月22日閣議決定）

1. IT関係

イ 電気通信事業における公正競争の促進

⑥NTTの在り方（総務省）

- a NTTグループの経営形態等については、今後とも加入者系光ファイバ等のネットワークのオープン化を始めとする公正競争環境の整備の推進状況とNTT関係の各事業会社が独立した経営体として相互に公正競争を行う状況を以下のように引き続き注視するとともに、公正な競争を促進するための施策によっても十分な競争の進展が見られない場合は、通信主権の確保や国際競争の動向も視野に入れ、NTTの在り方等の抜本的な見直しを行う。
- (a) NTTのグループ経営の改善と公正競争の確保を図る観点から、地域通信網の開放の徹底、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモに対するNTT持株会社の出資比率の引下げを含むNTTグループ内の相互競争の実現、NTT東西の経営効率化の推進等を内容として作成された競争促進のための自主的な実施計画の実施状況を引き続き注視する。

規制改革推進のための3か年計画 等

▶ 規制改革推進のための3か年計画（再改定）（平成21年3月31日 閣議決定）

I 共通的事項

1 目的(2)本計画の基本的性格

「(略)当面の改革事項として、(中略)を始めとするこれまでの答申、(中略)「規制改革・民間開放集中受付月間」等によりこれまで明らかにされた規制改革関連事項について、これを平成19年度から21年度までの3か年にわたって取り組む事項として確定することにより、その着実かつ速やかな実施を図ることとする」。

5 ICT(情報・通信等)関係

イ 電気通信事業における公正競争の促進

⑦NTTの在り方（総務省）

- a NTTグループの経営形態等については、今後とも加入者系光ファイバ等のネットワークのオープン化を始めとする公正競争環境の整備の推進状況とNTT関係の各事業会社が独立した経営体として相互に公正競争を行う状況を以下のように引き続き注視するとともに、公正な競争を促進するための施策によっても十分な競争の進展が見られない場合は、通信主権の確保や国際競争の動向も視野に入れ、NTTの在り方等の抜本的な見直しを行う。
- (a) NTTのグループ経営の改善と公正競争の確保を図る観点から、地域通信網の開放の徹底、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモに対するNTT持株会社の出資比率の引下げを含むNTTグループ内の相互競争の実現、NTT東西の経営効率化の推進等を内容として作成された競争促進のための自主的な実施計画の実施状況を引き続き注視する。

電気通信事業法第172条に基づくKDDI、ソフトバンク等28者からのNTTドコモの完全子会社化に係る意見申出書（令和2年11月11日）（抜粋）

NTTドコモの完全子会社化により、NTT東・西とNTTドコモの資本的な関係性が強化されると、人的・物的・財務的な一体性が強まり、NTT東・西が保有するボトルネック設備の利用においてNTTドコモが情報・条件面等で優遇されるなど、競争事業者との公平性の観点で懸念が生じるとともに、NTT東・西とNTTドコモが実質的に一体化することによって発揮される強大な市場支配力によって競争事業者が排除される等、電気通信市場における公正な競争環境が阻害される恐れがあります。特に地域の電気通信市場においてはその影響が大きくなる恐れがあります。

また、NTTドコモの完全子会社化は、NTTの在り方を巡る政策議論を踏まえて公表された政府措置（※1）の“完全民営化”の方針に逆行するものであり、NTTドコモに対するNTT持株の出資比率の低下を求めてきた過去の電気通信審議会答申や郵政省報道発表、閣議決定等の趣旨に明確に反するものです。

電気通信審議会等の公開の場での政策議論を踏まえて措置されたNTTドコモ分離に係る政府措置等の公正競争要件を、何ら議論・整理なく、規制対象の当事者であるNTT持株が「環境変化」等を理由に一方的に反故にすることは、政策の策定・運用、規律遵守の体系を覆すことになり問題です。環境変化に応じて政策的措置・公正競争要件を見直すのであれば、公開の場での議論・整理に基づく必要があります。

加えて、NTTドコモの完全子会社化を公表した際の記者会見（令和2年9月29日）において、NTT持株の澤田社長より「NTTドコモを完全子会社したうえで、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下、「NTTコム」という。）やエヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社（以下、「NTTコムウェア」という。）をNTTドコモグループに移管することを検討している。吸収合併するかどうかは今後検討。グループ会社との連携強化について検討していく」趣旨の発言がありました。

NTTコムについては、旧NTTからの分離時の公正競争要件（※2）の対象となっていることに加えて、電気通信事業法で定める特定関係事業者（電気通信事業法第31条第1項）に指定され、第一種指定電気通信設備を設置するNTT東・西との間で厳格なファイアウォール規制（※3）の対象となっており、また、電気通信事業法で定める特定関係法人（電気通信事業法第30条第3項第2号）に指定され、第二種指定電気通信設備を設置しかつ禁止行為対象事業者（電気通信事業法第30条第1項）に指定されるNTTドコモが不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えることをしてはならない対象の事業者となっています。

NTTコムウェアについては、旧NTTからの分離時の公正競争要件（※4）として、NTT内の研究開発成果の開示同等性とNTT内取引の第三者との同等性の確保等の対象となっています。

このような公正競争要件の対象となる特殊なNTTグループ会社の組織改編については、NTTの在り方に関する政策議論を踏まえて措置されてきたNTTの再編成の趣旨は維持しつつも、組織改編によって起こり得る各社のネットワーク・顧客基盤の統合等が及ぼす公正競争への影響を踏まえて、新たな5G/IoT時代に必要な公正競争要件について改めて議論

巨大化するNTTの在り方についての議論が必要であることから、情報通信審議会又は同等の場において、関係事業者等の意見も踏まえて専門的な見地から公開での議論を行うことを要望するとともに、議論にあたっては、電気通信事業の公正な競争の促進を目的とする電気通信事業法第1条及び政府措置等の趣旨に照らし、以下の【実施すべき対応】に記載された対応が行われることを要望します。

【実施すべき対応】

1. 競争事業者等のステークホルダーを含めた公開の場での議論

- (1) 総務省は、公開の場での議論に先立って、経緯に記載したNTTドコモ分離に係る政府措置等の公正競争要件と、今回のNTT持株によるNTTドコモ完全子会社化との関係について、総務省の見解を公表すること。
- (2) 総務省は、NTT持株によるNTTドコモ完全子会社化に関する公正競争上の問題について公開の場で議論を行うにあたり、競争事業者等のステークホルダー、有識者等の第三者を広く募るとともに、NTT持株及び申出対象事業者に対して、議論に必要な以下の具体的なデータ・考え方等を開示させること。

<開示すべき情報>

- ・ 経緯に記載したNTTドコモ分離に係る政府措置等の公正競争要件に対するNTT持株の認識(特に「出資比率の低下」が求められてきた中で、NTTドコモの完全子会社化を公表したこと、及びNTTドコモグループにNTTコム並びにNTTコムウェアの移管を検討していることを表明したことに対する考え)
 - ・ NTT東・西とNTTドコモ間における電気通信業務並びに電気通信業務に関連した周辺的な業務等における取引内容及び取引条件(特に電電公社からNTT東・西が承継した局舎・線路敷設基盤等の利用について、接続ルール外の民間取引を含め、NTTドコモを優遇した取引を行っていないかどうか)、及び競争事業者との電気通信業務並びに電気通信業務に関連した周辺的な業務等における取引において同等性を担保するための措置の考え
 - ・ NTTドコモグループに移管を検討しているNTTコム及びNTTコムウェアの組織改編に係る詳細情報(組織改編後の会社形態、人的関係、ネットワーク等)。なお、NTTコム及びNTTコムウェアをNTTドコモグループに移管する場合は、上述のNTT東・西とNTTドコモ間の取引内容及び取引条件の開示に加えて、NTT東・西と当該2社間の取引内容及び取引条件の開示を要する。
- (3) 総務省は、競争事業者等のステークホルダーの意見も聞きながら、今後の5G/IoT時代に必要な公正競争の担保措置について情報通信審議会又は同等の場において公開の場で議論・検討を行うこと。

2. 公正な競争環境確保のための担保措置

総務省は、項番1に係る議論・検討を踏まえ、必要な公正競争の担保措置(既存の規律

の見直し、新たなガイドライン作成等)を定め、広く国民の意見を求めること。また、措置の対象事業者に対して、当該担保措置の遵守・履行を指導・徹底すること。

事後においても、措置の対象事業者から当該担保措置の遵守・履行状況の報告を求め、総務省において内容を確認した上で、確認結果について公表すること。

公正競争確保の在り方に関する検討会議報告書（案）（令和3年3月3日）
（第3章 各課題についての検討 抜粋）

1214 3. 各論点に対する対応の進め方

1215 2で記載した各論点に対する対応は、以下の（1）～（3）のように進めてい
1216 く必要がある。

1217 （1）NTT東西の特定関係事業者への指定等について

1218 2②(b)に記載のとおり、NTTコムネットワークをNTTドコモに一体化
1219 する場合に、NTTドコモがNTTコムに代わりNTT東西の県間伝送路の主
1220 要な公募調達先となることが想定され、その場合、調達元事業者と調達先事業者
1221 間での役員兼任は公正な公募調達制度の信頼性の観点から不適切であること、
1222 2①(b)に記載のとおり、NTTドコモに対し、NTT東西が接続業務を通じて
1223 知り得た情報を流用するリスクが存在することから、また、2①(a)に記載のN
1224 TT東西によるNTTドコモに対する不当に優先的な取扱い等のリスクも存在
1225 することも踏まえ、新たにNTTドコモをNTT東西の特定関係事業者として
1226 速やかに指定する必要がある。

1227 また、2③(d)のようにNTTグループ内での間接取引（例えば、NTTドコ
1228 モからNTTコムを経由したNTTレゾナントへのMVNO卸取引）により、規
1229 律の対象とならないグループ会社を用いて、禁止行為規制等を潜脱するとの懸
1230 念が実態として現れたり、NTTグループ内の各社間の電気通信役務に係る
1231 取引関係に変化が生じたりした場合（例えば、NTTレゾナントがMVNOとし

1232 て5万契約を超えるユーザー規模になり、NTTドコモの特定関係法人として
1233 追加指定される要件を満たす場合)には、必要に応じ、市場支配的な二種指定事
1234 業者に対する禁止行為規制の対象となる特定関係法人の範囲の見直しや、特定
1235 関係事業者への追加的な指定など、実態に即した対応策について検討すること
1236 が求められる。そのため、そのような実態が生じていないか、継続的に注視して
1237 いくことが適当である。

1238 なお、NTT東西及びNTTコム間の法人営業での共同営業の懸念が引き
1239 続き存在することから、2②(a)のとおり、NTT東西の特定関係事業者として
1240 のNTTコムの指定を引き続き維持する必要がある。

1241 (2) NTT東西及びNTTドコモ等に対する既存ルール等の維持

1242 指定電気通信設備制度や禁止行為規制、累次の公正競争条件など、NTT東
1243 西及びNTTドコモ等に対する既存ルール等により、他事業者等の提起する課
1244 題については、基本的に対応ができていると考えられる。そのため、こうした
1245 既存ルールについて引き続き適正に運用していくとともに、今後、具体的な問
1246 題がないかについての検証において、問題が認められれば、それを踏まえ、既
1247 存ルールの見直しについて検討する必要がある。

1248 第1章2で記載したとおり、NTTに対しては累次の公正競争条件が課され
1249 てきた。こうした公正競争条件のうち、出資比率の低下については、1990年代
1250 後半以降、事業法改正等により制度整備が図られてきていることや、1992年の
1251 移動体分離以降、電気通信市場の大きな環境変化が進んだこと等を踏まえれば、
1252 その維持の必要性は薄れたものと考えられる一方、出資比率の低下以外の条件
1253 については、引き続き、NTTグループ各社において遵守される必要がある。ま
1254 た、2②(b)に記載のとおり、NTTコムとNTT東西の間の公正競争条件につ
1255 いて、NTTコムのネットワークがNTTドコモに移管されるのであれば、新た
1256 に、NTTドコモとNTT東西の間においても遵守される必要がある。改めて、
1257 それぞれの公正競争条件について、条件の対象となる主体がどの会社であり、当
1258 該会社にどの条件が適用されるのかなどの整理をした上で、NTTグループ各
1259 社において遵守されるよう、総務省において遵守状況を継続的に検証してい
1260 などの対応を行う必要がある。

1261 出資比率の低下の条件を維持する必要性は薄れたと考えられるものの、これ

1262 までの考え方²⁶と同様に、毎年の市場検証会議等において、継続的に検証を行い、
1263 個々の検証結果や市場環境の変化等を総合的に判断した上で、公正競争上の問
1264 題となり得る具体的な事象が新たに確認され、既存ルールの見直しでは対応で
1265 きないような場合には、再度、NTTグループの在り方も含め、公正競争確保の
1266 観点から必要な方策等について検討を行う必要がある。

1267 (3) 市場検証の強化

1268 NTTドコモの完全子会社化等の動きも含め、電気通信市場を取り巻く競争
1269 環境には大きな変化が生じてきており、電気通信事業者間の公正な競争環境を
1270 確保していくためには、市場の実態把握や、既存ルール等の遵守状況の検証がこ
1271 れまで以上に重要となる。そのため、市場検証会議等における検証を強化する必
1272 要がある。

1273 市場検証会議等における検証の強化に当たっては、市場の実態をより広く把
1274 握するため、市場分析における検証対象を拡大するとともに、既存ルール等の遵
1275 守状況等をより精緻に検証するため、現行の検証手法のうち不十分な点を見直
1276 す必要がある。また、より効率的・効果的な検証を行うため、毎年度の検証項目
1277 のうち特定の項目を重点的検証の対象と位置づけるなど、検証の枠組みの見直
1278 しも行う必要がある。

1279 検証対象の拡大としては、市場検証会議における市場分析において、NTT
1280 のみならず、必要に応じて、比較対象として他事業者等からもデータを取得し
1281 たうえで、法人向けネットワーク（WAN サービス等）市場やIoT向け通信サービ
1282 ス市場に限らず、法人向けサービスの実態把握を強化することが考えられる。
1283 また、グローバルな視点も持ちつつ、新たに、研究開発競争に係る状況を継続
1284 的に確認していくことも考えられる。

²⁶ 「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次
答申～IT時代の競争促進プログラム～（平成12年12月21日電気通信審議会）」におい
ては、「NTTの在り方」への基本的スタンスとして、①電気通信分野における公正有効競
争を徹底するという観点からは、NTTの完全資本分離型再編成が最も有効な方策の一つ、
②しかし、インターネットや携帯電話の急激な普及など市場環境が大きく変貌しようとし
ており、NTTの経営形態について完全資本分離が唯一の解決方策と結論づけることは時
期尚早、③持株会社方式のメリットを失うことによる問題が生じないか、特に、NTTグル
ープの研究開発力の低下を招くおそれがないか検討が必要、④そこで、現在の持株会社方式
の下において、最大限有効と考え得る様々な競争政策を講じることとするが、これらの施策
が期待したとおりの効果を発揮しない場合には、完全資本分離を含むNTTグループの経
営形態の抜本的な見直しに着手することが妥当、とされている。

1285 検証手法の見直しとしては、NTT東西及びNTTドコモにおける禁止行為
1286 規制の遵守状況等の確認について、NTTのみならず、必要に応じて、比較対
1287 象として他事業者等からも客観的なデータを取得し、それに基づく検証を行う
1288 ことが考えられる。また、NTT東西の有する情報の目的外利用が行われてい
1289 ないかを検証する上で、接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐ
1290 ための措置・実施状況の詳細について、非公開情報も含めてNTTからヒアリ
1291 ングするための非公開会合を市場検証会議において設け、NTTと市場検証会
1292 議の構成員との間で質疑応答を行う機会を設けることが考えられる。非公開会
1293 合における検証プロセスの透明性を確保する観点から、検証プロセスの詳細ま
1294 では公開できないにしても、可能な範囲で、ヒアリング項目や検証結果の概要
1295 の公表などを行うことも考えられる。そのほか、全国市場に加え、各地域市場
1296 で競争事業者の排除など公正競争上の具体的な問題が発生していないか、継続
1297 的に確認していくことも考えられる。

1298 検証の枠組みの見直しとしては、毎年度の検証項目のうち、特に詳細に又は集
1299 中的に検証する必要のある項目を重点的検証の対象と位置づけることが考えら
1300 れる。

1301 なお、今後、本報告書に記載した検証等の強化の内容を踏まえ、市場検証会議
1302 において、スケジュールも含めて検討の上、さらなる具体化を図り、可能な範囲
1303 で今年度の市場検証より実施していくとともに、見直した検証項目等を盛り込
1304 むため基本方針を改定するなどの進め方が考えられる。また、検証の強化に当た
1305 って、市場の実態等を正確に把握するためには、客観的なデータが必要であり、
1306 そのため、NTTはもとより、広く他事業者等の協力も得て必要なデータを取得
1307 していくことが重要である。関係事業者等から取得するデータについては、市場
1308 環境の変化等に応じて、検証の内容を随時見直しつつ、新たに必要になったデー
1309 タや不要になったデータなどを常に整理・検討していく必要がある。

KDDI、ソフトバンク等21者からの「公正競争確保の在り方に関する検討会議 報告書(案)」に係る意見申出書(令和3年4月5日)(抜粋)

別紙

「公正競争確保の在り方に関する検討会議 報告書(案)」について、次のとおり意見します。

なお、本意見書は株式会社 IDC フロンティア、株式会社アットアイ、Edit.Net 株式会社、オーシャンブロードバンド株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、沖縄通信ネットワーク株式会社、関西ブロードバンド株式会社、KDDI 株式会社、Colt テクノロジーサービス株式会社、ZIP Telecom 株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社ソラコム、中部テレコミュニケーション株式会社、株式会社 TAM、徳之島ビジョン株式会社、有限会社ナインレイヤーズ、株式会社新潟通信サービス、ビッグロープ株式会社、UQ コミュニケーションズ株式会社、LINE モバイル株式会社、Wireless City Planning 株式会社、計21社の総意のもと提出するものです。宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

【意見内容】

弊社共は、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」の報告書の取りまとめにあたっては、要望の背景にあるとおり、「情報通信行政検証委員会」の検証結果も踏まえて検討、取りまとめることが必要であると考え、以下の3点を要望します。

1. 「公正競争確保の在り方に関する検討会議」が、日本電信電話株式会社(以下、「NTT持株」という。)による2020年9月29日付けの株式会社NTTドコモ(以下、「NTTドコモ」という。)に対する株式公開買付け手続きに端を発していること、及び当該事案と今般のNTT持株と総務省の関係において判明した事案等により、情報通信行政が歪められたのではないかの疑念が国民に生じている状況を踏まえ、NTTドコモの完全子会社化に係る一連の行政対応が歪められていなかったか、「情報通信行政検証委員会」による徹底した真相究明を行うこと。
2. 「情報通信行政検証委員会」の検証結果を踏まえ、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」の報告書の措置内容が十分なのか、さらに強化すべき措置内容がないのか等、改めて議論を行い、当該議論の結果を報告書に反映すること。それが完了するまでの間、NTTドコモによるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社の子会社化といった、NTTドコモの完全子会社化を踏まえた一連の統合・再編成等について一方的に進めることのないよう、総務省がNTT持株等を指導・徹底すること。
3. NTT持株等と総務省の関係において判明した事案等により“行政の公正性”に疑義が生じたことを踏まえ、今後の検討及び検証においては、NTTグループの在り方を含めて必要な検討の推進を図ること。

